

守山市
子ども・若者
応援プラン 2025

令和7（2025）年度～令和11（2029）年度

令和7(2025)年3月
守 山 市

目 次

第1部 総 論.....	1
第1章 計画の策定にあたって	3
第1節 策定の背景・目的.....	3
第2節 計画の位置づけ	4
第3節 計画の対象	7
第4節 計画の期間	7
第5節 計画の策定体制	7
第2章 守山市の子ども・家庭・若者を取り巻く現状と課題	8
第1節 親と子を取り巻く現状.....	8
第2節 子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果の概要	23
第3節 小・中学生の意見聴取結果の概要.....	43
第4節 若者の意見聴取結果の概要.....	50
第5節 新たな計画における主な課題	52
第3章 計画の基本的な考え方.....	57
第1節 計画の基本理念	57
第2節 計画制定にあたっての方向性	58
第3節 基本目標.....	59
第4節 施策の体系	61
第2部 各 論	63
第4章 施策の展開	65
基本目標1 社会全体で子育てを支えるネットワークづくり.....	66
基本目標2 愛情とゆとりある家庭環境づくり.....	70
基本目標3 のびのびと遊び行動できる地域づくり.....	73
基本目標4 子ども・若者の健やかな成長と自立支援	77
基本目標5 夢を持って心豊かに育つことのできる教育・保育の充実.....	88
第5章 事業の見込量と確保方策(子ども・子育て支援事業計画)	97
第1節 子ども・子育て支援事業計画について	97
第2節 将来の子どもの人口.....	98
第3節 教育・保育提供区域の設定	101
第4節 乳幼児期の教育・保育の見込量と確保方策	104
第5節 地域子ども・子育て支援事業の見込量と確保方策.....	109

第6章 計画の推進	139
第1節 計画の推進体制	139
第2節 計画の進行管理	140
資料編.....	141
1 計画の策定経過.....	143
2 守山市子ども・子育て会議条例.....	145
3 守山市子ども・子育て会議 委員名簿	147

第1部 総論

第1章 計画の策定にあたって

第1節 策定の背景・目的

守山市においては、基本理念として「親子の笑顔が輝くまちづくり～地域の「わ」で親子の笑顔をつなぐ守山～」を掲げ、これまで進めてきた取組および、就学前の子どもの教育・保育の提供や子育て支援の充実など、包括的な子ども・子育て支援の取組のさらなる充実を図り、令和2（2020）年に「守山市子ども・子育て応援プラン2020」を策定しました。

全国的には急速な少子高齢化に歯止めがかからない状態が続くなかで、守山市では依然として人口の増加が進んでいるものの、ここ数年、子どもの人口は減少が続いています。一方、女性のフルタイムでの就労の増加から、保育ニーズのさらなる高まりを受け、サービス基盤の強化、待機児童対策は急務となっています。

国においては、依然続く少子化の進行や待機児童の問題、多様化する子育てに関する諸問題に対応するため、令和3（2021）年12月に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定され、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて（こどもまんなか社会）、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするための新たな司令塔として、こども家庭庁が創設されました。

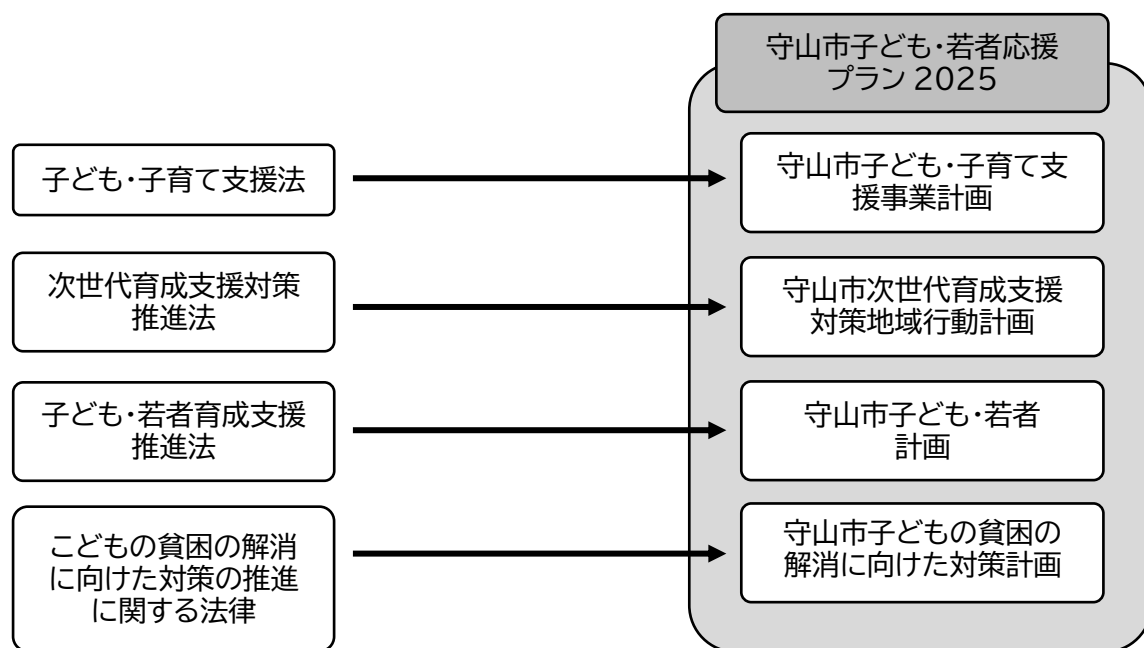
また、令和5（2023）年4月に施行された「こども基本法」および、こども施策を総合的に推進するための基本的な方針、重要事項をまとめた「こども大綱」が令和5年（2023）年12月に定められ、地方公共団体はそれらを勘案した「こども計画」の策定に努めることとされました。

これらの状況を勘案するなか、前計画である「守山市子ども・子育て応援プラン2020」におけるこれまでの取組および国、県の方針、市の上位計画等を踏まえ、今後の就学前の子どもの教育・保育の提供や子育て支援の充実、待機児童問題への十分な対応を図るとともに「子ども・若者計画」も包含して計画的に推進していくため、守山市版こども計画である「守山市子ども・若者応援プラン2025」（以下「本計画」と言います。）を策定します。

第2節 計画の位置づけ

1. 法令的根拠

本計画は、「こども基本法」第10条第2項に基づく「市町村こども計画」としてこども大綱を勘案するとともに、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、「次世代育成支援対策推進法」第8条第1項に定める「市町村行動計画」、「子ども・若者育成支援推進法」第9条第2項に定める「子ども・若者計画」および「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第10条第2項において、市町村の努力義務として定められている「市町村子どもの貧困対策計画」を一体的なものとして策定しています。



◆「子ども・子育て支援法」第61条第1項

市町村は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

◆「次世代育成支援対策推進法」第8条第1項

市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「市町村行動計画」という。)を策定することができる。

◆「子ども・若者育成支援推進法」第9条第2項

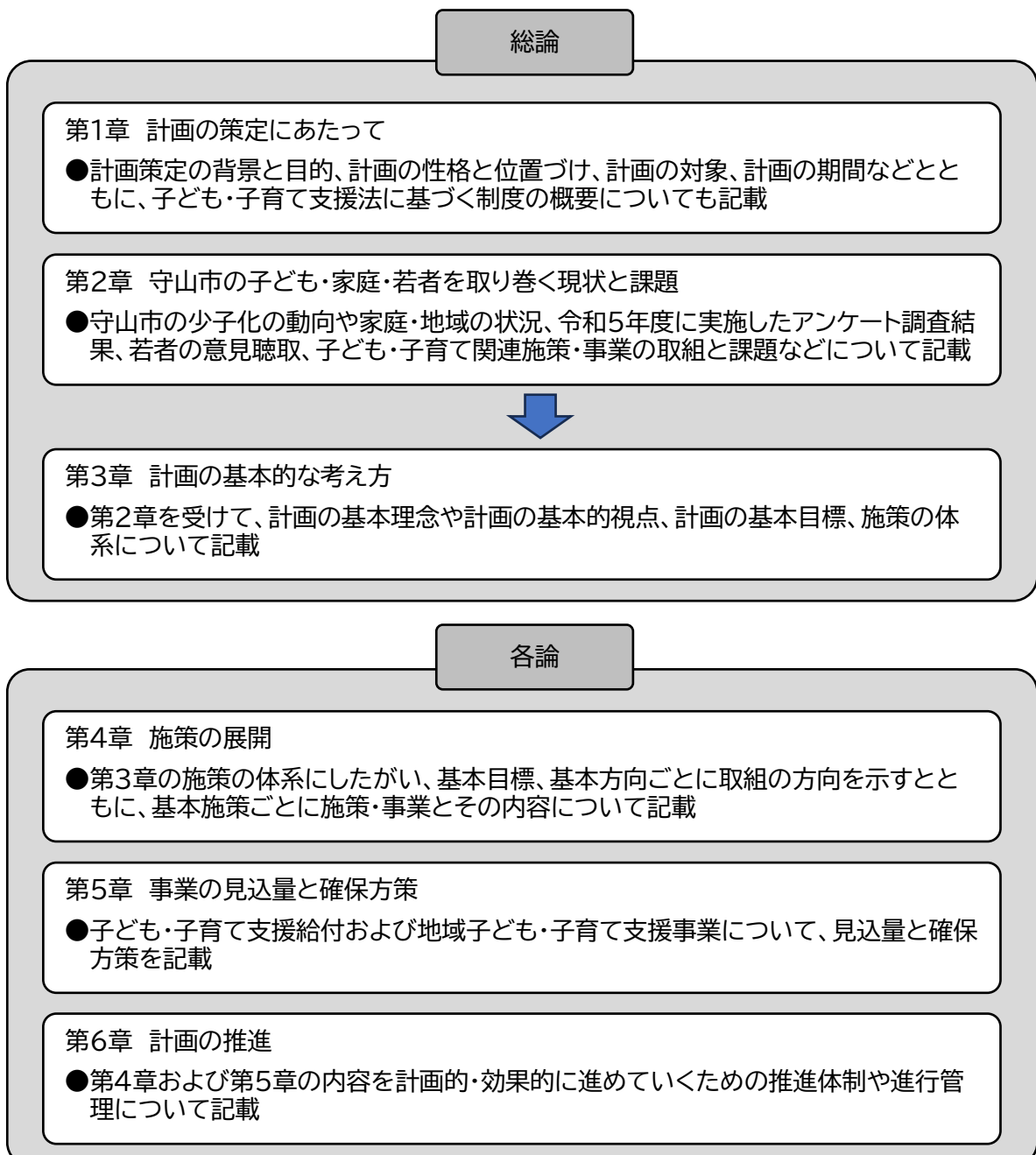
市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱(都道府県子ども・若者計画が定められているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画)を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画(次項において「市町村子ども・若者計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

◆「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第10条第2項

市町村は、大綱(都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画)を勘案して、当該市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画(次項において「市町村計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2. 計画の構成

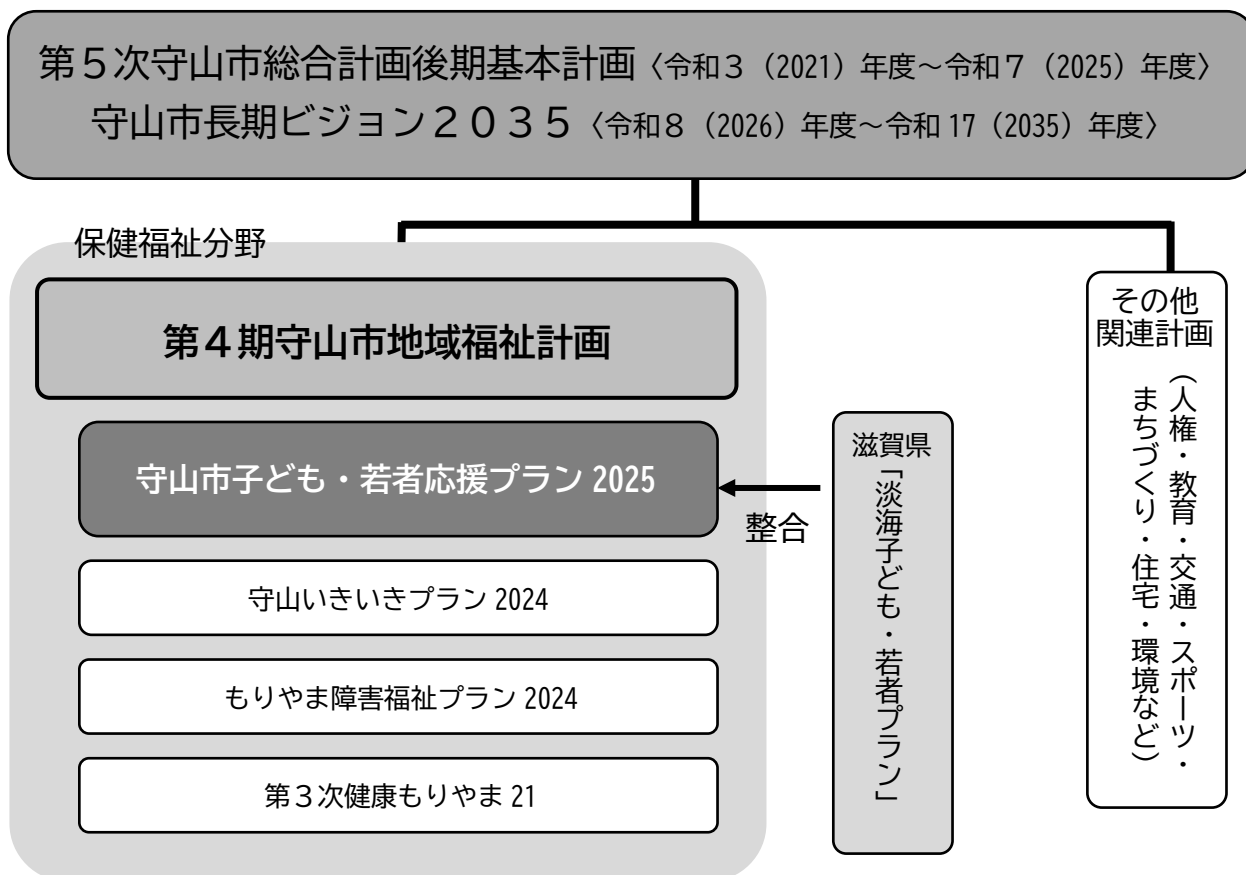
本計画は、第1章から第6章と資料編とで構成されています。第1章から第3章は総論、第4章から第6章は各論としています。第3章は第2章の守山市の子どもと家庭と若者を取り巻く現状と課題を受けて、子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援対策地域行動計画、子ども・若者計画および子どもの貧困の解消に向けた対策計画とを一体的に進めるための基本的な考え方を記載しています。



3. 関連計画との位置づけ

本計画は、守山市の最上位計画である「第5次守山市総合計画後期基本計画」および次期総合計画である「守山市長期ビジョン 2035」の部門別個別計画として位置づけられます。また、本計画は、守山市の関連する個別計画と整合・調和を図りながら策定しています。

上位計画・関連計画との連携



4. 計画の性格

本計画は、こどもの育ちや子育て家庭、若者に対する支援の総合的な取組の基本的方向と、就学前の子どもの教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業と若者支援事業の具体的な取組を示すものであり、市民をはじめ、保育所(園)、幼稚園、認定こども園、学校、企業、関係団体、行政がそれぞれの立場において、こどもの育ちや子育て家庭に対する支援に取り組むための指針となるものです。

第3節 計画の対象

「子ども・子育て支援法」に基づき、「子ども」は18歳未満、「若者」は「子ども・若者育成支援推進法」に定める『子供・若者育成支援推進大綱』に基づき18歳から39歳までと定義されています。

「こども基本法」第2条において、「こども」とは、心身の発達の過程にある者を言う、とあります。

以上のことから、心身の発達の過程にある子ども・若者を計画の対象とすることとします。

また、子育て支援を行政と連携・協力して担う、企業、地域住民・団体等も対象になります。

第4節 計画の期間

本計画の期間は、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間とします。ただし、子ども人口の推移や事業の進捗状況等により、計画期間内に一部事業や内容を見直すこともあります。

計画の最終年度には、それまでの成果と課題などを踏まえて全面的に見直し、新たに次期5年間の計画を策定します。

令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
守山市子ども・子育て応援プラン 2020					守山市子ども・若者応援プラン 2025				
				見直し			中間 見直し		見直し

第5節 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、プラン策定作業を効率的かつ効果的に進め、連絡調整を円滑に進めるため、庁内推進会議を新たに立ち上げ、策定内容について議論を行いました。

その後、子ども・子育て支援法第72条第1項の規定に基づく「守山市子ども・子育て会議」において、計画関連事項について審議を行いました。

また、就学前の子どもと保護者および小学生の保護者を対象に、市民意識やニーズ把握の基礎とするための子ども・子育て支援に関するニーズ調査と、小学5年生、中学2年生および若者を対象とした意見聴取を実施し、計画策定に反映しました。

さらに、本計画に対する市民の意見を募集するため、パブリックコメントを実施しました。

第2章 守山市の子ども・家庭・若者を取り巻く現状と課題

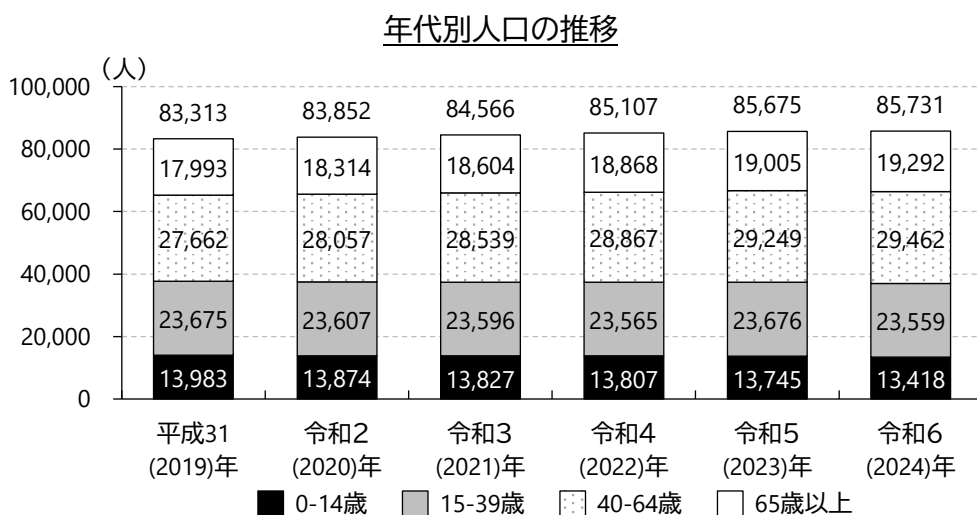
第1節 親と子を取り巻く現状

1. 人口の推移

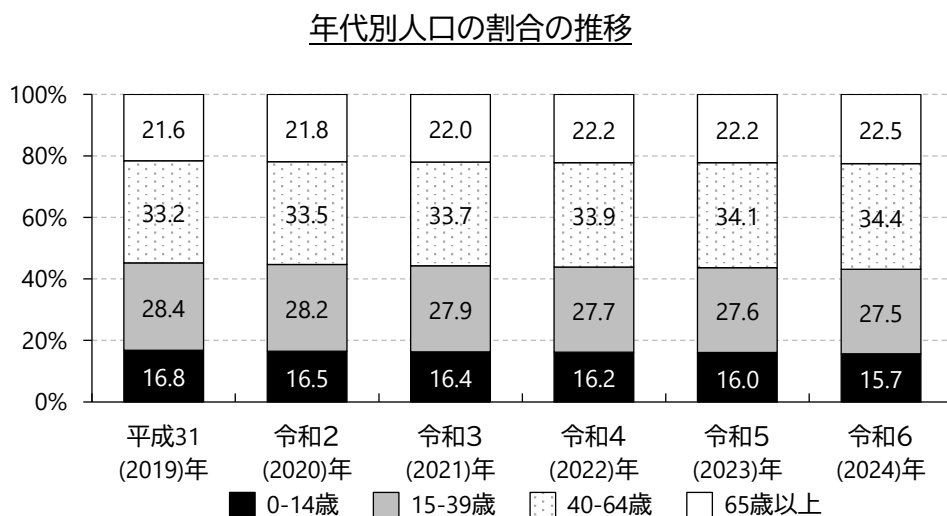
(1) 総人口、年代別人口の推移 ～総人口は40歳以上で増加傾向～

総人口は、増加が続いており、「40～64歳」、「65歳以上」はともに増加が続いています。一方で「0～14歳」は減少が続いており、令和6(2024)年では13,418人と平成31(2019)年と比べ、565人の減少となっています。

年代別の割合をみても、「0～14歳」は減少傾向にあり、令和6(2024)年では15.7%と平成31(2019)年と比べ、1.1ポイントの減少となっています。



資料：住民基本台帳(各年4月1日時点)

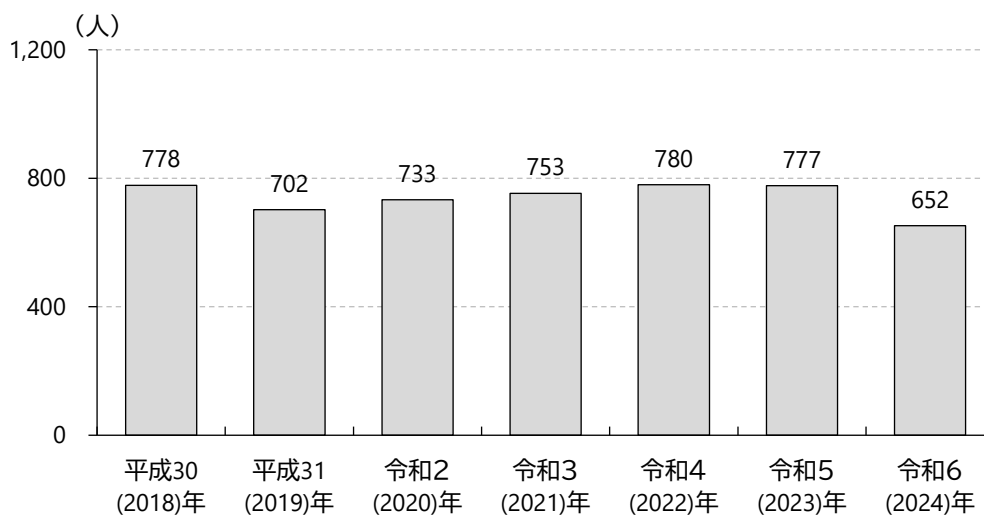


資料：住民基本台帳(各年4月1日時点)

(2) 出生の動向 ～出生数は横ばいで推移～

守山市の出生数は、令和5(2023)年まで700人を上回っていましたが、令和6(2024)年は652人まで減少しています。

出生数の推移

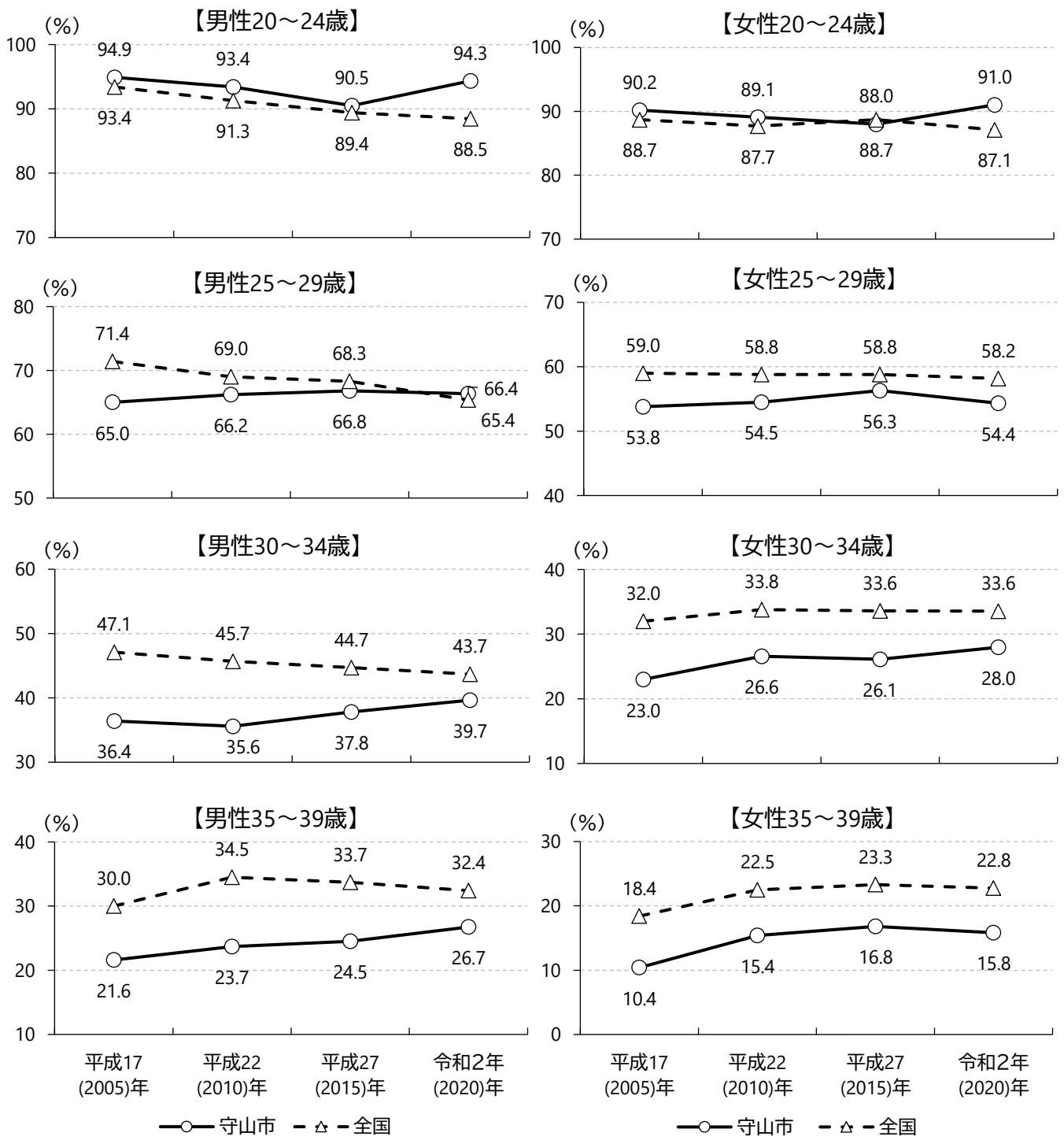


資料:令和4(2022)年までは守山市統計書、令和5(2023)年以降は住民基本台帳(各年4月1日時点)

(3) 未婚率の推移 ～男女ともに30歳代で全国水準を下回るものの男性は上昇傾向～

守山市の未婚率の推移を性別、年齢別にみると、令和2(2020)年時点で男性の25～29歳を除いた年代、女性の20～24歳、30～34歳で、平成27(2015)年と比べ上昇しており、晩婚化の傾向が表れています。令和2(2020)年の未婚率を全国水準と比べると、男女の30～34歳、35～39歳と女性の25～29歳は守山市の方が低くなっています。

性別・年齢別未婚率の推移



資料:国勢調査

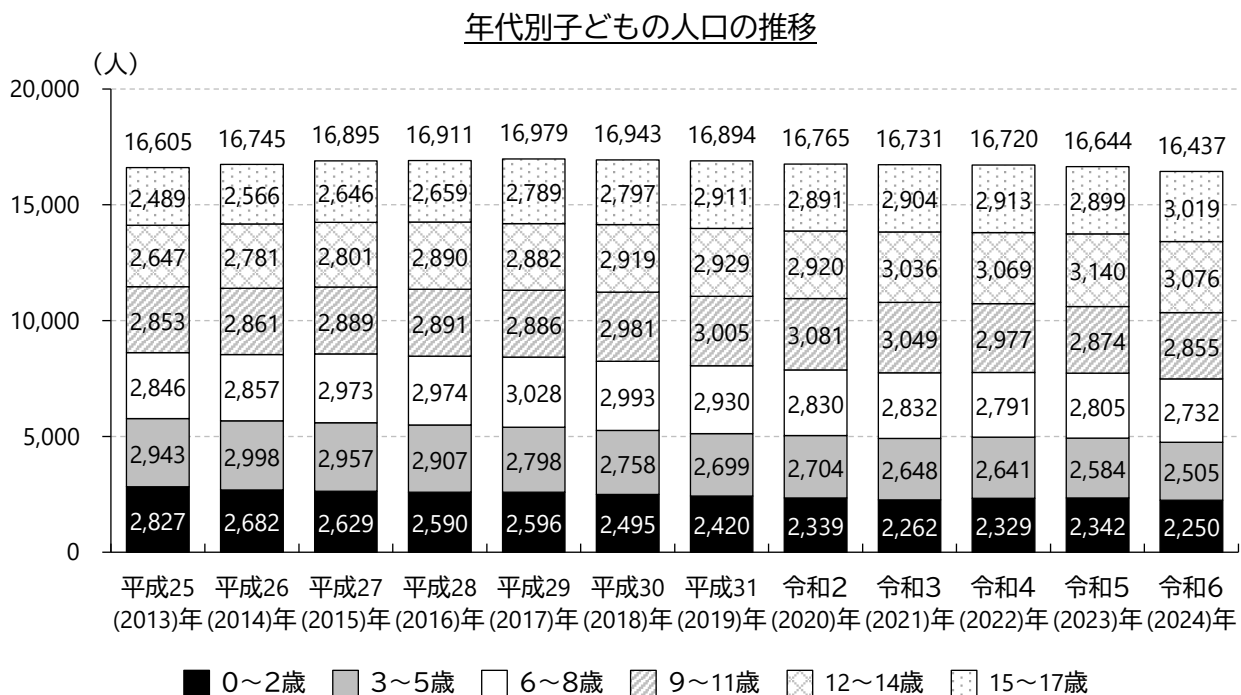
2. 子どもの人口の推移

(1) 年代別子どもの人口の推移 ～平成29(2017)年度をピークに減少傾向～

18歳未満の子ども的人口の推移をみると、平成29(2017)年をピークに、減少が続いており、令和6(2024)年3月末時点では16,437人となっています。

年代別にみると、0～2歳は平成25(2013)年では2,800人台でしたが、令和6(2024)年には2,200人台まで減少しています。

令和6(2024)年の子ども的人口は、12～14歳が3,076人と最も多く、次いで、15～17歳が3,019人、となっており、0～2歳が2,250人と最も少なくなっています。



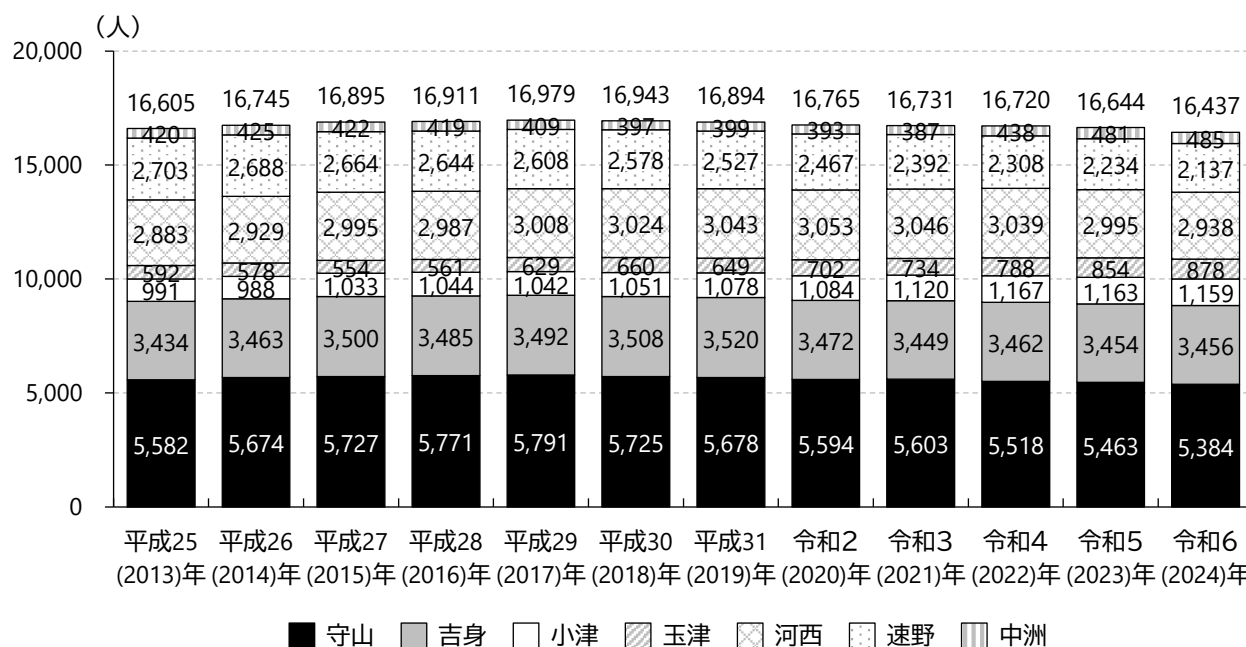
資料：住民基本台帳(各年3月末時点)

(2) 学区別子どもの人口の推移 ～守山学区、速野学区で減少傾向～

学区別に子どもの人口の推移をみると、守山学区は平成29(2017)年をピークに以降は減少し、令和3(2021)年に一旦増加しましたが、再び減少が続いています。吉身学区は平成25(2013)年以降、3,400～3,500人台で推移しており、大きな増減はありません。速野学区は平成29(2017)年までは2,600人台でしたが、令和6(2024)年では2,137人にまで減少しています。

令和6(2024)年の学区別子ども人口は、守山学区が5,384人(32.8%)で最も多く、次いで吉身学区が3,456人(21.0%)、河西学区が2,938人(17.9%)、速野学区が2,137人(13.0%)、小津学区が1,159人(7.1%)、玉津学区が878人(5.3%)、中洲学区が485人(3.0%)となっています。

学区別子どもの人口の推移



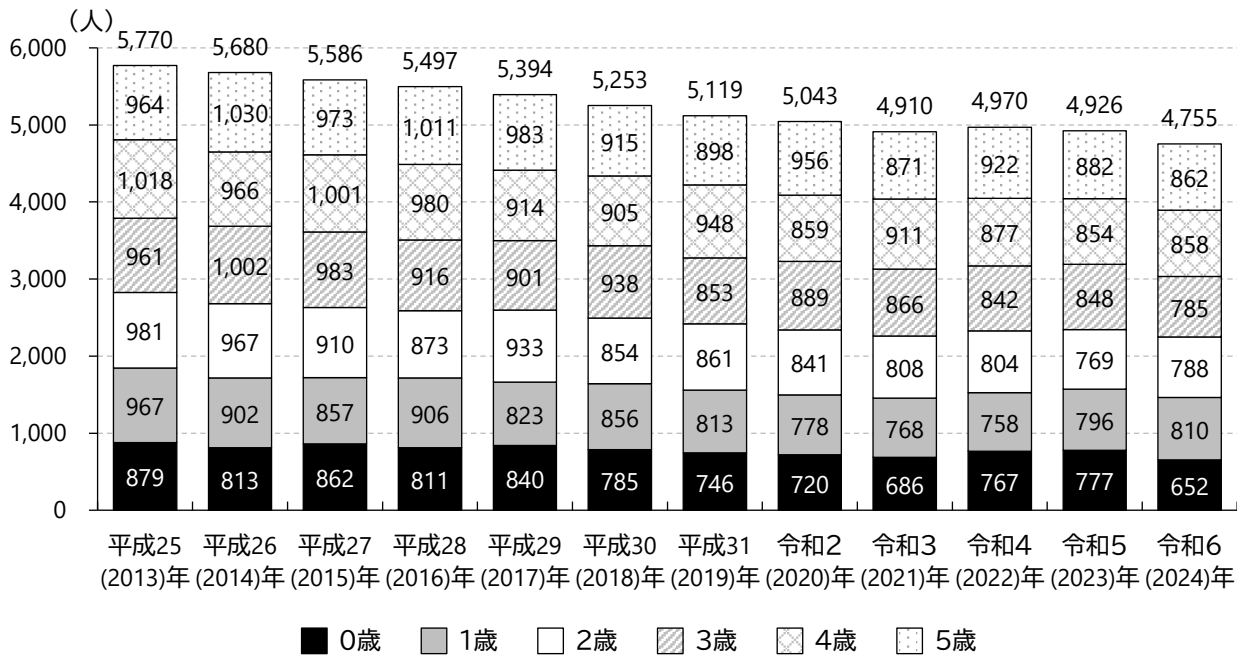
資料：住民基本台帳(各年3月末時点)

(3) 就学前人口の推移 ～平成25(2013)年をピークに減少傾向～

子どもの人口のうち、就学前の0歳～5歳の人口をみると、総数は平成25(2013)年をピークに減少傾向にあり、令和6(2024)年には4,755人となっています。

令和6(2024)年の年齢別子ども人口は、5歳が862人と最も多く、0歳が652人と最も少なくなっています。

就学前人口の推移



資料：住民基本台帳(各年3月末時点)

3. 就労状況

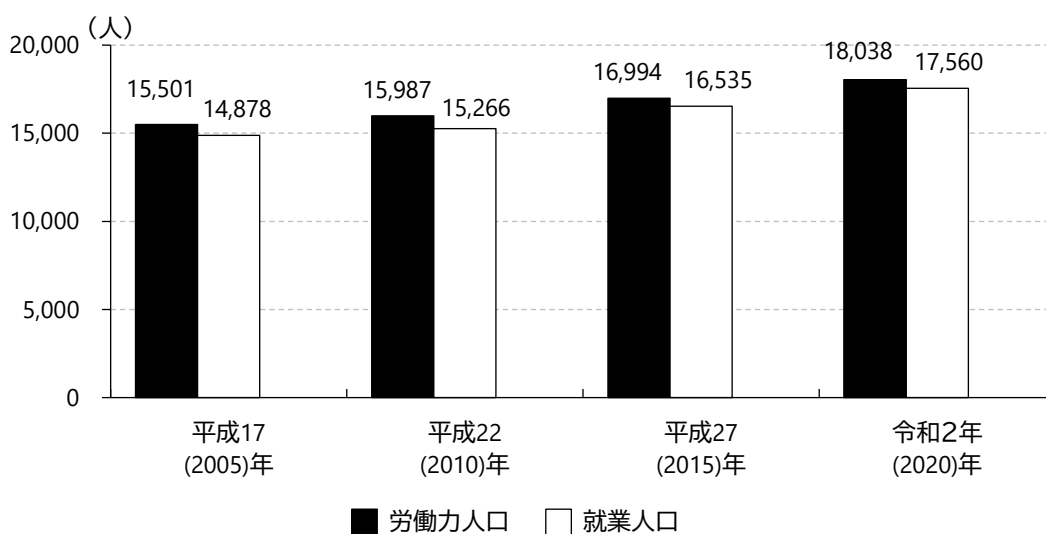
(1) 女性の労働力人口、就業人口の推移 ～就業人口、労働力率ともに増加傾向～

平成17(2005)年以降の女性の労働力人口(15歳以上の人口のうち、就業者・完全失業者の合計)および就業人口はともに増加を続け、令和2(2020)年にはそれぞれ18,038人、17,560人となっています。

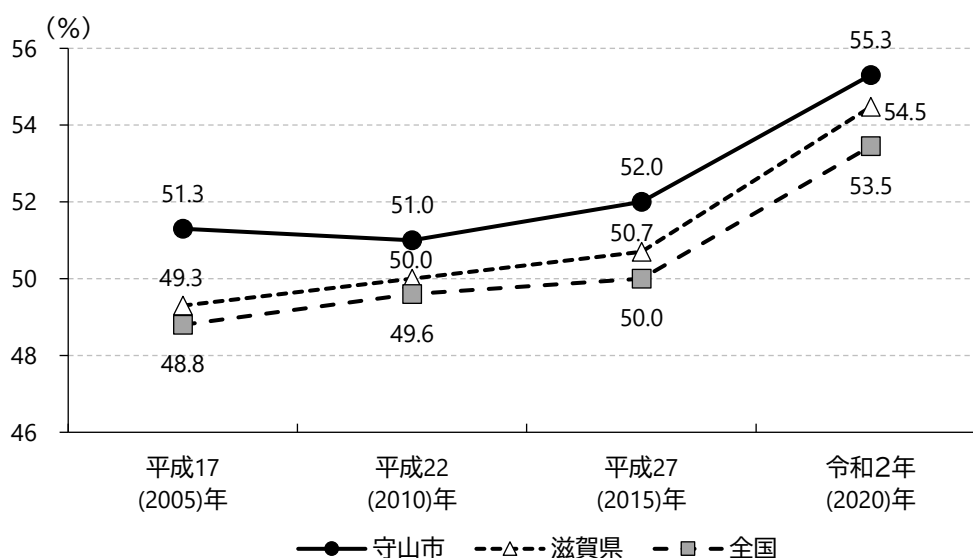
また、女性の15歳以上人口に占める労働力人口の割合(労働力率)は、平成22(2010)年から増加が続いており、令和2(2020)年には55.3%となっています。

守山市の労働力率は、全国や滋賀県よりも高い水準で推移しています。

女性の労働力人口、就業人口の推移



女性の労働力率の推移



資料:国勢調査

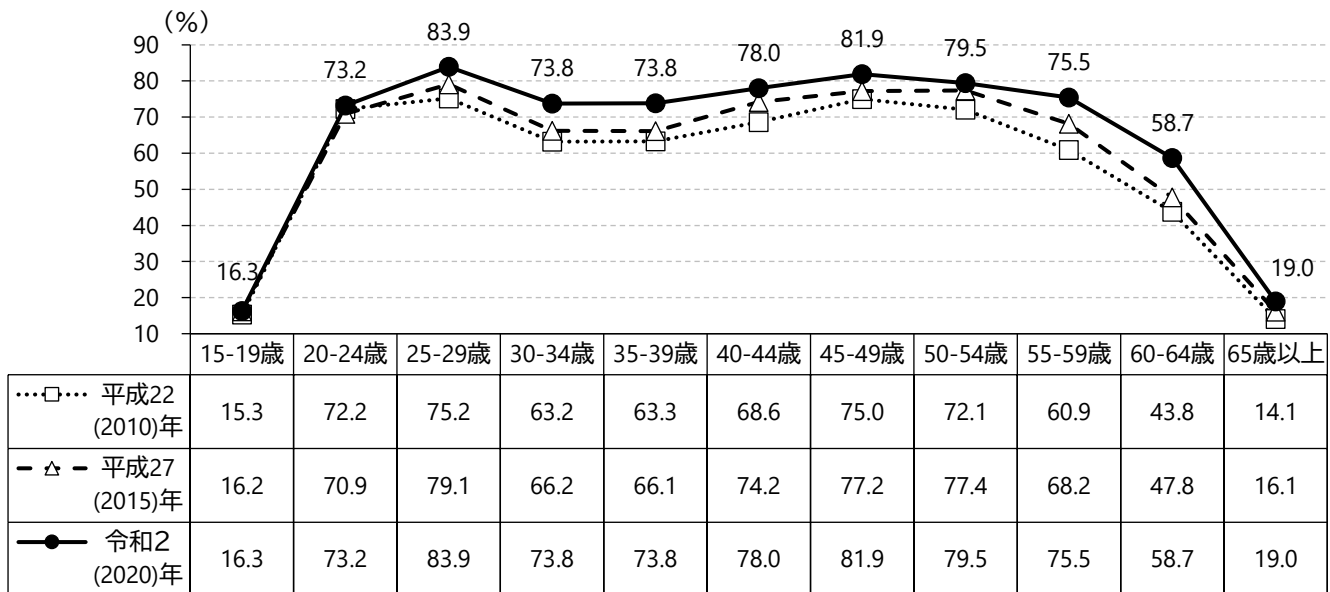
※労働力率=労働力人口÷(総数-労働力状態不詳)×100

(2) 女性の年齢5歳階級別労働力率の推移 ～M字カーブは改善傾向～

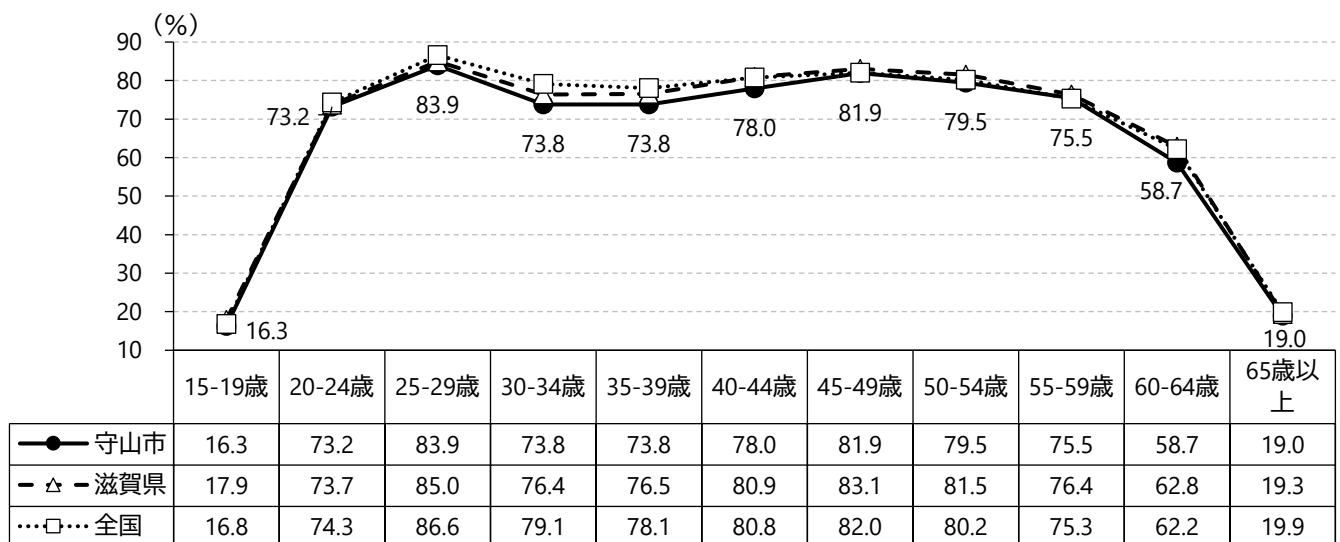
令和2(2020)年の子育て世代の女性の労働力率は、「25～29歳」が83.9%、「30～34歳」が73.8%、「35～39歳」が73.8%と、平成22(2010)年と比較して高く、いわゆる「M字カーブ」の傾向は少なくなっています。

守山市の30～34歳、35～39歳、40～44歳の労働力率は、全国や滋賀県と比べ、低くなっていますが、他の年齢層では、大きな差はみられません。

女性の年齢5歳階級別労働力率の推移



女性の年齢5歳階級別労働力率の比較（令和2（2020）年）



資料：国勢調査

※労働力率＝労働力人口÷（総数－労働力状態不詳）×100

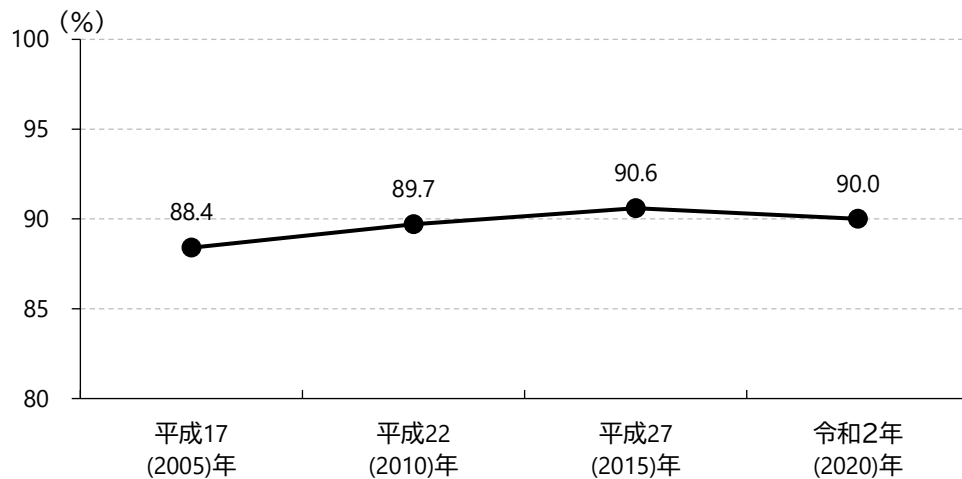
(3) 昼間人口と就業者の流出入先 ～昼間人口率は90%台を維持～

守山市の常住人口に対する昼間の人口率は、おおむね90%程度で推移しています。

令和2(2020)年の就業者の流入もとは、大津市が第1位で4,039人、第2位が草津市、第3位が栗東市、第4位が野洲市、第5位が近江八幡市となっています。

一方、就業者の流出先は、草津市が第1位で4,832人、第2位が大津市、第3位が野洲市、第4位が栗東市、第5位が京都府となっています。

昼間人口率の推移



就業者の流出入人口上位5地区（令和2（2020）年）

	流入			流出		
	都市名	人口(人)	構成比(%)	都市名	人口(人)	構成比(%)
第1位	大津市	4,039	22.8	草津市	4,832	17.1
第2位	草津市	3,587	20.3	大津市	4,236	15.0
第3位	栗東市	2,950	16.7	野洲市	3,921	13.9
第4位	野洲市	2,742	15.5	栗東市	3,870	13.7
第5位	近江八幡市	1,365	7.7	京都府	3,759	13.3
総数		17,702	100.0		28,179	100.0

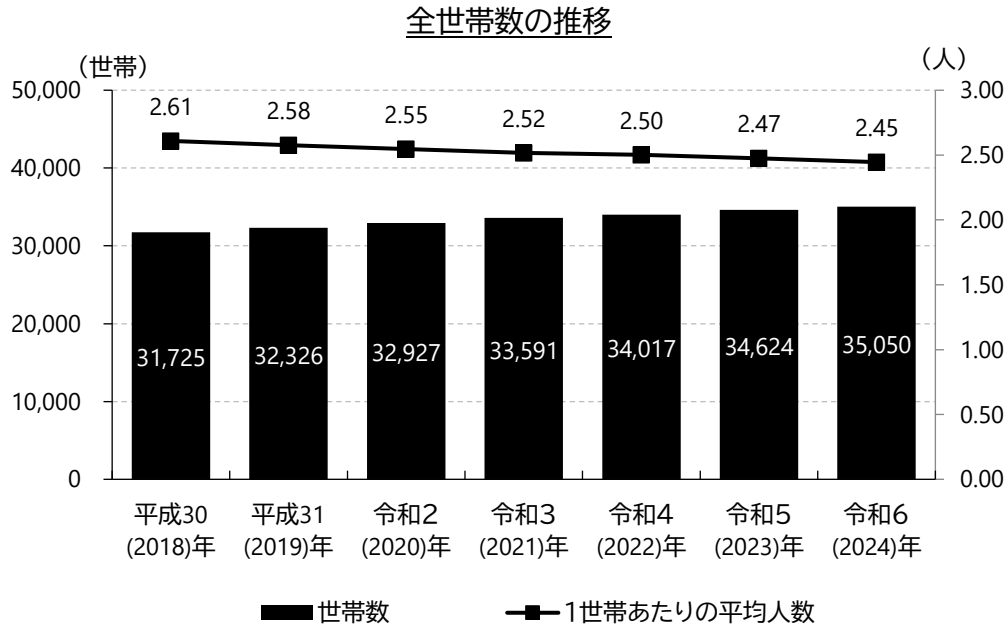
資料：国勢調査

※昼間人口率＝昼間人口÷夜間人口

4. 世帯の動向

(1) 全世帯数の推移 ～世帯規模は縮小傾向～

住民基本台帳のデータでみると、世帯数は平成30(2018)年以降増加が続いており、令和6(2024)年の世帯数は35,050世帯となっています。1世帯あたり人員は、世帯の増加に伴い年々減少が続き、令和6(2024)年には2.45人となっています。



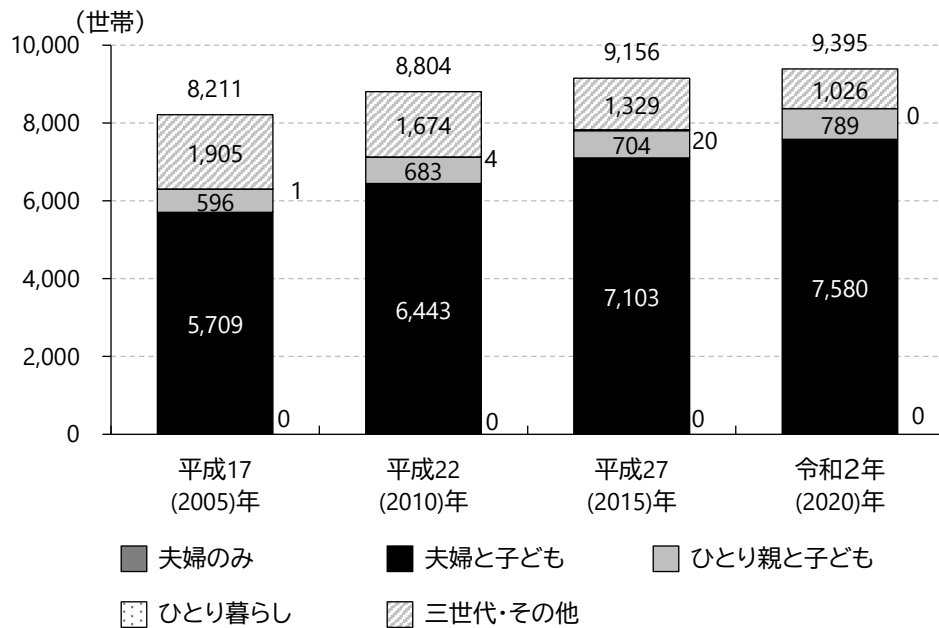
資料：住民基本台帳(各年3月末時点)

(2) 子どものいる世帯数の推移 ～核家族化が進行～

18歳未満の親族のいる一般世帯総数は、増加が続いており、令和2(2020)年は9,395世帯となっています。

家族類型別にみると、「夫婦と子ども」は増加が続いていますが、「三世代・その他」は減少が続いていることから、核家族化の傾向が強くなっていることがわかります。

家族類型別 18歳未満の親族のいる世帯数の推移

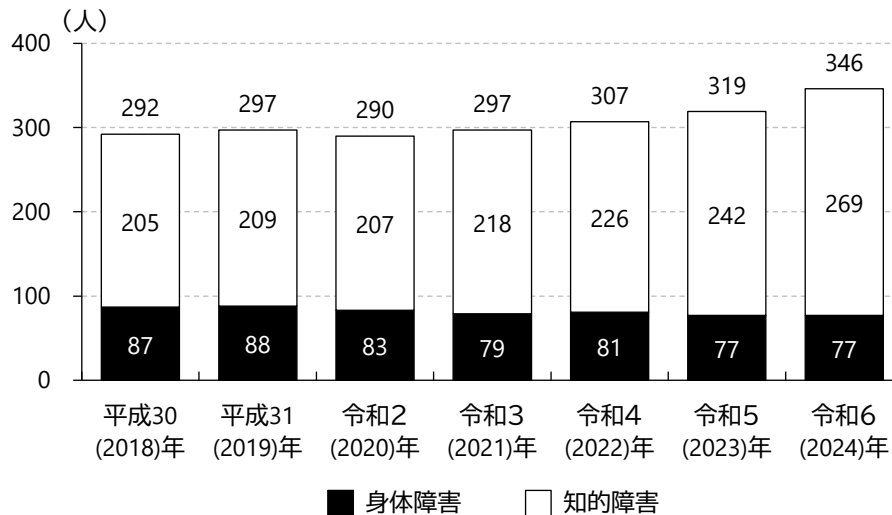


資料:国勢調査

(3) 障害のある児童の推移 ～身体障害は減少、知的障害は増加傾向～

障害のある児童の推移(身体障害者手帳、療育手帳所持者数)をみると、身体障害は減少傾向、知的障害は増加傾向にあり、障害のある児童全体では、増加傾向にあります。令和6(2024)年では身体障害が77人、知的障害が269人となっています。

身体・知的障害のある児童の推移



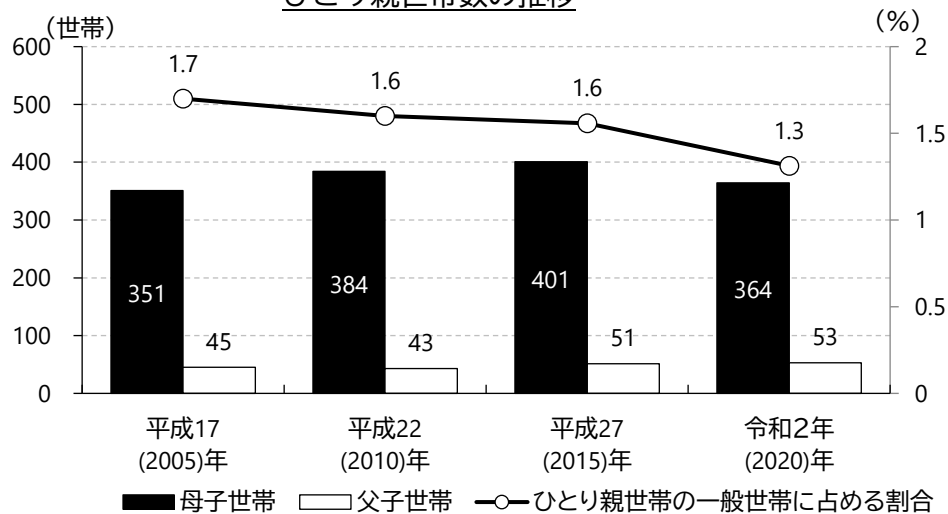
資料:障害福祉課(各年度末)

(4) ひとり親世帯数の推移 ～母子世帯は減少、父子世帯は増加傾向～

平成27(2015)年と令和2(2020)年を比べると、母子世帯は401世帯から364世帯に減少している一方で、父子世帯は51世帯から53世帯に増加しています。

ひとり親世帯の一般世帯総数に占める割合は、減少傾向にあり、令和2(2020)年は1.3%と、平成27(2015)年と比べ、0.3ポイント減少しています。

ひとり親世帯数の推移

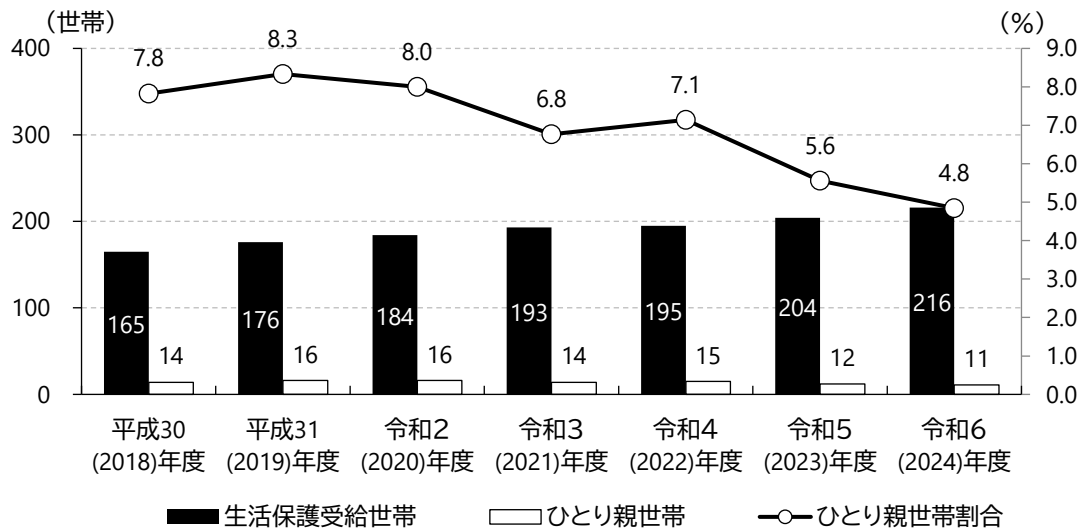


資料:国勢調査

(5) 生活保護受給世帯におけるひとり親世帯数の推移 ～世帯割合は減少傾向～

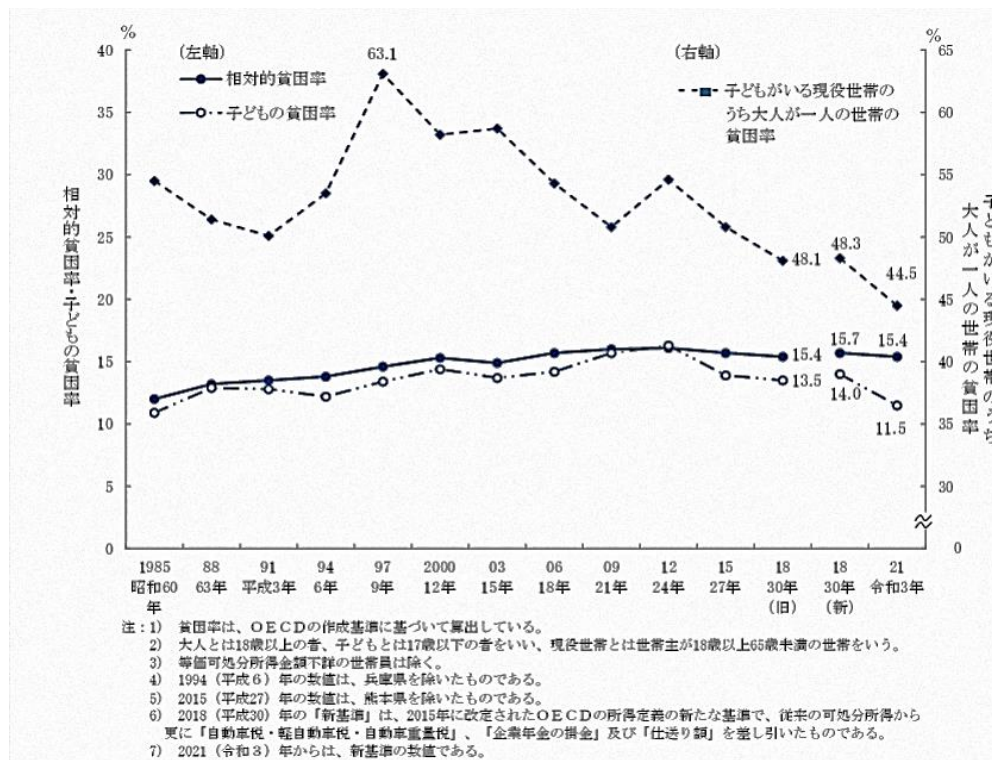
生活保護受給世帯におけるひとり親世帯の割合は、生活保護受給世帯の増加に伴い、減少傾向にあり、令和6(2024)年度では4.8%となっています。

生活保護受給世帯数およびひとり親世帯数と割合の推移



資料:健康福祉政策課(各年度4月1日現在)

<参考資料> 貧困率の年次推移



資料:「令和4年 国民生活基礎調査の概況」厚生労働省

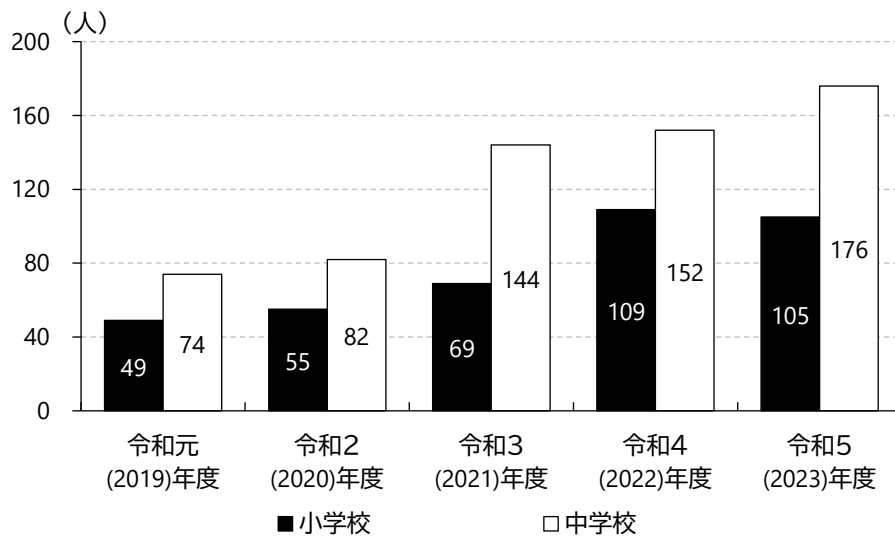
5. 子ども・若者の動向

(1) 不登校児童生徒の推移 ～小学校、中学校ともに増加傾向～

不登校児童生徒数は小学校、中学校ともに増加が続いており、小学校は令和3(2021)年度から4(2022)年度にかけて、中学校は令和2(2020)年度から3(2021)年度にかけて大きく増加しています。

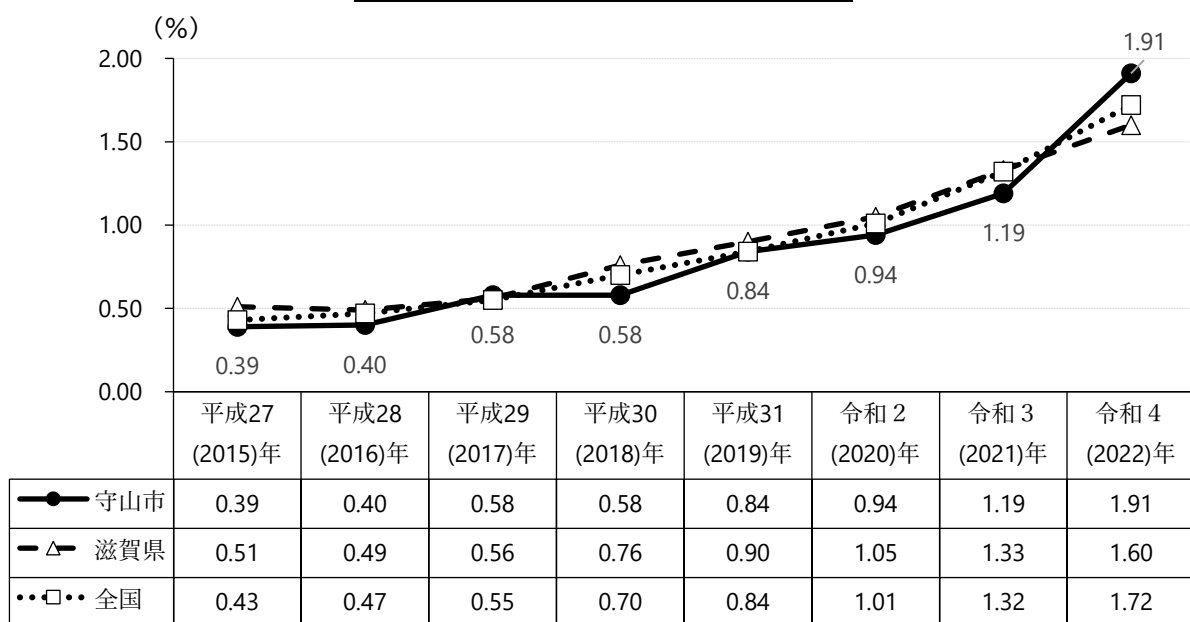
県、全国と比べると、小学校、中学校ともに下回っていますが、小学生は令和4(2022)年度で、中学生は令和3(2021)年度で県の割合を上回っています。

不登校（年間30日以上欠席）数の推移



資料:学校教育課

小学生不登校の推移（県・全国比較）

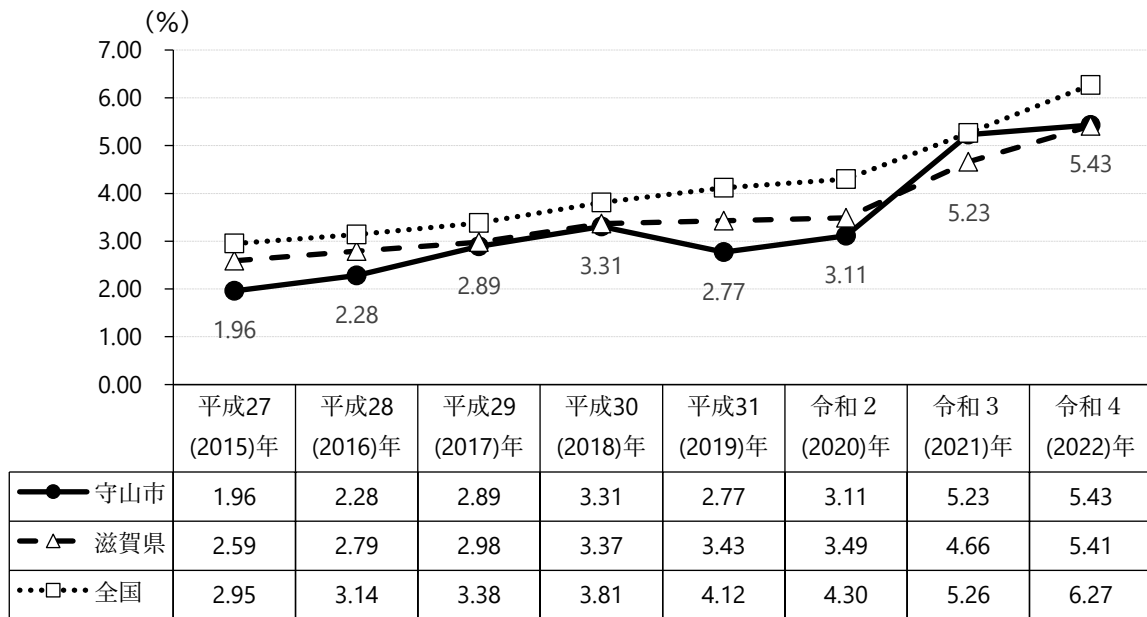


資料:滋賀県教育委員会・守山市教育委員会(各年度4月1日時点)

第1部 総論

第2章 守山市の子ども・家庭・若者を取り巻く現状と課題

中学生不登校の推移（県・全国比較）



資料：滋賀県教育委員会・守山市教育委員会（各年度4月1日時点）

第2節 子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果の概要

1. 調査の概要

調査の目的

令和2(2020)年3月に策定した「守山市子ども・子育て応援プラン2020」の計画期間が終了することから、令和7(2025)年度をはじめとする本計画を策定するにあたり、その基礎資料として活用することを目的に、ニーズ調査を実施しました。

調査の方法

- 調査対象：就学前児童保護者票：市内にお住まいの小学校就学前のお子さんの保護者
小学生児童保護者票：市内にお住まいの小学生の保護者
- 調査方法：郵送配付・回収と Web 調査の併用
- 調査期間：令和5(2023)年12月13日～令和6(2024)年1月9日

配付・回収状況

	配付数	有効回収数			有効回収率
		紙	Web	合計	
就学前児童保護者票	2,000 票	647 票	201 票	848 票	42.4%(前回 46.0%)
小学生児童保護者票	1,000 票	309 票	134 票	443 票	44.3%(前回 44.7%)

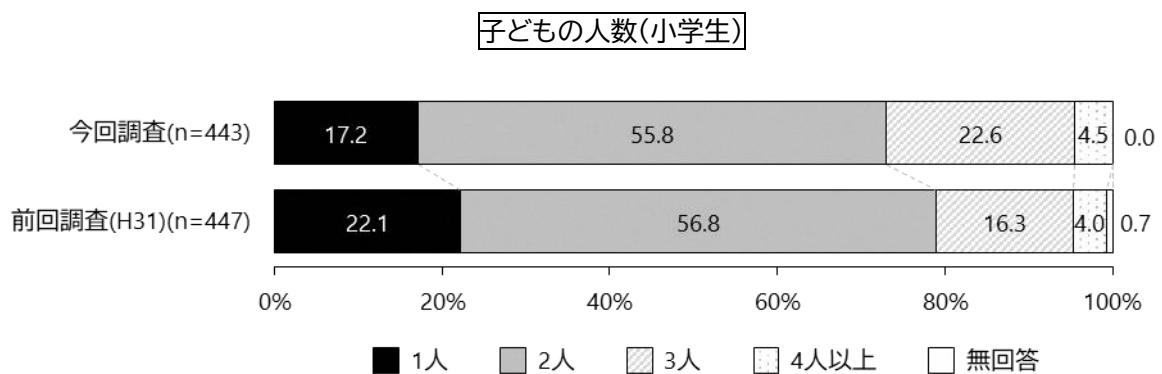
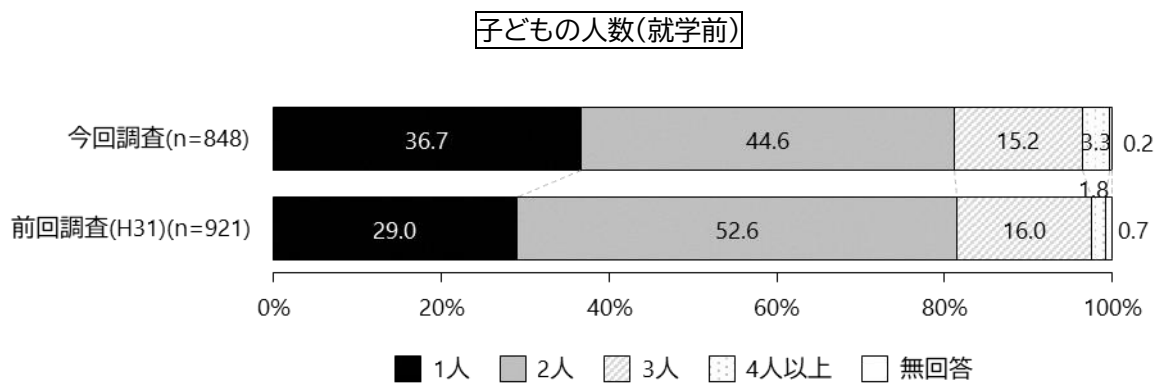
調査結果の留意点

- 「集計結果」の図表は、原則として回答者の構成比(百分率)で表現しています。
- 「n」は、「Number of case」の略で、構成比算出の母数を示しています。
- 百分率による集計では、回答者数(該当設問においては該当者数)を100%として算出し、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位までを表記します。そのため、割合の合計が100%にならない場合があります。
- 複数回答(2つ以上選ぶ問)の設問では、すべての割合の合計が100%を超えることがあります。
- 図表中の「0.0」は四捨五入の結果または回答者が皆無であることを表します。
- 図表の記載にあたり調査票の設問文、グラフおよび文章中の選択肢を一部簡略化している場合があります。
- 以降、調査結果の概要内での表記は、就学前児童保護者票を「就学前」、小学生児童保護者票を「小学生」とします。

2. 調査結果の概要

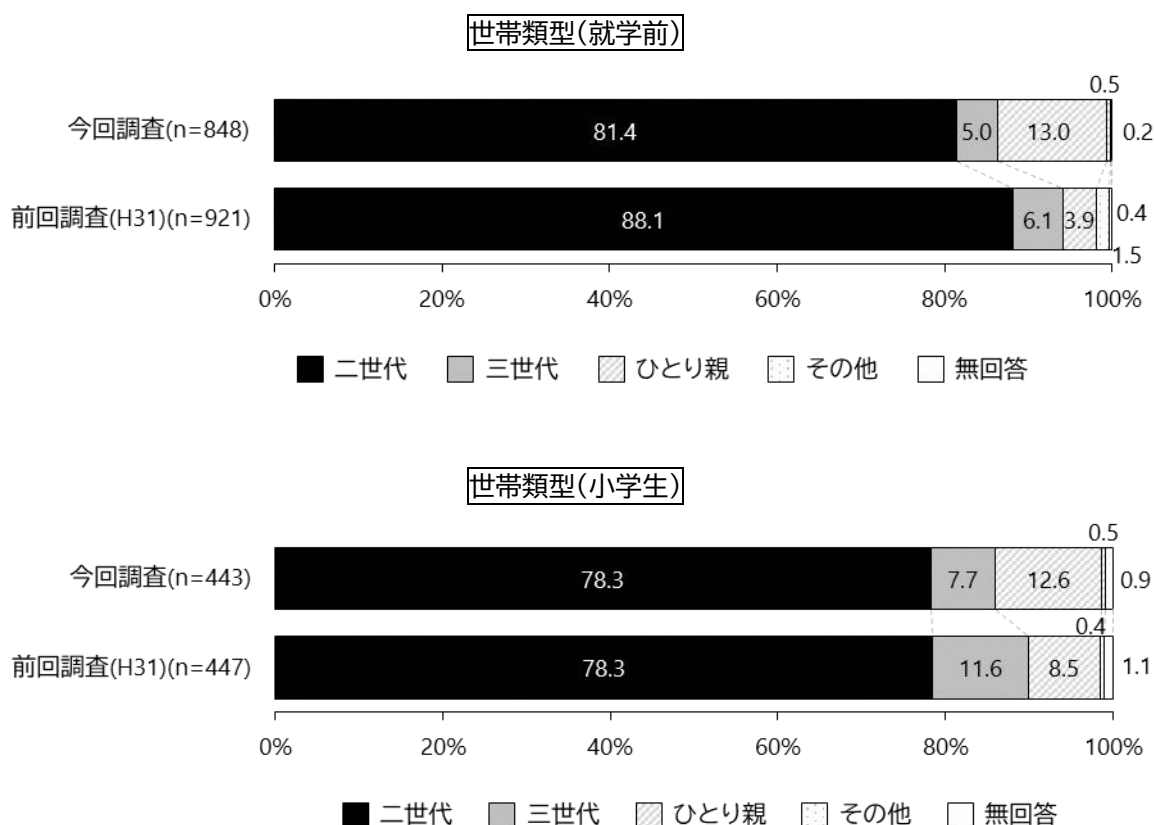
① 子どもの人数 ～就学前では「1人」が増加、小学生では「3人」が増加～

子どもの人数は、就学前も小学生も世帯全体では、「2人」が最も多く、就学前が44.6%、小学生が55.8%となっています。次いで、就学前は「1人」が36.7%、小学生は「3人」が22.6%となっています。



② 世帯類型 ～「二世帯」が8割前後～

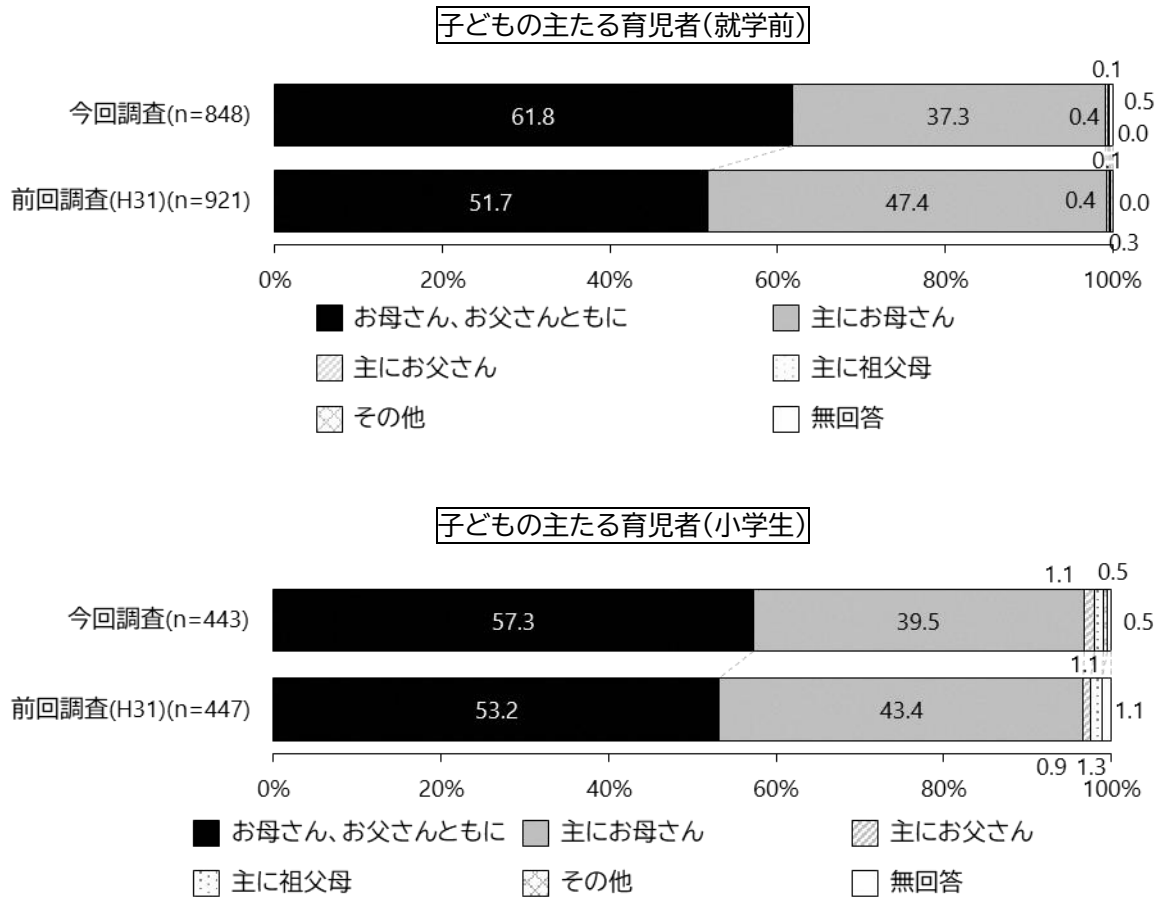
世帯類型は、就学前も小学生も、両親と子ども等の「二世帯」が最も多く、就学前が81.4%、小学生が78.3%で、就学前の方が多くなっています。「三世帯」は就学前が5.0%、小学生が7.7%と小学生の方が多く、「ひとり親」世帯は就学前が13.0%、小学生が12.6%と就学前の方が多くなっています。



③ 子どもの主たる育児者 ～「お母さん、お父さんともに」が6割前後

「お母さん、お父さんともに」は就学前が61.8%、小学生が57.3%となっています。

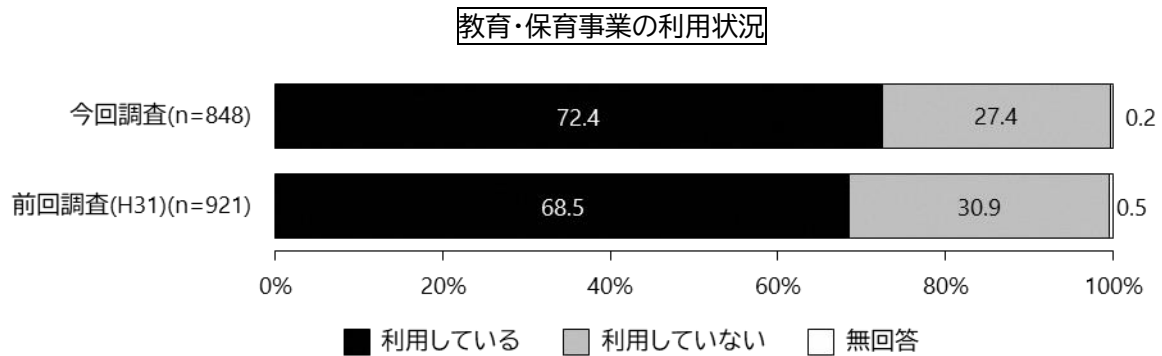
また、「主にお母さん」は就学前が37.3%、小学生が39.5%となっています。



④ 定期的な教育・保育事業の利用状況（就学前） ～「利用している」は増加傾向～

教育・保育事業の利用状況は、「利用している」が72.4%で、前回調査の68.5%から3.9ポイント増加しています。

子どもの年齢別にみると、1、2歳児の利用率は60%台で、3歳以上になるとほとんどの子どもが利用している状況です。



子どもの年齢別 教育・保育事業の利用状況

	合計	利用して いる	利用して いない	無回答
全体	848	614	232	2
	100.0	72.4	27.4	0.2
0歳	138	18	120	0
	100.0	13.0	87.0	0.0
1歳	135	85	49	1
	100.0	63.0	36.3	0.7
2歳	143	95	48	0
	100.0	66.4	33.6	0.0
3歳	133	126	7	0
	100.0	94.7	5.3	0.0
4歳	124	123	0	1
	100.0	99.2	0.0	0.8
5歳	133	129	4	0
	100.0	97.0	3.0	0.0

単位: 上段(人)/下段:(%)

第1部 総論

第2章 守山市の子ども・家庭・若者を取り巻く現状と課題

教育・保育事業の現在の施設利用状況を子どもの年齢別にみると、0歳児は「公立認定こども園(保育園部分)」(22.2%)と「小規模な保育施設」(33.3%)に2分されています。1歳児、2歳児は「小規模な保育施設」、「公立認可保育所(園)」、「私立認可保育所(園)」が多く、3歳児以上では「公立の幼稚園」が多くなっています。

子どもの年齢別 現在利用している教育・保育事業

	合計	公立の幼稚園	私立の幼稚園	公立幼稚園の預かり保育	私立幼稚園の預かり保育	公立認可保育所(園)	私立認可保育所(園)	公立認定こども園(幼稚園部分)	公立認定こども園(保育園部分)	私立認定こども園(幼稚園部分)	私立認定こども園(保育園部分)
全体	614	97	17	27	4	73	95	41	83	29	87
	100.0	15.8	2.8	4.4	0.7	11.9	15.5	6.7	13.5	4.7	14.2
0歳	18	0	1	0	1	0	1	0	4	1	2
	100.0	0.0	5.6	0.0	5.6	0.0	5.6	0.0	22.2	5.6	11.1
1歳	85	4	0	0	0	16	15	0	7	0	13
	100.0	4.7	0.0	0.0	0.0	18.8	17.6	0.0	8.2	0.0	15.3
2歳	95	2	3	0	1	16	17	0	11	0	11
	100.0	2.1	3.2	0.0	1.1	16.8	17.9	0.0	11.6	0.0	11.6
3歳	126	24	4	6	2	10	21	14	23	8	18
	100.0	19.0	3.2	4.8	1.6	7.9	16.7	11.1	18.3	6.3	14.3
4歳	123	26	6	7	0	15	18	18	15	6	17
	100.0	21.1	4.9	5.7	0.0	12.2	14.6	14.6	12.2	4.9	13.8
5歳	129	33	3	11	0	11	16	7	18	10	22
	100.0	25.6	2.3	8.5	0.0	8.5	12.4	5.4	14.0	7.8	17.1

	合計	障がいのある児童が通う施設	小規模な保育施設	家庭的保育	事業所内保育施設	自治体の認証・認定保育施設	その他認可外の保育施設	ファミリー・サポート・センター	その他	無回答
全体	614	6	48	3	13	3	13	3	4	2
	100.0	1.0	7.8	0.5	2.1	0.5	2.1	0.5	0.7	0.3
0歳	18	0	6	0	1	0	0	0	1	0
	100.0	0.0	33.3	0.0	5.6	0.0	0.0	0.0	5.6	0.0
1歳	85	0	20	2	6	1	1	0	0	1
	100.0	0.0	23.5	2.4	7.1	1.2	1.2	0.0	0.0	1.2
2歳	95	0	20	1	6	1	6	2	1	0
	100.0	0.0	21.1	1.1	6.3	1.1	6.3	2.1	1.1	0.0
3歳	126	3	0	0	0	1	2	0	0	0
	100.0	2.4	0.0	0.0	0.0	0.8	1.6	0.0	0.0	0.0
4歳	123	3	0	0	0	0	1	1	0	0
	100.0	2.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.8	0.8	0.0	0.0
5歳	129	0	0	0	0	0	3	0	2	0
	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.3	0.0	1.6	0.0

単位:上段(人)/下段:(%)

教育・保育事業の現在の利用状況を校区別にみると、「公立の幼稚園」は立入が丘、吉身で多く、「公立認可保育所(園)」は立入が丘で、「私立認可保育所(園)」は物部で多くなっています。

校区別 現在利用している教育・保育事業

	合計	公立の幼稚園	私立の幼稚園	公立幼稚園の預かり保育	私立幼稚園の預かり保育	公立認可保育所(園)	私立認可保育所(園)	公立認定こども園(幼稚園部分)	公立認定こども園(保育園部分)	私立認定こども園(幼稚園部分)	私立認定こども園(保育園部分)
全体	614	97	17	27	4	73	95	41	83	29	87
	100.0	15.8	2.8	4.4	0.7	11.9	15.5	6.7	13.5	4.7	14.2
守山	133	15	5	3	0	24	29	15	11	11	8
	100.0	11.3	3.8	2.3	0.0	18.0	21.8	11.3	8.3	8.3	6.0
物部	77	14	2	5	0	11	18	0	4	7	6
	100.0	18.2	2.6	6.5	0.0	14.3	23.4	0.0	5.2	9.1	7.8
吉身	74	20	3	6	1	14	13	1	5	1	3
	100.0	27.0	4.1	8.1	1.4	18.9	17.6	1.4	6.8	1.4	4.1
立入が丘	52	16	0	4	2	18	4	0	2	0	2
	100.0	30.8	0.0	7.7	3.8	34.6	7.7	0.0	3.8	0.0	3.8
小津	47	0	2	0	0	1	7	5	21	0	2
	100.0	0.0	4.3	0.0	0.0	2.1	14.9	10.6	44.7	0.0	4.3
玉津	41	3	0	0	1	2	3	11	11	0	4
	100.0	7.3	0.0	0.0	2.4	4.9	7.3	26.8	26.8	0.0	9.8
河西	113	19	2	4	0	2	16	0	14	8	37
	100.0	16.8	1.8	3.5	0.0	1.8	14.2	0.0	12.4	7.1	32.7
速野	51	10	3	5	0	0	0	3	6	2	23
	100.0	19.6	5.9	9.8	0.0	0.0	0.0	5.9	11.8	3.9	45.1
中洲	24	0	0	0	0	1	4	6	9	0	2
	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.2	16.7	25.0	37.5	0.0	8.3
わからない	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0

	合計	障がいのある児童が通う施設	小規模な保育施設	家庭的保育	事業所内保育施設	自治体の認証・認定保育施設	その他認可外の保育施設	ファミリー・サポート・センター	その他	無回答
全体	614	6	48	3	13	3	13	3	4	2
	100.0	1.0	7.8	0.5	2.1	0.5	2.1	0.5	0.7	0.3
守山	133	2	7	2	1	0	3	0	2	0
	100.0	1.5	5.3	1.5	0.8	0.0	2.3	0.0	1.5	0.0
物部	77	0	8	0	3	0	3	0	0	1
	100.0	0.0	10.4	0.0	3.9	0.0	3.9	0.0	0.0	1.3
吉身	74	1	6	0	3	2	2	0	0	0
	100.0	1.4	8.1	0.0	4.1	2.7	2.7	0.0	0.0	0.0
立入が丘	52	0	5	0	0	0	1	2	0	0
	100.0	0.0	9.6	0.0	0.0	0.0	1.9	3.8	0.0	0.0
小津	47	0	7	1	1	0	0	0	0	0
	100.0	0.0	14.9	2.1	2.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
玉津	41	0	5	0	1	0	0	0	0	0
	100.0	0.0	12.2	0.0	2.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
河西	113	1	7	0	4	1	3	1	1	0
	100.0	0.9	6.2	0.0	3.5	0.9	2.7	0.9	0.9	0.0
速野	51	1	0	0	0	0	1	0	1	0
	100.0	2.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.0	0.0	2.0	0.0
中洲	24	1	3	0	0	0	0	0	0	0
	100.0	4.2	12.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
わからない	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

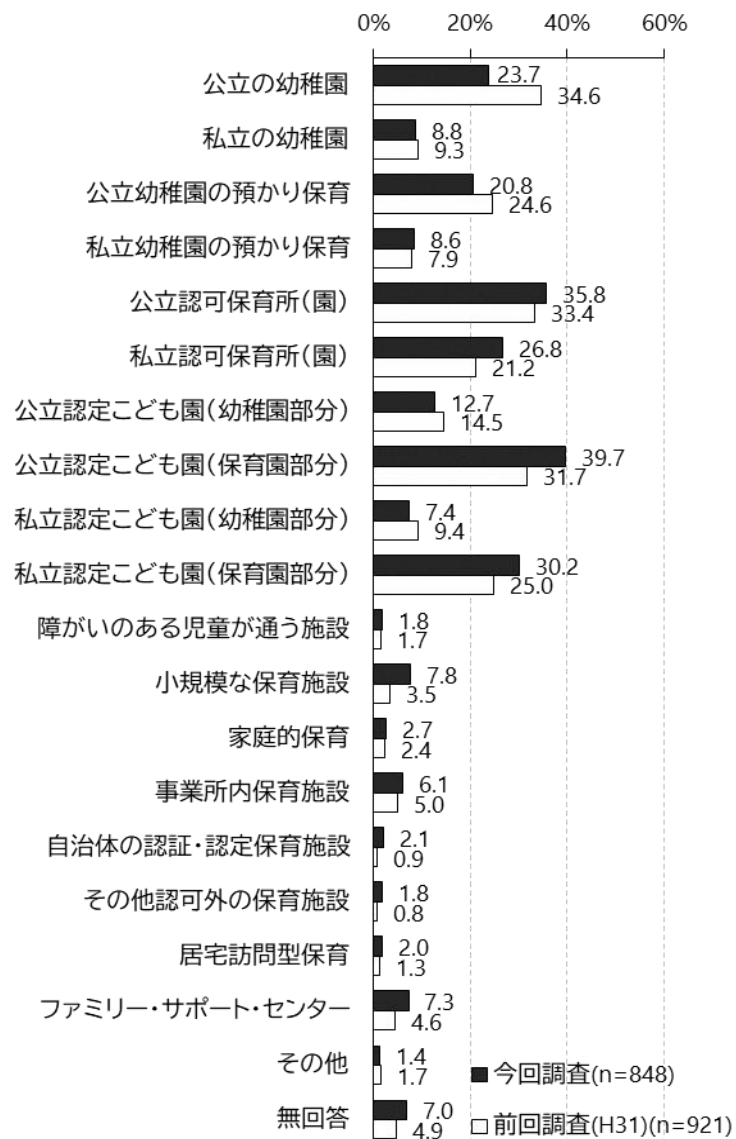
単位: 上段(人)/下段:(%)

⑤ 教育・保育事業の今後の利用意向（就学前）

～公立の「認可保育所（園）」、「認定こども園（保育園部分）」が約4割と多い～

教育・保育事業の今後の利用意向は、「公立認定こども園（保育園部分）」が39.7%と最も多く、次いで「公立認可保育所（園）」が35.8%、「私立認定こども園（保育園部分）」が30.2%となっています。前回調査と比べ、「公立認定こども園（保育園部分）」、「公立認可保育所（園）」、「私立認定こども園（保育園部分）」等が増加しています。

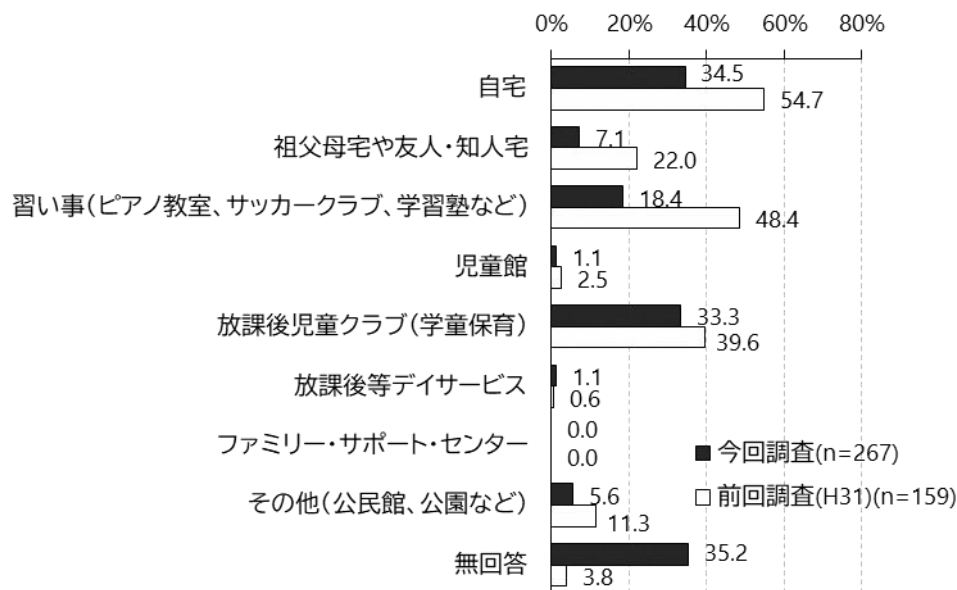
教育・保育事業の今後の利用意向



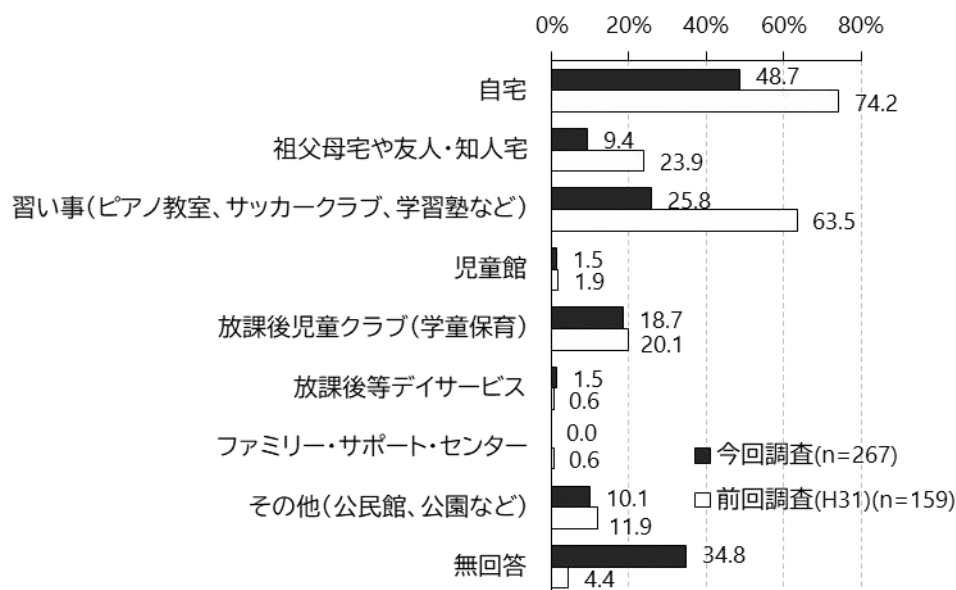
⑥ 放課後の過ごし方の希望（就学前5歳児） ～「放課後児童クラブ」は低学年で減少傾向～

5歳児の保護者への質問で、低学年のときに放課後に過ごさせたい場所で「放課後児童クラブ(学童保育)」の希望は、33.3%と前回調査と比べ、少なくなっています。また、高学年のときに放課後に過ごさせたい場所で「放課後児童クラブ(学童保育)」の希望は、18.7%と前回調査と比べ、少なくなっています。

低学年時の放課後の過ごし方の希望



高学年時の放課後の過ごし方の希望



⑦ 放課後児童クラブ（学童保育）の状況（小学生） ～利用状況は低学年で3～4割台～

放課後児童クラブ（学童保育）の利用状況を学年別にみると、「利用している」は全体で24.8%、1年生で45.9%、2年生で40.6%、3年生で36.8%、4年生で13.2%、5年生以上は1割未満と学年が上がるほど、少なくなっています。

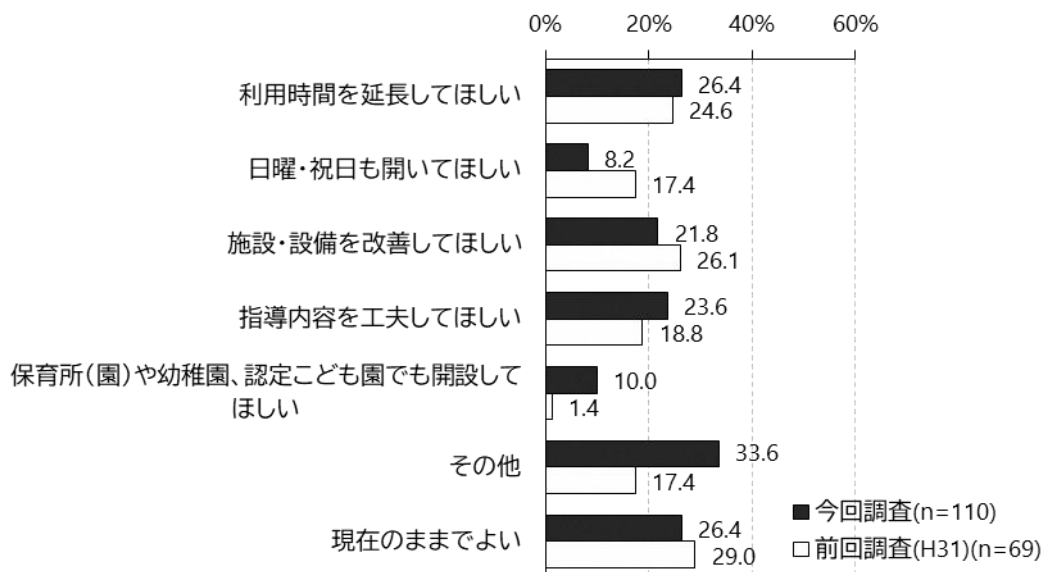
学年別 放課後児童クラブ（学童保育）の利用状況

	合計	利用している	利用していない	無回答
全体	443	110	332	1
	100.0	24.8	74.9	0.2
1年生	74	34	40	0
	100.0	45.9	54.1	0.0
2年生	69	28	41	0
	100.0	40.6	59.4	0.0
3年生	87	32	55	0
	100.0	36.8	63.2	0.0
4年生	76	10	65	1
	100.0	13.2	85.5	1.3
5年生	64	4	60	0
	100.0	6.3	93.8	0.0
6年生	72	2	70	0
	100.0	2.8	97.2	0.0

単位:上段(人)/下段:(%)

放課後児童クラブ（学童保育）を利用した感想は、「現状のままでよい」と「利用時間を延長してほしい」が26.4%、「指導内容を工夫してほしい」が23.6%となっています。

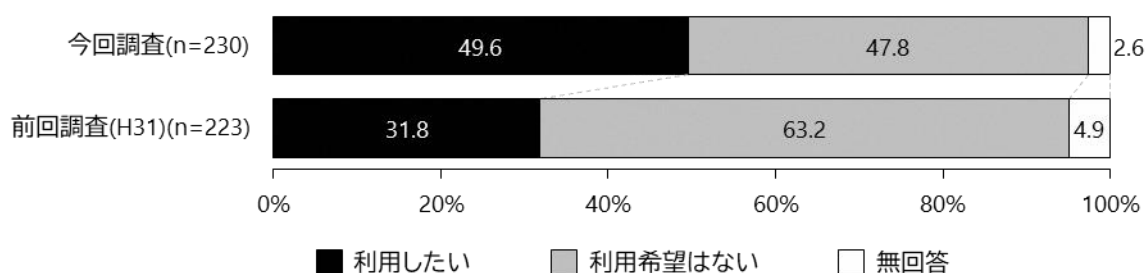
放課後児童クラブ（学童保育）を利用して感じること



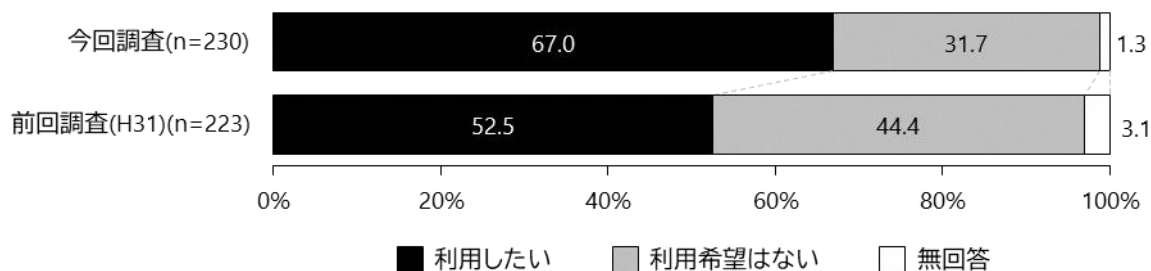
⑧ 放課後児童クラブ（学童保育）の利用希望（小学生） ～低学年の利用希望は増加傾向～

放課後児童クラブ（学童保育）の利用希望は、低学年の平日で「利用したい」が49.6%、夏休みなどの長期休暇で「利用したい」が67.0%といずれも前回調査と比べ、多くなっています。また、高学年は、平日で「利用したい」は19.4%ですが、夏休みなどの長期休暇で「利用したい」は33.4%と多くなっています。

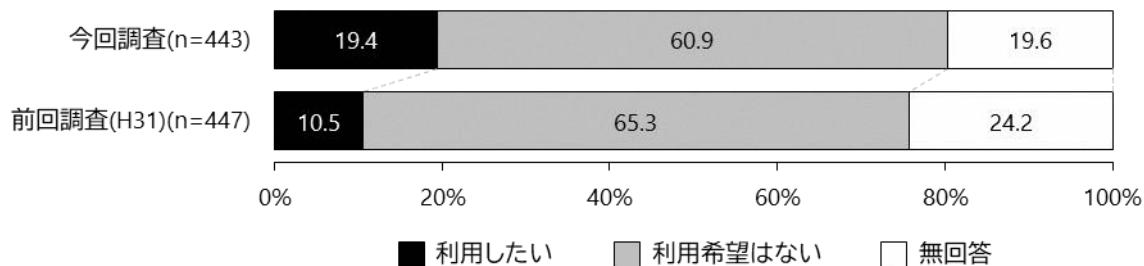
低学年時の平日の放課後児童クラブ（学童保育）の利用希望



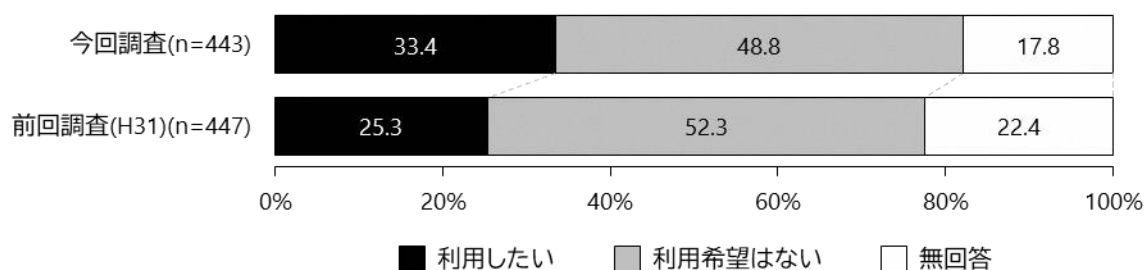
低学年時の長期休暇中の放課後児童クラブ（学童保育）の利用希望



高学年時の平日の放課後児童クラブ（学童保育）の利用希望



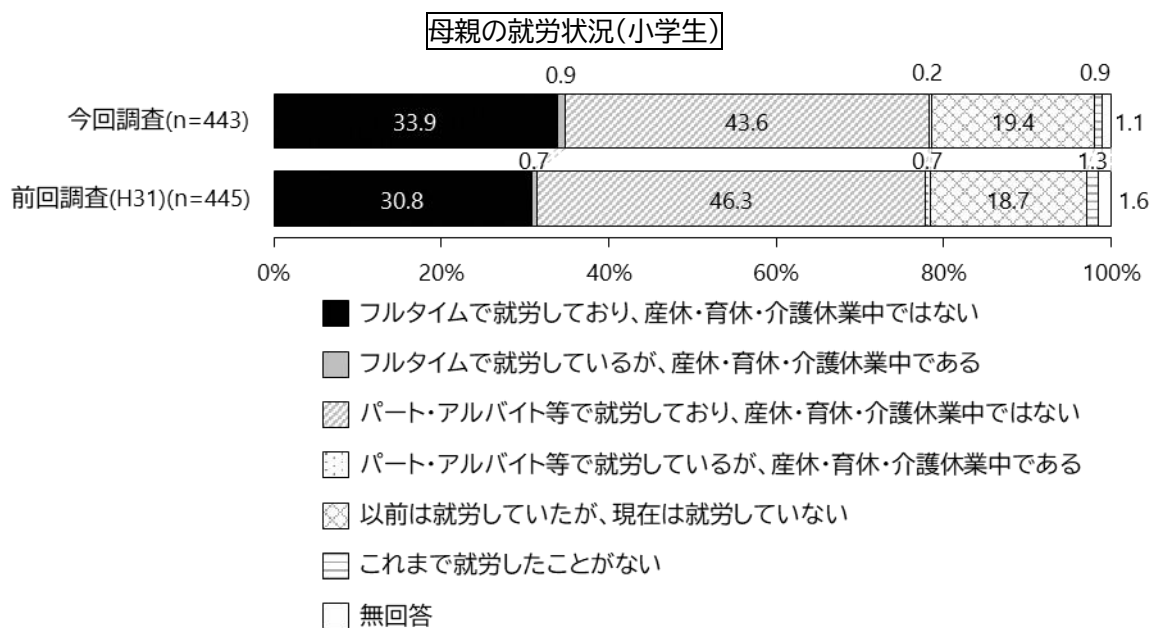
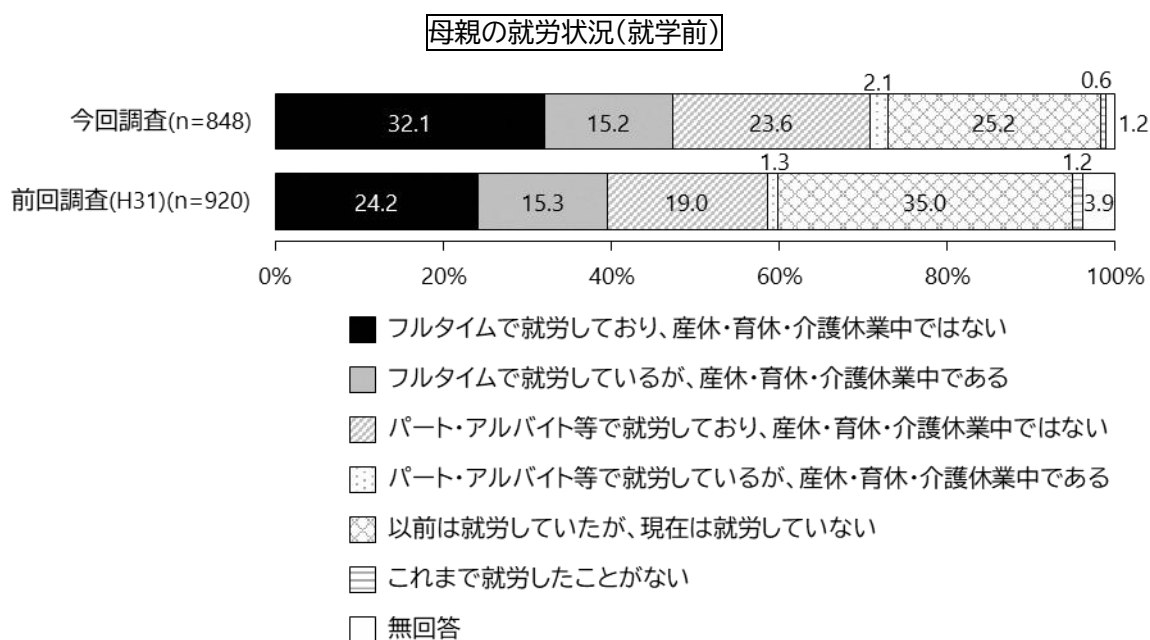
高学年時の長期休暇中の放課後児童クラブ（学童保育）の利用希望



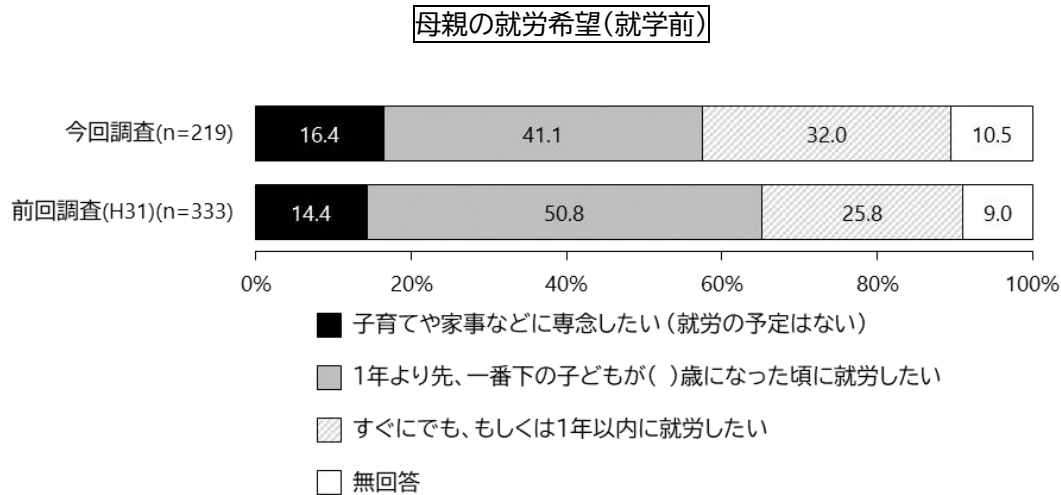
⑨ 保護者の就労状況 ～就学前ではフルタイム、パート・アルバイト等ともに増加傾向～

就学前の母親の就労状況は、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が32.1%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が25.2%、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が23.6%となっています。

小学生の母親の就労状況は、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が43.6%、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が33.9%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が19.4%となっています。



就学前の母親の就労希望は、「1年より先、一番下の子どもが()歳になった頃に就労したい」が41.1%、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が32.0%、「子育てや家事などに専念したい(就労の予定はない)」が16.4%となっています。前回調査と比べ、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」は増加しています。



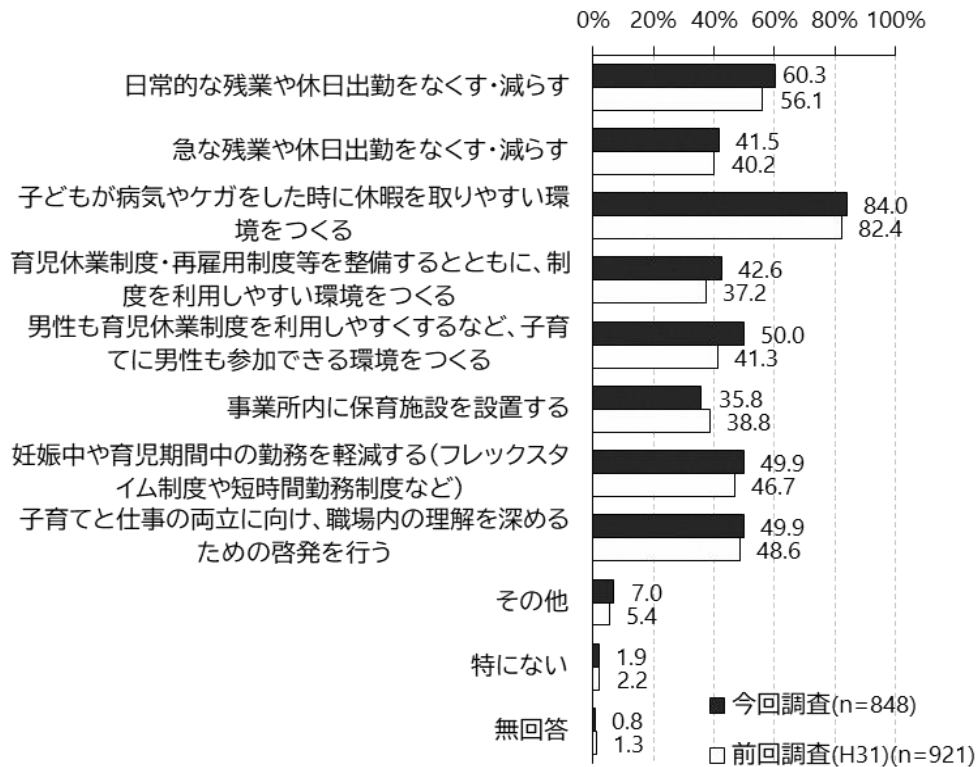
⑩ 子育てと仕事の両立支援として企業に期待すること

～「子どもが病気やケガをした時に休暇を取りやすい環境をつくる」が最も多い～

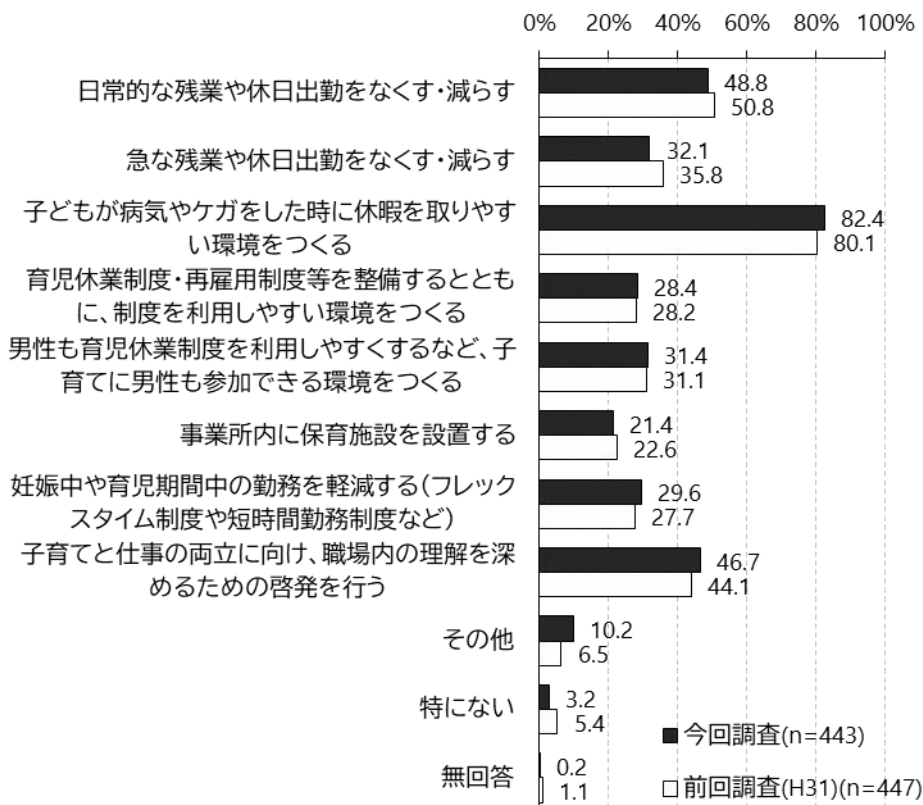
就学前は、「子どもが病気やケガをしたときに休暇を取りやすい環境をつくる」が84.0%で最も多く、次いで「日常的な残業や休日出勤をなくす・減らす」が60.3%、「男性も育児休業制度を利用しやすくするなど、子育てに男性も参加できる環境をつくる」が50.0%となっています。

小学生は、就学前と同様に「子どもが病気やケガをしたときに休暇を取りやすい環境をつくる」が82.4%で最も多く、次いで「日常的な残業や休日出勤をなくす・減らす」が48.8%、「子育てと仕事の両立に向け、職場内の理解を深めるための啓発を行う」が46.7%となっています。

子育てと仕事の両立支援として企業に期待すること(就学前)

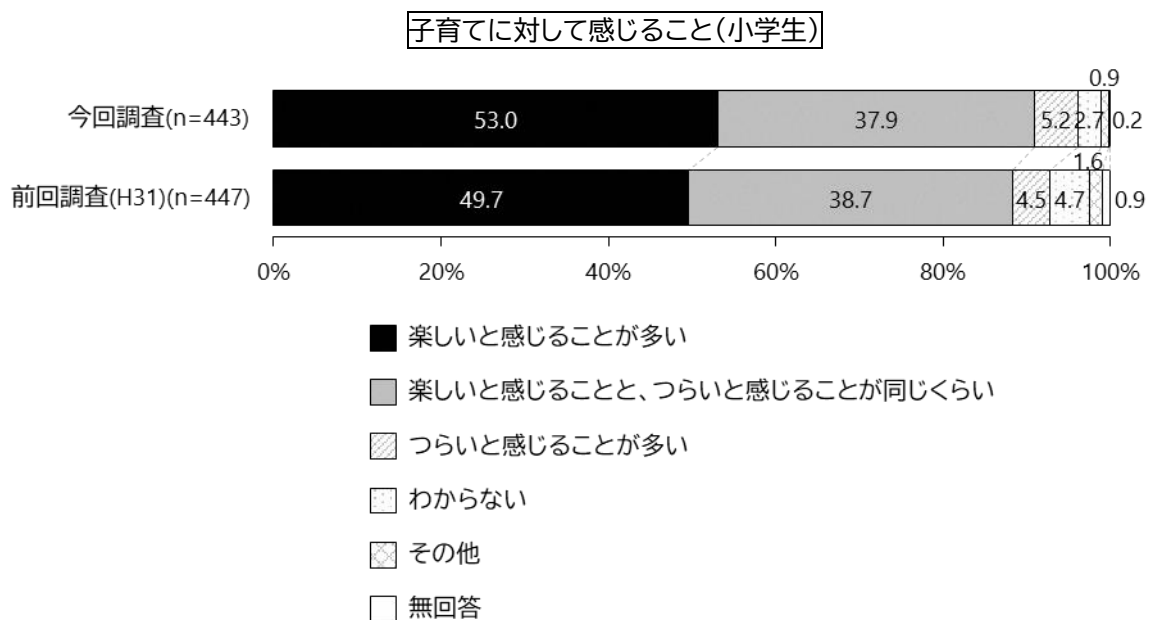
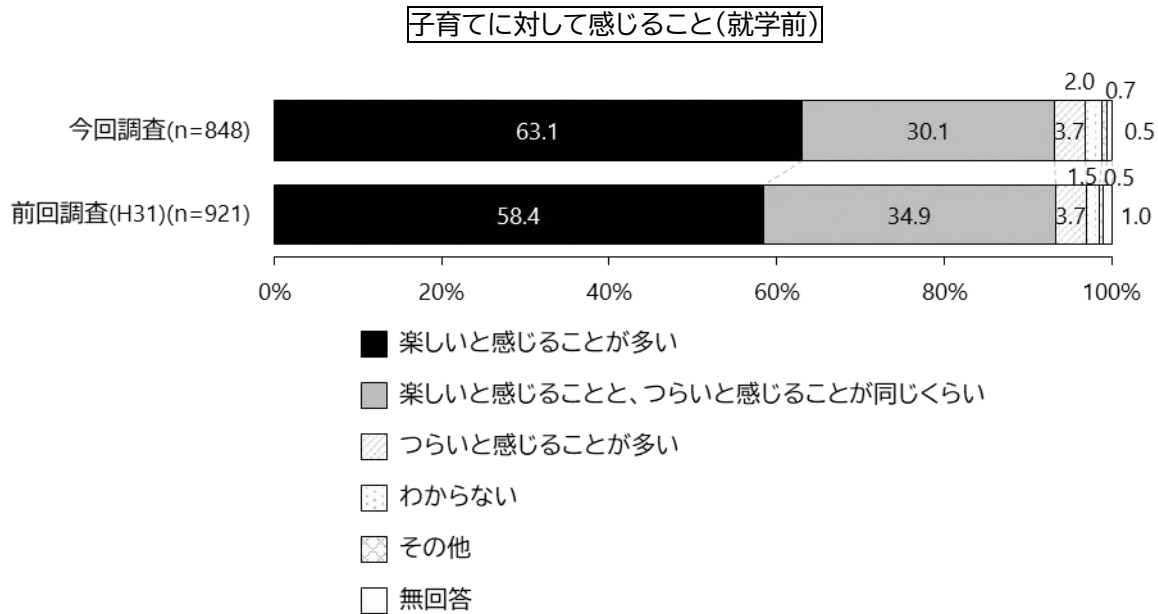


子育てと仕事の両立支援として企業に期待すること(小学生)



⑪ 子育てに対して感じること ～「楽しいと感じることが多い」は増加傾向～

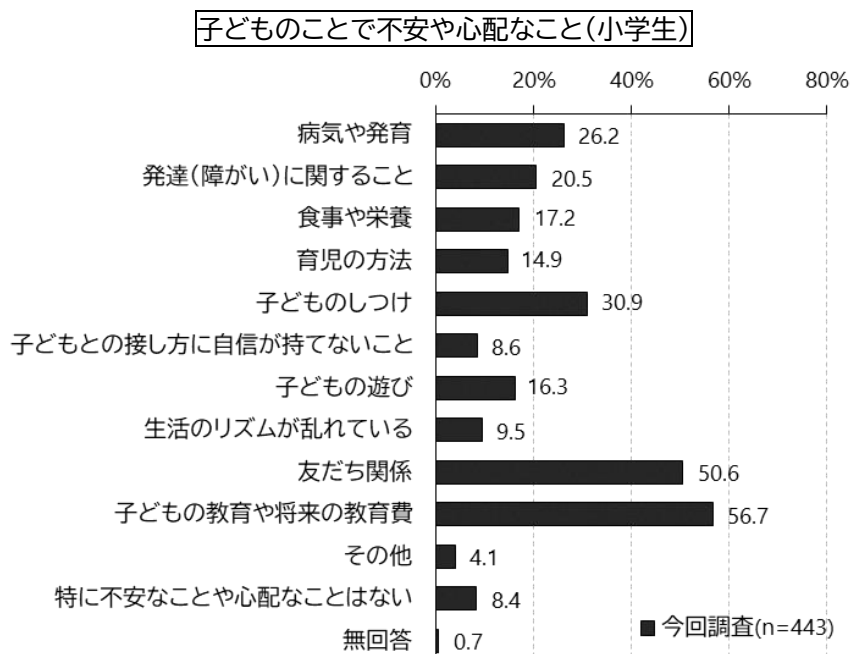
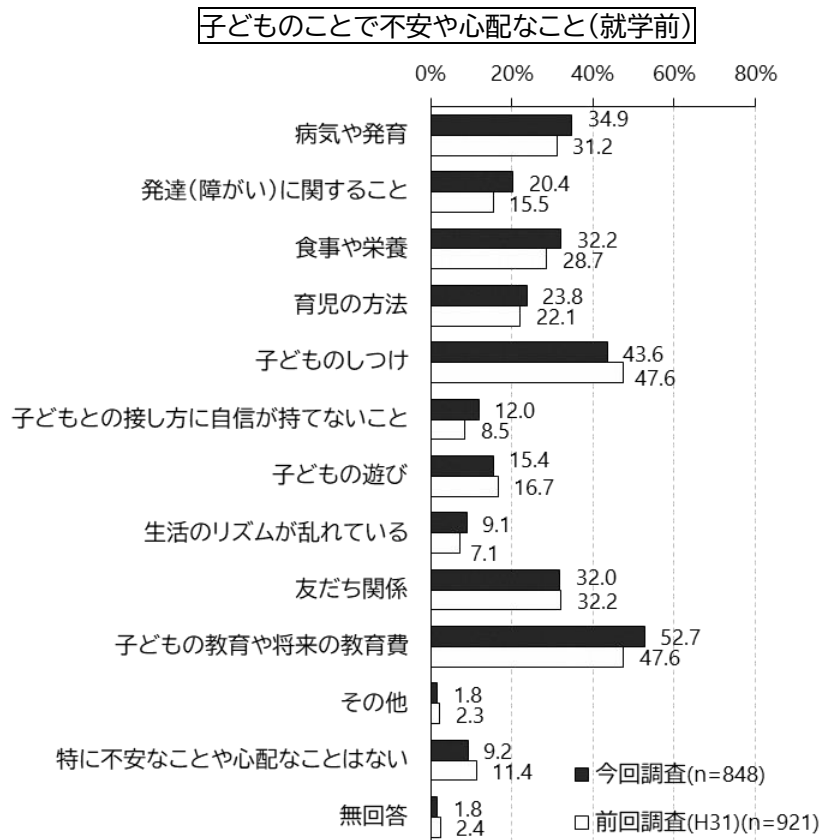
子育てが「楽しいと感じることが多い」は、就学前が63.1%、小学生が53.0%となっています。一方、「つらいと感じることが多い」は、就学前が3.7%、小学生が5.2%となっています。



⑫ 子どものことで不安に思うことや心配なこと
～「子どもの教育や将来の教育費」が最も多い～

就学前は、「子どもの教育や将来の教育費」が52.7%と最も多く、次いで「子どものしつけ」が43.6%、「病気や発育」が34.9%となっています。

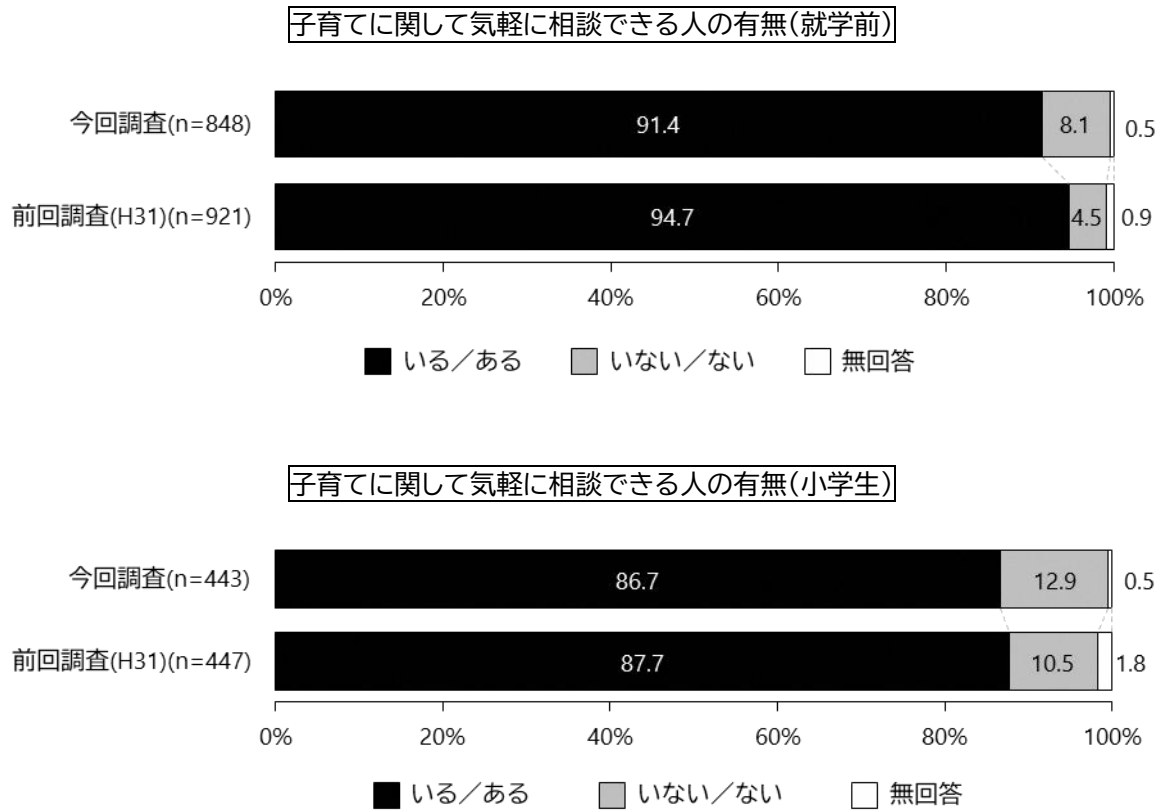
小学生は、「子どもの教育や将来の教育費」が56.7%と最も多く、次いで「友だち関係」が50.6%、「子どものしつけ」が30.9%となっています。



⑬ 子育てに関して気軽に相談できる人の有無 ～「いない／ない」の割合は増加傾向～

子育てに関して気軽に相談できる人や場所が「いない／ない」の割合は、就学前が8.1%で、前回調査と比べ3.6ポイント増加しています。

小学生の「いない／ない」の割合は12.9%で、前回調査と比べ2.4ポイント増加しています。

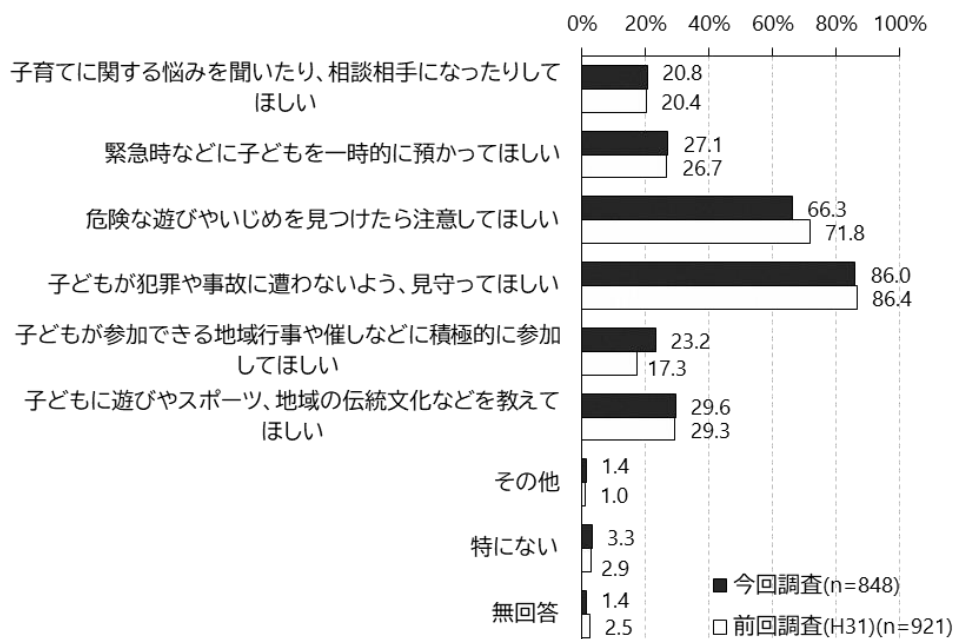


⑭ 子育て支援として、地域の人に期待すること
 ～「子どもが犯罪や事故に遭わないよう、見守ってほしい」、「危険な遊びやいじめを見つけたら注意してほしい」が上位～

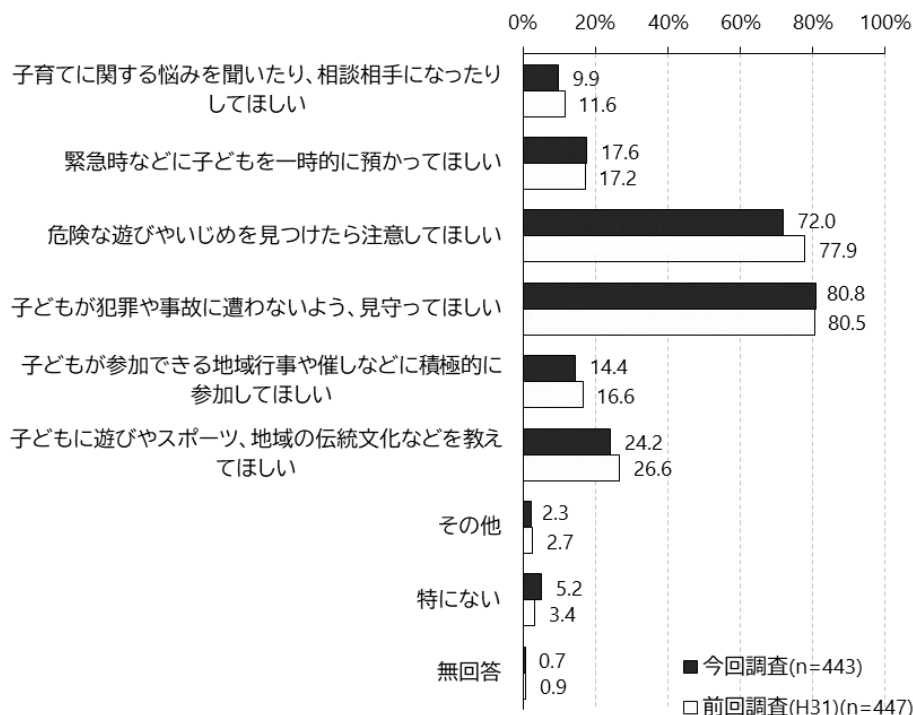
就学前の場合、「子どもが犯罪や事故に遭わないよう、見守ってほしい」が86.0%と最も多く、次いで「危険な遊びやいじめを見つけたら注意してほしい」が66.3%となっています。

小学生も同様に、「子どもが犯罪や事故に遭わないよう、見守ってほしい」が80.8%と最も多く、次いで「危険な遊びやいじめを見つけたら注意してほしい」が72.0%となっています。

子育て支援として、地域の人に期待すること(就学前)



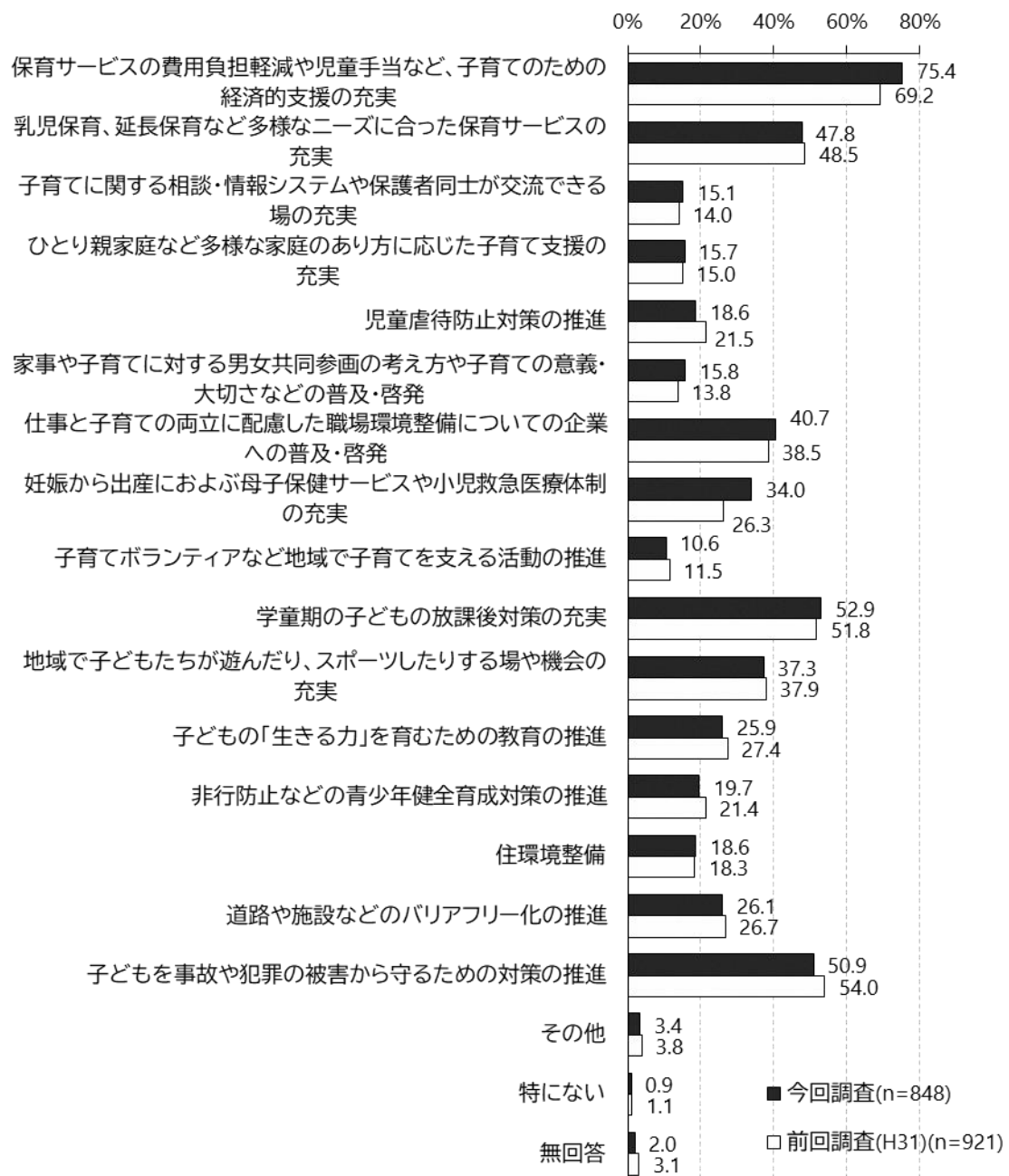
子育て支援として、地域の人に期待すること(小学生)



- ⑮ 子どもを健やかに産み育てるために、市に期待すること
 ～「保育サービスの費用負担軽減や児童手当など、子育てのための経済的支援の充実」が最も多い～

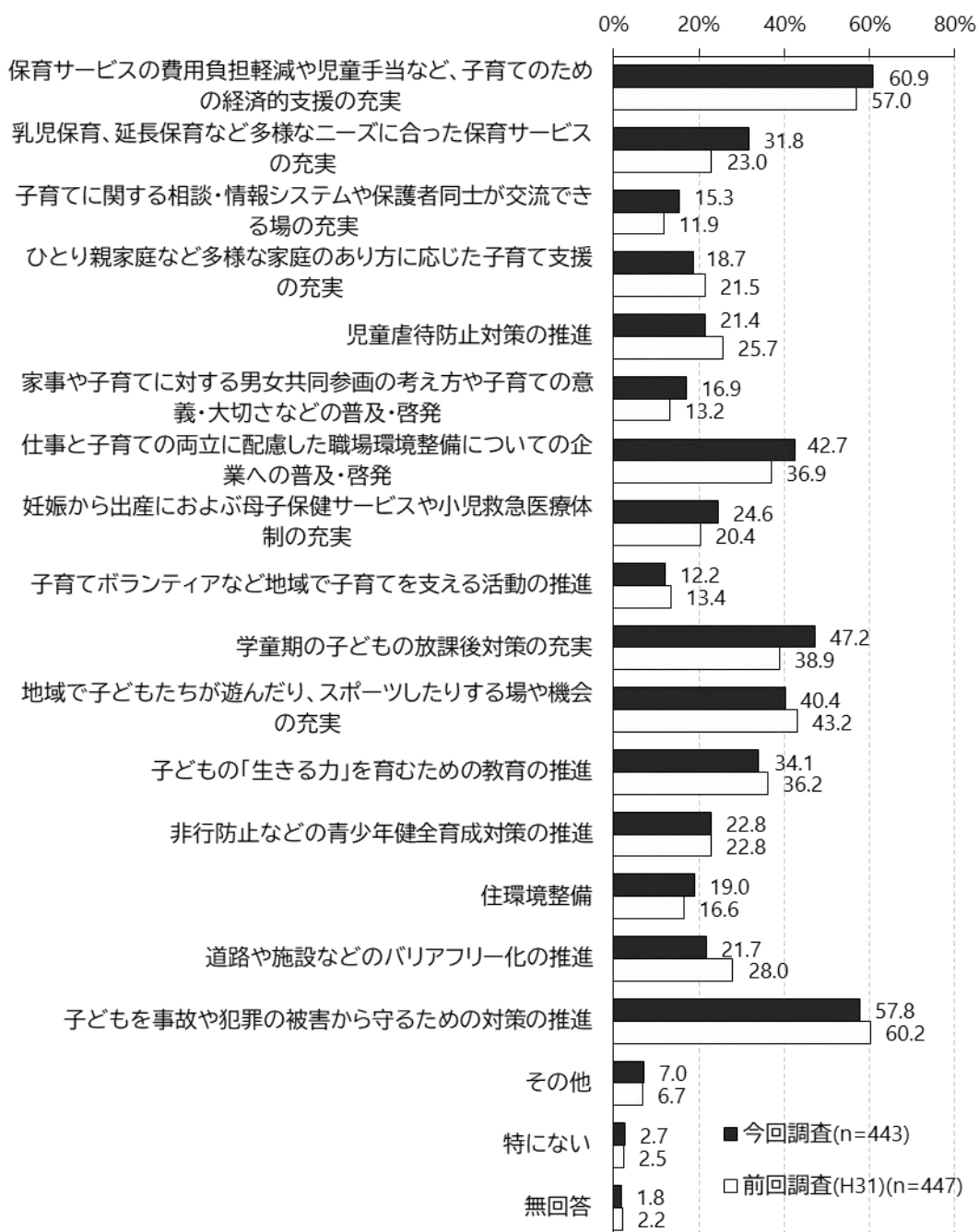
就学前は、「保育サービスの費用負担軽減や児童手当など、子育てのための経済的支援の充実」が75.4%と最も多く、次いで「学童期の子どもの放課後対策の充実」が52.9%、「子どもを事故や犯罪の被害から守るための対策の推進」が50.9%となっています。

子どもを健やかに産み育てるために、市に期待すること(就学前)



小学生は、「保育サービスの費用負担軽減や児童手当など、子育てのための経済的支援の充実」が60.9%と最も多く、次いで「子どもを事故や犯罪の被害から守るための対策の推進」が57.8%、「学童期の子どもの放課後対策の充実」が47.2%となっています。

子どもを健やかに産み育てるために、市に期待すること(小学生)



第3節 小・中学生の意見聴取結果の概要

1. 調査の概要

調査の目的

令和7(2025)年度をはじめとする本計画を策定するにあたり、子どもの意見やニーズを取り入れ、計画策定に反映するために実施しました。

調査の方法

- 調査対象:市内の小学5年生および中学2年生
- 調査方法: Web 調査
- 調査期間:令和6(2024)年6月17日～令和6(2024)年6月28日

配付・回収状況

- 小学5年生:603件/867件(69.6%)
- 中学2年生:699件/923件(75.7%)

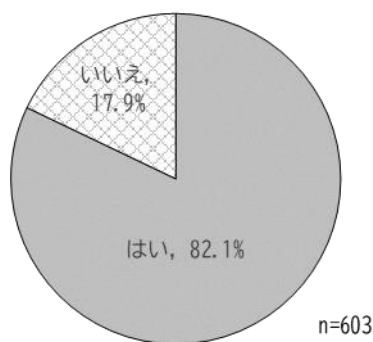
2. 小学生調査

① 自分の「思い」や「希望」などを誰かに言うことができるか ～「思い」や「希望」を誰かに言えない人が2割弱～

自分の「思い」や「希望」などを誰かに言うことができるという人は82.1%となっています。
「思い」や「希望」の内容は将来の夢や学校であったこと、勉強、習い事のこと等が多くなっています。

「思い」や「希望」を言えない理由は恥ずかしい、人に笑われるといった理由が多くなっています。

自分の「思い」や「希望」などを
誰かに言うことができるか



「思い」や「希望」の内容

将来の夢（〇〇になりたい 〇〇をしたい）など
学校であった良かったこと、嫌だったこと、楽しかったこと
勉強のこと、習い事のこと
悩みごと、不安なこと、困ったことなど（友達とのけんか）

「思い」や「希望」などを言えない理由

恥ずかしいから
人に言って笑われるのが怖いから
友達にからかわれたり、バカにされたり、その噂を悪口（陰口）で言われてしまうから
間違えたら恥ずかしいし、たくさんの人の前で発言するのが大の苦手だから
誰かに教えたらその思いがみんなに伝わってしまうかもしれないから不安
何となくこわいから
わがままと思われてしまうかもしれないから
それで、相手の思いが引っ込められてしまうことがあると嫌だから
少しいやな事があったぐらいで心配かけたくない
恥ずかしいし特に夢とかもないから
言ってもあまり意味ないと思っているから

② 幸せと感じるとき ～家族や友達と遊んでいるときに上位を占める～

自分が幸せと感じるときは、「家族や友だちと遊んでいるとき」、「楽しいとき、うれしいとき」、「家族といるとき」等の回答が上位を占めています。

みんなが幸せになるために必要だと思うことは「みんなにやさしくする」、「協力する、助け合い」、「思いやり」などの回答が多くなっています。

自分が幸せと感じるとき

家族や友だちと遊んでいるとき
楽しいとき、うれしいとき
家族といるとき
遊んでいるとき、ゲームをしているとき
おいしいものを食べているとき
何かができたときやできるようになったとき
ほめられた時
愛されていると思うとき
たすけてもらったとき

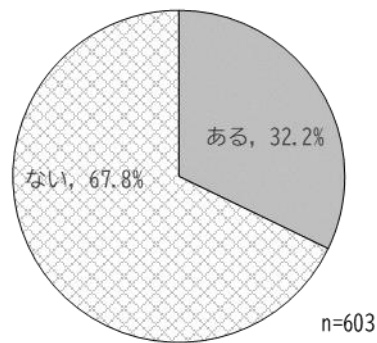
みんなが幸せになるために必要だと思うこと

みんなにやさしくする
協力する、助け合い
思いやり
笑顔
自分がみんなのことを考え、みんなが自分のことを考えること
いじめやけんかをやめること
お互いに相手の意見を尊重し合うこと
みんな平等、差別しない、平和、戦争 紛争がない世界
安心できる場所、空間を作る
ルールやマナーを守る 家や学校を綺麗にする など

③ 困っている、不安、心配なこと ～勉強や友だち関係での悩みが多い～

困っている、不安、心配なことがあるという人は約3割となっています。
その内容は、「勉強のこと」、「友だち関係」等の回答が多くなっています。

困っている、不安、心配なことの有無



困っている、不安、心配なことの内容

勉強のこと（宿題が多い わからない問題がある 勉強についていけない など）
友だち関係（嫌なあだ名でよばれる 苦手な友達がいる 友達とうまくいっていない など）
苦手なこと （運動 勉強）
将来のこと これからのこと
みんなが自分のことをどう思っているか
周りで友達の悪口を言っているところを見たことがあって 自分も言われないか不安
あまり言えない 書けない

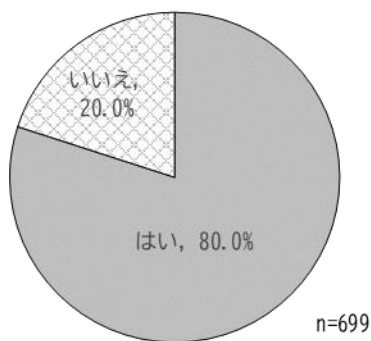
3. 中学生調査

① 自分の「思い」や「希望」などを誰かに言うことができるか ～「思い」や「希望」を誰かに言えない人が2割～

自分の「思い」や「希望」などを誰かに言うことができるという人は80.0%となっています。
相手に対して言いたいことは「自分のしたいこと、目標」、「将来の夢、自分の夢を応援してほしい」等の回答が多くなっています。

「思い」や「希望」を言えない理由は「否定されるのが怖い」、「バカにされたら嫌だから」といった理由が多くなっています。

自分の「思い」や「希望」などを 誰かに言うことができるか



相手に対して言いたいこと

自分のしたいこと、目標
将来の夢 自分の夢を応援してほしい
将来どんなおとなになりたいか
学校生活のこと
進学についてのこと
趣味の話
悩み うまくいかないこと やりたくないこと
感謝（いつもありがとう）

「思い」や「希望」などを言えない理由

否定されるのが怖い
バカにされたら嫌だから
周りと違ういけなかったときに冷たい目線でみられそうだから
上手く説明ができない、説明したとしても理解されるかわからない
勇気がない、反対されるかもしれない
自分の意思をあまり人に話したくないから
人見知りだから
信頼していないから 広められそうだから
言ったことで、相手に悪い印象を与えてしまいそうで不安だから
自分が間違っているかもしれないから

② 幸せと感じるとき ～家族や友達と過ごしているときが上位を占める～

自分が幸せと感じるときは、「友だちといるとき、家族と過ごしているとき」、「好きなことをしているとき」、「おいしいものを食べたとき」等の回答が上位を占めています。

みんなが幸せになるために必要だと思うことは「思いやり」、「人の気持ちを考える、相手のことを考える」、「お互いの個性を尊重し合う」等の回答が多くなっています。

自分が幸せと感じるとき

友だちといるとき 家族と過ごしているとき
好きなことをしているとき
おいしいものを食べたとき
目標を達成できたとき 達成感をえられたとき
楽しい時
寝ている時
ひとりの時間があるとき

みんなが幸せになるために必要だと思うこと

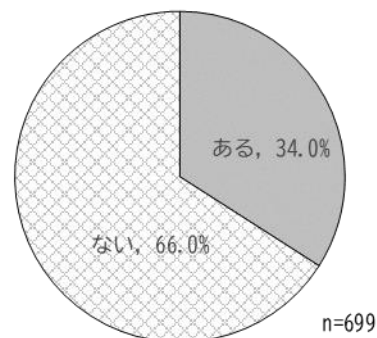
思いやり
人の気持ちを考える 相手のことを考える
お互いの個性を尊重し合う
協力する 助け合う
話し合う
みんなが笑顔でいる
差別、いじめをしない
公平、平等、平和
みんなが仲良く 楽しく生活する
ルールを守る

③ 困っている、不安、心配なこと ～勉強や将来、進路関係での悩みが多い～

困っている、不安、心配なことがあるという人は3割以上となっています。

その内容は、「勉強のこと、成績のこと、テスト」、「将来のこと、進路について」、「高校受験など(勉学)」等の回答が多くなっています。

困っている、不安、心配なことの有無



困っている、不安、心配なことの内容

勉強のこと	成績のこと	テスト
将来のこと、進路について		
高校受験など(勉学)		
部活のこと		
友達関係のこと		
家のこと		
人見知りで自分の意見を言えない、人と喋るのに緊張する、周りが気になる		
体のこと	自分の性格	考え方 喋り方
悩んでいても一人で抱え込んでしまう		

第4節 若者の意見聴取結果の概要

1. 調査の概要

調査の目的

令和7(2025)年度をはじめとする本計画を策定するにあたり、若者の意見やニーズを取り入れ、計画策定に反映するために実施しました。

調査の方法

○調査方法:もりやま未来ミーティングにて意見聴取

もりやま未来ミーティングの概要

○開催日:令和6(2024)年2月25日

○参加者:34名(16歳以上39歳以下の市民2,000人に案内を送付)

○意見聴取方法:6グループに分かれて議論(1グループあたり5～6名+ファシリテーター2名)

○テーマ:あなたが描く理想の将来像を実現するために今できること
～やりたいことをあきらめないために～

2. 意見の内容

① 自身の将来像はどのようなものか

- ・20代後半で結婚・出産したい。
- ・子どもは複数人欲しい。
- ・育休等を活用しながら働きたい。
- ・守山市に住みたい。
- ・子育てと仕事を両立したい。
- ・結婚したい、誰かを支える仕事をしたい。
- ・人生の選択肢を増やしておきたい。
- ・福祉、社会にかかわりたい。
- ・あたたかい家庭を築きたい。
- ・産休が取れて、育休後も戻りやすい職場で働きたい。
- ・20代のうちに仕事のスキルを身につけたい。
- ・独身を楽しみたい。
- ・滋賀県で先生になりたい。結婚して子どもができて仕事は続けたい。

② 自身の現状はどのようなものか

- ・給料は安いけど仕事は楽しいと思う一方、安心して子育てできるか不安。
- ・身近に頼れる人がいない。
- ・時短復帰者に対する職場の理解が少ない。
- ・仕事は好きだが、このまま続けるか…(適性等の問題)
- ・時間がない、お金がない。
- ・今は学校の教員、両親と実家暮らし、結婚はいずれできればいい。
- ・周囲が進路を決めているのに自分は決まっていない。
- ・将来への不安はあるが、現状には満足。
- ・福祉や社会へのかかわり方がわからない。
- ・理想に近づきたいが何をしたらいいか具体的に見えていない。
- ・会社の将来性への不安。
- ・近くに勉強できるスペースがない。
- ・将来のプランに明確なビジョンを持ちづらい。
- ・自分が子どもや家族を養っていく姿が想像できない。

③ ①、②を踏まえて自分の行動と行政等からの支援について

<自分の行動>

- ・出産、育児に関する知識をつける。
- ・社会参画して意見を伝える(選挙・会議等)
- ・自己研鑽
- ・与えられた機会を積極的に利用し、選択肢を増やす。
- ・限られた時間の有効活用

<行政からの支援>

- ・将来について相談できる機関の創設
- ・道路の混雑緩和
- ・街灯の増設
- ・相談の基準になる指標の作成
- ・結婚補助金の収入要件の撤廃
- ・制度としての時短、産休・育休ではなく実現可能なフォロー体制。
- ・不安や情報を共有できるコミュニティの設置。
- ・子どもたちを地域等の社会で育てていけるような環境整備

その他(参加者の感想等)

- ・夢を実現するためのサポートの重要性を感じた。
- ・高校生が多く参加していて、守山の未来は明るいと感じた。
- ・一般市民、大学生、高校生の声を拾える場が広がればいいと感じた。
- ・同じ市民の方々の意見を聞くことができる良い機会だった。
- ・託児があったので子連れでも参加できた。
- ・不安や情報共有できるコミュニティの設置
- ・バスを利用しやすくしてほしい。
- ・不登校や通信制教育課程にある若い人などに対するサポートが不十分だと感じる。
- ・市役所をもっと自由に出入りできる場所、雰囲気にしてほしい。

第5節 新たな計画における主な課題

1. 子ども・子育て応援プラン 2020 の検証から

5つの基本目標の達成状況等について検証を実施した結果、「課題等があり、改善をしながら引き続き事業継続方向」の施策・事業は122項目、「課題等があり事業の見直しやゼロベースでの検討が必要」は施策・事業が12項目となりました。これらの施策・事業は課題等の整理を行い新たな計画に反映していく必要があります。

また、「良好であり、引き続き事業を継続または拡充等を検討」に関しては、本計画においても施策・事業を継続して実施していく予定ですが、絶えず変化していく様々なニーズ等に合った施策・事業であるかを常に意識するなか、取組を進めていく必要があります。

達成状況等	1. 社会全体で子育てを支えるネットワークづくり	2. 愛情とゆとりある家庭を育む環境づくり	3. のびのびと遊び行動できる地域づくり	4. 健やかな育ちを支援する保健・医療・福祉の充実	5. 夢を持って心豊かに育つことのできる教育・保育の充実	全体
良好であり、引き続き事業を継続または拡充等を検討	23 (47.9%)	16 (45.7%)	14 (42.4%)	51 (56.7%)	21 (39.6%)	125 (48.3%)
課題等があり、改善をしながら引き続き事業継続方向	23 (47.9%)	18 (51.4%)	16 (48.5%)	36 (40.0%)	29 (54.7%)	122 (47.1%)
課題等があり、事業の見直しやゼロベースでの検討が必要	2 (4.2%)	1 (2.9%)	3 (9.1%)	3 (3.3%)	3 (5.7%)	12 (4.6%)
合計	48 (100.0%)	35 (100.0%)	33 (100.0%)	90 (100.0%)	53 (100.0%)	259 (100.0%)

2. 子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果から

- ◆フルタイムで就労する母親、早期に就労したい母親の増加
⇒仕事と子育ての両立に向けた支援の充実、育児休業、短時間勤務制度等への理解の向上
- ◆子育て相談ができる人がいる割合の低下、子育て相談を誰にしていかわからない人の増加
⇒子育てに対する不安や情報共有ができる場所の充実
- ◆放課後児童クラブ(学童保育)の利用割合、利用ニーズの増加
⇒共働きの増加等を見据え、児童が放課後に安心して過ごせる居場所の整備

まとめ

- ・育児休業の取得および職場復帰のしやすい環境づくり
- ・子育ての悩みや不安を共有できる場の創出
- ・子どもの遊び場の充実
- ・施設整備、保育人材確保等による保育ニーズへの対応

3. 小学生の意見聴取結果から

- ◆将来の夢や希望の実現には習い事や勉強、様々な活動を通した経験がしたいと思っている
- ◆周りに気を使い始め、一人で悩んでいる子どもがいる
- ◆悩みごとだけでなく、塾や日々の習い事などが忙しく、ゆっくりとする時間を求めている
- ◆家族や友達など、誰かとかかわっているときに幸せを感じている
- ◆平等(障害や個性)、差別しないことなどが、みんなの幸せにつながっている

まとめ

- ・子どもの自主的な活動や学びの場の確保、支援
- ・誰かに相談できる場所、環境づくり(居場所づくり等)
- ・多くの様々な人、地域との交流の場の創出
- ・人権学習、障害者スポーツなどを通した学びの場の提供

4. 中学生の意見聴取結果から

- ◆小学5年生と比べて自分の将来・夢・希望がより明確化している
- ◆悩みや不安について、夢や今後の進路等が圧倒的に多い
- ◆一人の時間、ゆとりを求めている
- ◆みんなが幸せになるため(社会貢献等)に自分に何ができるかを考えている
- ◆「思い」などを言えない生徒が20%近くおり、周囲の目などを強く意識している

まとめ

- ・将来の夢や希望を考えるきっかけづくり
- ・誰かに相談できる場所、環境づくり(居場所づくり等)
- ・地域の活動やボランティア活動等を通した将来の夢や希望を発掘する機会づくり
- ・誰もが様々な活動にチャレンジできる環境づくり

5. 若者の意見聴取結果から

- ◆自分のキャリアを維持しつつ、出産後も子育てと仕事を両立させたい
- ◆収入面等の不安から結婚や出産、育児に踏み切れない
- ◆身近に頼れる人がいないので、行政や地域に支援を求めている
- ◆出産や子育ての悩みを共有する場を求めている
- ◆必要な支援を必要なタイミングで簡単に入手できる環境が必要

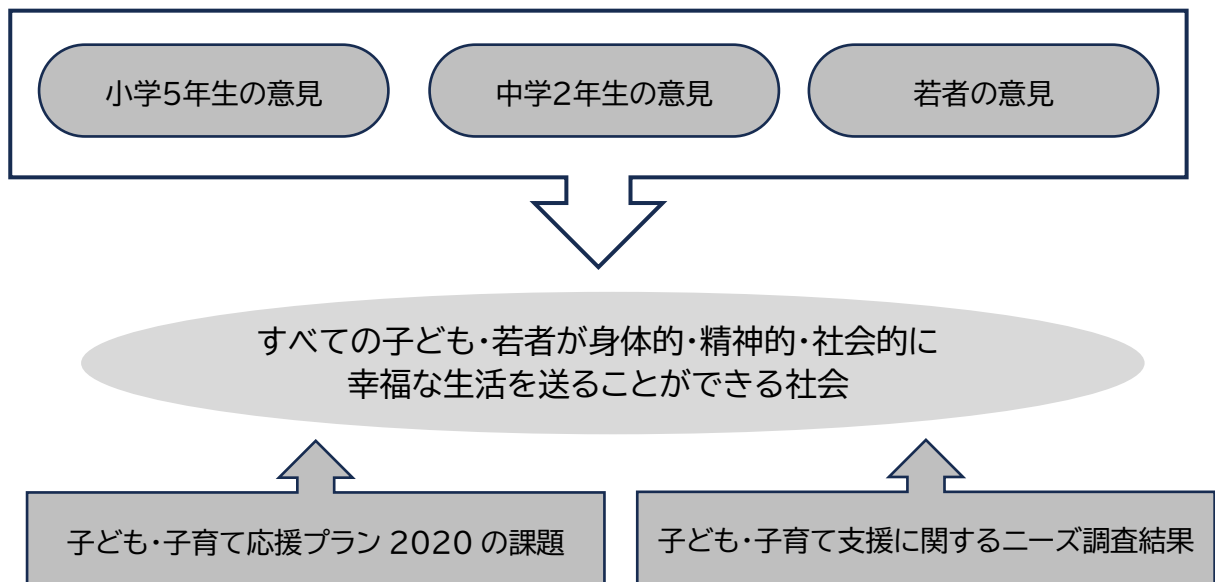
まとめ

- ・保育ニーズに応えられる環境づくり
- ・育児休業制度の普及・啓発と取得促進に向けた働きかけ
- ・不安などの思いや情報を共有できるコミュニティの設置
- ・将来(就業等)について相談できる環境づくり
- ・支援等の情報入手に困らない環境づくり

子ども・子育て応援プラン2020の検証結果、子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果および子ども・若者への意見聴取結果を総合した課題は以下のとおりです。

【課題】

- (1) コロナ禍の影響で子育て世帯の孤立化、不登校や集団生活への不適応事例が増加傾向にある。
- (2) 妊娠前からの切れ目のない一体的な相談支援体制が求められている。
- (3) 地域ぐるみの子育て意識の向上が求められている。
- (4) 女性の社会進出や働き方の多様化等により、保育のほか、様々な支援のニーズが高まっている。
- (5) 待機児童解消に向けた保育士確保、定着化策をさらに進めていく必要がある。
- (6) 子ども・若者の多様な学びの場や居場所、相談できる機会が不足している。



第1部 総論

第2章 守山市の子ども・家庭・若者を取り巻く現状と課題

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念

「第5次守山市総合計画」では、将来の都市像(基本理念)を『「わ」で輝かせようふるさと守山』としています。

本計画は、こども基本法に基づき新たに子ども、若者支援を総合的に推進する『こども計画』であるとともに、親子を取り巻く環境の変化や多様なニーズを踏まえた質の高い教育・保育事業を推進するための「子ども・子育て支援事業計画」、「次世代育成支援対策地域行動計画」、「子ども・若者計画」および「子どもの貧困の解消に向けた対策計画」を一体的に策定する計画です。

そのため、子ども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、子ども・若者の今とこれからの最善の利益を図る「こどもまんなか社会」を実現すべく、子どもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていくことが重要です。

また、すべての子ども・若者の現在および将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の世代間連鎖を断ち切り、未来に向かい、夢と希望を持って、心身ともに健やかに成長することができるように支援していくことが重要です。

子育ては、日々成長する子どもの姿に感動しながら、大きな喜びや生きがいを持ち、親もともに成長することができる尊い営みであることから、子育ての悩みや不安を少しでも軽減し、子育ての楽しさや喜びを実感し、親子がともに成長できるように支援していくことが重要です。

さらに、新型コロナウイルス感染症の流行などにより、交流がより一層希薄となった地域社会において、子育て世帯が孤立することのないよう、家庭をはじめ、保育所(園)、幼稚園、認定こども園、学校、地域、職域など、社会のあらゆる分野の構成員が、子どもの育ちや子育て家庭への支援の意義を理解し、それぞれの役割を果たすとともに、相互に連携・協力して支援を行うことが重要です。

このような認識のもとに、前計画の基本理念である「親子の笑顔が輝くまちづくり～地域の「わ」で親子の笑顔を つなぐ守山～」から、新たに次のように設定します。

**子ども・若者が輝くまちづくり
～すべての子ども・若者の幸せをみらいにつなぐ守山～**

第2節 計画制定にあたっての方向性

基本理念の実現に向け、次の7つの方向性をもとに基本目標を定め、推進していきます。

1. 子育て家庭に寄り添うあたたかい地域づくり

子どもと親の育ち、子育て家庭を支援するため、地域社会を構成する多様な主体が連携・協働し、子どもをまちの宝として大切に育てる

2. 仕事と家庭・地域生活の調和の推進

子育てを楽しみながら、子どもの成長を喜びとして実感できるように、仕事と子育ての両立、地域とのかかわりなど、ゆとりある家庭づくり

3. 妊娠前からの切れ目のない支援

子どもたちが生活する環境や成長する過程に応じて、保健・福祉・教育等の各分野が密接に連携し、親子の育ちを切れ目なくサポート

4. 困難な状況にある子ども・若者・家庭への支援と自立に向けた取組

子どもや若者が不安や悩みを抱えたり、困ったりしても、周囲のおとなや社会にサポートされ、問題を乗り越え、夢や希望を持って生活できる社会の構築

5. 多様な子育て支援ニーズへの対応

保護者の就労形態や子どもの教育・保育への多様なニーズに十分対応できる、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な教育・保育事業や地域での子ども・子育て支援事業の推進

6. 子ども・若者の居場所づくり

子どもや若者が人格と個性を尊重されながら、安全に安心して過ごすことができる多くの居場所づくりと、様々な学びや多様な体験活動と外遊びの機会の創出

7. 守山の次世代を担う人づくり

子どもや若者が自立して家庭を持ち、笑顔でいきいきと子育てができ、地域社会の一員として、その次の世代の子どもたちを支えられる、長期的な視点での人づくり

第3節 基本目標

基本理念の実現を目指し、5つの基本目標を設定し、基本目標に沿って子ども・若者支援施策を推進します。

【基本目標1】社会全体で子育てを支えるネットワークづくり

子育てを楽しく感じることができ、不安や悩みが少しでも軽減できるよう、子育て家庭の教育力の向上、子育てに関する相談体制の充実や情報提供の充実を図り、子どものすこやかな育ちのためのこころのケアを進めます。

また、社会全体で親子の育ちを見守り、支援するため、地域団体や地域住民等と連携し、子どもと子育て家庭に寄り添った、あたたかい地域づくりを進めます。

【基本目標2】愛情とゆとりある家庭環境づくり

すべての子育て家庭で親子がともに笑顔で暮らせるように、国や県、企業や事業所等と一体となって、男女が仕事と家庭生活や地域生活との調和が実現できる社会環境整備に努め、ゆとりある家庭環境づくりを進めます。

また、子育て家庭が暮らしやすい環境を整えるとともに、子どもの貧困の連鎖を断ち、夢と希望が実現できるよう、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。

【基本目標3】のびのびと遊び行動できる地域づくり

子どもたちがのびのびと安全に遊べる公園等の身近な遊び場の確保・充実を図ります。

また、親子が安全・快適に外出できるように、公共施設等のバリアフリー化など多様なニーズに応える環境整備を進めるとともに、子ども・若者の健全育成のための環境浄化や非行防止対策なども進めます。

さらに、子どもを事故や犯罪被害から守るため、地域住民や関係機関・団体等と連携した地域づくりを図り、安全なまちづくりを進めます。

【基本目標4】子ども・若者の健やかな成長と自立支援

親子がともに健康で暮らすことができるよう、健やかな妊娠・出産・育児を支える母子保健対策をはじめ、父親も含めた保護者の健康づくりを推進し、子どもや若者が生活する環境や成長する過程(ライフステージ)に応じて、保健・福祉・教育等の各分野が密接に連携した切れ目のない取組を進めます。

また、障害児(者)への支援や発達支援はもとより、虐待、不登校、貧困など、様々な理由により困難な状況にある子ども、若者、その家庭に対して、関係課や関係機関・団体等と連携し、切れ目なく支援を行います。

【基本目標5】夢を持って心豊かに育つことのできる教育・保育の充実

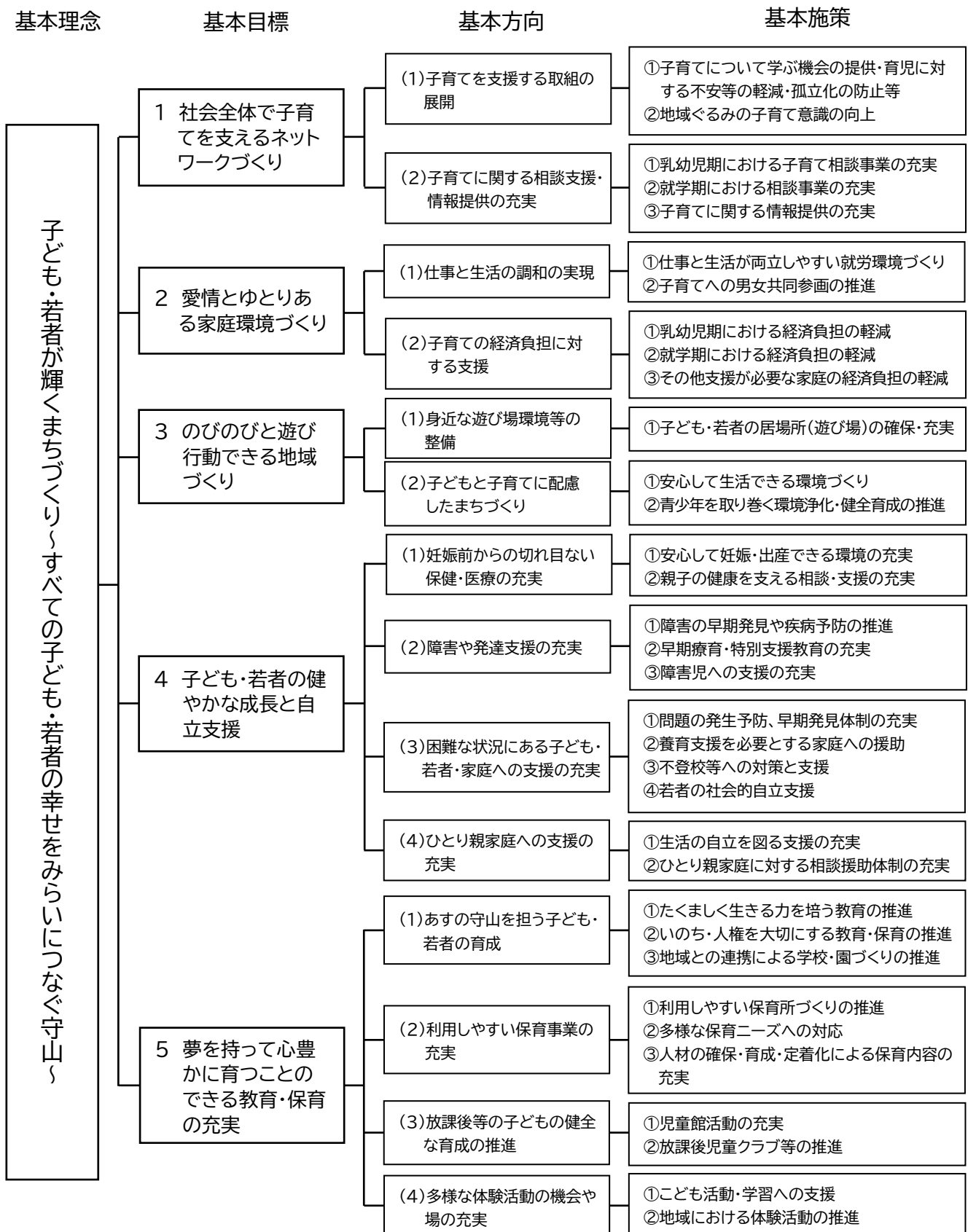
次世代の守山の担い手として、子ども・若者が夢と希望を持ち、心豊かにたくましく育つことができるよう、就学前の教育・保育の充実に取り組むとともに、すべての子ども・若者の人権が尊重され、すべての子ども・若者が相互に認め合い、生命を大切にすることができるまちづくりを進めます。

また、子育て家庭の多様なニーズに対応し、就学前の教育・保育事業および地域子ども・子育て支援事業の見込量の計画的な確保に向けての取組を進めます。

さらに、子ども・若者が地域の様々な人との出会いや交流のなかで、たくましく生きる力を育めるように、地域住民や地域団体、NPOやボランティア団体等との連携により、多様な体験機会の提供や場の充実に図ります。

第4節 施策の体系

本計画の施策の体系は以下のとおりとします。



第1部 総論

第3章 計画の基本的な考え方

第2部 各論

第4章 施策の展開

子ども・若者計画にかかる施策は「◆」、子どもの貧困の解消に向けた対策計画にかかる施策は「●」を施策・事業の欄に記載しています。また、各施策・事業に該当するライフステージについて欄を設け、表示しています。番号の内容は以下のとおりです。

各ライフステージの「こども大綱」で定める主な施策は以下のとおりです。

①こどもの誕生前から幼児期まで

- ・妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保
- ・こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

②学童期・思春期

- ・こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等
- ・居場所づくり
- ・小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実
- ・成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
- ・いじめ防止
- ・不登校のこどもへの支援

③青年期

- ・高等教育の修学支援、高等教育の充実
- ・就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組
- ・結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
- ・悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

④子育て当事者

- ・子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- ・地域子育て支援、家庭教育支援
- ・共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
- ・ひとり親家庭への支援

基本目標1 社会全体で子育てを支えるネットワークづくり

基本方向（1）子育てを支援する取組の展開

核家族化の進行やコミュニティ意識の希薄化などを背景に、家庭や地域における子育て力が求められています。

家庭において、子育てが楽しく感じられ、少しでも自信が持てるように各種サロンの開催や医療機関等との連携により、教育力の向上を図ります。

また、妊娠届出時から様々な伴走型支援を実施するとともに、地域住民や各種団体等との協力・連携のもと、様々な交流の機会づくりを進めます。

基本施策① 子育てについて学ぶ機会の提供・育児に対する不安等の軽減・孤立化の防止等

No.	施策・事業	取組内容	ライフ ステージ	担当課
1	妊産婦および新生児に対する指導(●)	○妊娠届出時から専門職による伴走型支援と経済的支援を行い、保護者の育児不安の解消と児の発育を確認していきます。(ネウボウ面接、8か月アンケート、新生児訪問、妊婦のための支援給付)	① ④	母子保健課
2	育児相談・家庭訪問	○個別相談や乳幼児健診、相談会などを通して、保護者の育児不安の解消を図ります。	① ④	母子保健課
3	親子教室(カンガルー教室)の実施	○1～3歳児で育児支援が必要な親子に対し、遊びの指導や育児相談を行うカンガルー教室を実施します。	① ④	母子保健課
4	子育て期の各種サロン・相談会の実施	○児の年齢等に応じて、専門職の助言や指導による育児不安の解消や保護者同士の交流を目的とした各種サロンや相談会を実施します。(はじめましてサロン、おやこひろば、よちよちサロン、すくすく相談会)	① ④	母子保健課
5	親子ほっとステーション	○就学前の乳幼児とその保護者へ学習・交流機会等を提供します。	① ④	社会教育・文化振興課
6	未就園児とその保護者への子育て支援事業	○子育ての不安軽減や喜びの共有等を行い、地域の仲間づくりにもつなげるため、未就園児とその保護者を対象に、育児講座や親子教室を実施します。	①	保育幼稚園課
7	子育てに関する講演会等の実施	○保育所や幼稚園、こども園の保護者に対し、望ましい家庭環境や子どもへの接し方など、子育て・親育ちの大切さについて理解を深めるための講演会や学習会などを実施します。	① ④	保育幼稚園課
8	産後ケア事業	○生後1歳までの母子に対し、医療機関などで心身のケアや育児手技の指導などを行う産後ケアを実施します。	① ④	母子保健課

基本施策② 地域ぐるみの子育て意識の向上

No.	施策・事業	取組内容	ライフ ステージ	担当課
9	高齢者との交流	○保育所や幼稚園、こども園において、地域の高齢者との交流などを図り、地域コミュニティ内の機運醸成を図ります。	④	保育幼稚園課
10	地域ぐるみの子育て活動への支援	○PTA活動(子育てサークル)の一部として、保護者の集まりによる子育てサークルの活動を支援します。	① ④	保育幼稚園課
11	子育て支援	○子育てサークルへの公民館(コーディネーター)を中心とした支援のうち、活動内容の支援を行います。	① ④	保育幼稚園課
12	子育てサポーター交流・研修会の実施	○子育てサポーター交流・研修会を開催します。	④	社会教育・文化振興課
13	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	○子育ての援助を受けたい人と援助を行いたい人との会員相互の援助活動を推進します。	④	こども政策課
14	自治会館や学区の公民館(会館)での子育て支援活動の展開	○親子ほっとステーションや子育てサポーター交流・研修会の開催、自治会サロンへの支援に加えて、公民館の青少年・子育て担当者が中心となり、地域で活動する子育てサークルの活動支援を行います。	④	社会教育・文化振興課
15	中間支援機能の拡充による市民公益活動団体への支援事業	○自発的なまちづくり活動に必要な経費を助成する「市民提案型まちづくり支援事業」や、市民公益活動団体に向けた連続講座「さんさんまちサポセミナー」、市民交流センターの無料貸出(活動場所の提供)、相談業務など市民活動の活性化に向けて様々な側面から支援を行います。	④	市民協働課

基本方向（２）子育てに関する相談支援・情報提供の充実

子育てに関して、友人や近所の人等に相談相手になってもらうこと、地域に支えられている感覚はともに減少傾向にあり、子育て世帯の孤立感が増している傾向にあります。

子育ての悩みや不安を軽減・解消できるように、関係機関や関係団体等との連携を強化し、個々の家庭状況や子どもの発達段階に応じた適切な相談・指導体制の充実を図ります。

また、地域子育て支援センターでの相談・支援体制の充実と様々な子育て支援団体・サークル等の支援により、育児の孤立化の防止や子育て世帯等の多様な活躍推進を図ります。

基本施策① 乳幼児期における子育て相談事業の充実

No.	施策・事業	取組内容	ライフ ステージ	担当課
16	赤ちゃん訪問事業の実施(●)	○「赤ちゃん訪問事業」を通じて地域の民生委員・児童委員(主任児童委員)が育児に関する不安や悩みの聴取・相談、情報提供を行い、地域に根差した子育てネットワークの構築を図ります。	①	子育て応援室
17	保育所や幼稚園、こども園における子育て相談の実施	○保育所や幼稚園、こども園において地域担当の保育者を配置し、地域の子育て相談機能の充実を図ります。	① ④	保育幼稚園課
18	地域子育て支援センターでの相談・指導体制の充実	○気軽に立ち寄れる遊び場、相談できる場を提供し、地域と連携した子育て支援の充実を図ります。	① ④	こども政策課

基本施策② 就学期における相談事業の充実

No.	施策・事業	取組内容	ライフ ステージ	担当課
19	やすらぎ支援相談員配置事業	○市内小中学校すべてにやすらぎ支援相談員を配置し、子どもや保護者が心の悩みを気軽に相談できる機会の充実を図ります。また、深刻な相談内容については、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーへつなぎ、悩み解消の手立てを講じます。	②	学校教育課
20	教育相談事業	○子どもの不登校等、学校生活に不安や悩みを抱える保護者や児童生徒を対象に、電話および面接による相談を実施します。また、学校をはじめ関係機関と緊密な連携を行い、より適切な支援を図ります。	②	教育支援センター
21	児童生徒支援室(くすのき教室)事業	○不登校をはじめ学校に行きにくさを感じる児童生徒を対象に、あたたかく安心できる居場所を提供します。また、教育相談や個別活動・小集団活動などを通して子どもが自ら社会的自立を目指す支援を行います。	②	教育支援センター

No.	施策・事業	取組内容	ライフ ステージ	担当課
22	不登校に関する地域のセンター的事業	○教育支援センターとして、不登校児童生徒への支援の在り方について校園に情報提供を行うとともに、緊密に連携を図ります。また、不登校児童生徒の支援に加え、一人で悩みを抱え込まないように保護者支援に努めます。	②	教育支援センター

基本施策③ 子育てに関する情報提供の充実

No.	施策・事業	取組内容	ライフ ステージ	担当課
23	子育て情報冊子の活用による情報提供	○各種関係機関と連携し、子育てに役立つ最新の情報が掲載された冊子を作成します。 ○地域での子育て支援事業等の情報を積極的に掲載・提供します。	①	こども政策課
24	多様な媒体を使用した情報提供の充実	○子育てアプリや子育て情報誌など、多様な媒体を活用して子育て情報の提供を行うとともに、乳幼児健診や各種サロンの場でも保護者が必要とする情報について、積極的な情報提供を行います。	① ④	母子保健課 発達支援課 こども政策課
25	子育て応援サイトおよび母子健康手帳機能付き子育て応援アプリ「子育てタウン」による情報提供	○子育て応援サイト、アプリ等を活用したお知らせやイベント情報を随時提供します。	①	こども政策課

基本目標2 愛情とゆとりある家庭環境づくり

基本方向（1）仕事と生活の調和の実現

共働き世帯の増加に伴い、仕事を持つ保護者にとって、「子どもと接する時間が少ない」とことが大きな悩みや不安となっています。

仕事を持つ男女がともにゆとりある職業生活や家庭生活を確保できるように多様な就労形態の導入促進など、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のとれた社会づくりを進めます。

基本施策① 仕事と生活が両立しやすい就労環境づくり

No.	施策・事業	取組内容	ライフ ステージ	担当課
26	フレックスタイムや在宅就労等の就労形態の多様化への働きかけ	○家庭と仕事の両立を図り、ゆとりある生活が送れるよう、フレックスタイム制や子育て期の短時間勤務、在宅就労など多様な就労形態の導入の働きかけを行います。	④	商工観光課
27	育児休業制度の普及・啓発と取得促進に向けた働きかけ	○育児休業制度に関する正しい知識・情報の周知、企業への育児休業を取得し職場復帰がしやすい環境の整備や育児休業給付制度の適切な運用について働きかけを行います。	④	商工観光課
28	事業所内保育施設設置への働きかけ	○市内の企業・事業所を対象に事業所内保育施設の設置について働きかけを行います。	①	こども政策課

基本施策② 子育てへの男女共同参画の推進

No.	施策・事業	取組内容	ライフ ステージ	担当課
29	父親に対する出産・育児知識の啓発	○母子健康手帳の交付時に父子手帳を交付したり、新生児訪問時に父親用の育児指南書を配付するなど、父親が出産・育児について知り、妊産婦への寄り添いや育児家事を協働して行うことができるよう啓発します。	① ④	母子保健課
30	男性の家庭生活への積極的参加の促進	○男女共同参画をテーマに研修会の開催等の学習機会の提供を行います。	④	人権政策課
31	男女共同参画に関する広報・啓発の推進	○各媒体を活用した広報・啓発を行い、男女共同参画意識の醸成を図ります。	③	人権政策課
32	男女共同参画に関する子どもへの教育の推進	○学校・園職員に対し、各校園にて男女共同参画の研修を実施し、日頃の教育・保育内容に反映します。	① ②	保育幼稚園課 学校教育課
33	学校における働き方改革の推進	○教員の長時間労働を改善し、教員一人ひとりの心身の健康維持の実現並びに業務の効率的な運営および量的削減を図ることで、教員が子どもたちと向き合うための時間や、授業の質を高めるための時間を確保し、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるよう環境改善に取り組みます。	②	学校教育課

基本方向（２）子育ての経済負担に対する支援

物価や燃料費高騰により、家計における経済的負担が増加しています。

そのようななか、子育てに関する経済的負担を少しでも軽減できるように、児童手当をはじめ医療費等の助成、本市の将来を担う子ども・若者が経済的理由により、夢や希望をあきらめることがないよう、各種制度について周知を図ります。

基本施策① 乳幼児期における経済負担の軽減

No.	施策・事業	取組内容	ライフ ステージ	担当課
34	福祉医療費助成事業(乳幼児)(●)	○乳幼児の医療費を助成します。	④	国保年金課
35	妊産婦健康診査の公費負担(●)	○妊産婦健康診査に係る一定額を公費で負担し、受診を促進します。	④	母子保健課
36	保育料の軽減措置(幼児教育・保育の無償化等)(●)	○所得階層やひとり親世帯等の世帯状況に応じた保育料の軽減措置や令和元年10月から開始された幼児教育・保育の無償化(3歳児以上および0～2歳児の住民税非課税世帯)のほか、被災その他のやむを得ない事情により、保育料が支払えない場合において、保育料の減免による負担軽減を図ります。	④	保育幼稚園課
37	児童手当の給付(●)	○児童手当の給付、制度の広報、普及を行います。	④	こども家庭相談課
38	妊婦のための支援給付(●)	○令和6年度までの「出産・子育て応援給付金」を一部変更し、妊娠時および妊娠しているこどもの人数の届出時に給付金を支給し、妊産婦の経済的負担の軽減を図ります。	① ④	母子保健課

基本施策② 就学期における経済負担の軽減

No.	施策・事業	取組内容	ライフ ステージ	担当課
39	【2-(2)-①再掲】児童手当の給付(●)	○児童手当の給付、制度の広報、普及を行います。	④	こども家庭相談課
40	育英奨学資金貸付事業(返還免除型奨学金を含む)(◆)(●)	○高校・大学等への就学が経済的に困難な生徒に対し、奨学金を貸与します。	③ ④	学校教育課
41	福祉医療費助成事業(子ども医療)(●)	○小学生から高校生世代まで(18歳到達後最初の3月31日まで)の医療費を助成します。	④	国保年金課

基本施策③ その他支援が必要な家庭の経済的負担の軽減

No.	施策・事業	取組内容	ライフ ステージ	担当課
42	小・中学校就学援助 および特別支援教 育就学奨励事業 (◆)(●)	○経済的理由により就学困難な児童生徒の保 護者に対して、学習上必要な費用の一部を 援助します。	① ④	学校教育課
43	【2-(2)-②再掲】 育英奨学資金貸付 事業(返還免除型奨 学金を含む)(◆) (●)	○高校・大学等への就学が経済的に困難な生 徒に対し、奨学金を貸与します。	③ ④	学校教育課
44	児童扶養手当の給 付(●)	○ひとり親家庭等の児童の健全な育成を図る ため、手当を支給します。	④	こども家庭 相談課
45	ひとり親家庭の自立 促進(◆)(●)	○ひとり親家庭等への経済的支援と自立支援 を図るため、自立支援教育訓練給付金、高 等職業訓練促進給付金の支給等を行います。 ○ひとり親家庭の親または児童に対し、学び 直しを支援することを目的に、高等学校卒 業程度認定試験の合格を目指し、対象とな る講座を受講・修了された場合等において 給付金を支給します。	④	こども家庭 相談課
46	福祉医療費助成事 業(母子・父子)(●)	○母子家庭・父子家庭の医療費を助成します。	④	国保年金課
47	住宅確保給付金の 支給(●)	○離職等により経済的に困窮し、住居を失っ た方等に家賃相当額の支給を行います。	③ ④	生活支援相談課
48	食料・食材提供支援 (●)	○「フードバンクびわ湖」と協定を結び、連携 を図りながら生活困窮者に食糧支援を行いま す。	④	生活支援相談課

基本目標3 のびのびと遊び行動できる地域づくり

基本方向（1）身近な遊び場環境等の整備

子どもたちが安心してのびのびと遊ぶことのできる遊び場の整備が求められています。

子どもたちが、遊びを通して、思いやりの心や規範意識、コミュニケーション能力など社会性を育むことができるように、地域の協力により安全にのびのびと遊ぶことができる空間づくりを推進します。

また、子どもや若者の何気ない居場所づくりとして、公共施設等のフリースペースなどを開放し、気軽に使える居場所の充実を図るほか、学校施設を活用した児童の居場所づくりに取り組んでいきます。

基本施策① 子ども・若者の居場所（遊び場）の確保・充実

No.	施策・事業	取組内容	ライフ ステージ	担当課
49	【1-(2)-①再掲】 地域子育て支援センターでの相談・指導体制の充実	○気軽に立ち寄れる遊び場、相談できる場を提供し、地域と連携した子育て支援の充実を図ります。	① ④	こども政策課
50	公園の管理	○地域の自治会等と連携し、樹木剪定や清掃等の日常管理を実施します。 ○専門業者による遊具点検を実施し、点検結果に基づき修繕・更新を行います。	① ② ④	土木管理課
51	外遊びの推進	○運動公園の空き日程の開放や「もりやま外あそびマップ」の配布により、子どもたちの外遊びを推進します。	① ②	スポーツ振興課
52	庁舎等のフリースペースなどの開放・充実と学校施設等を活用した居場所づくり(◆)	○庁舎等の公共施設の自由スペースを開放し、気軽に使える居場所となるよう取り組んでいきます。 ○学校施設等を活用し、児童の居場所づくりに取り組んでいきます。	① ② ③	こども政策課 総務課 市民協働課 教育総務課 学校教育課 社会教育・文化振興課 図書館
53	その他公共施設におけるフリースペース等の開放と充実による居場所づくり(◆)	○指定管理施設を含めたフリースペースを気軽に使える居場所として開放できるよう取り組んでいきます。	① ② ③	こども政策課 総務課 スポーツ振興課 ごみ減量推進課 商工観光課 社会教育・文化振興課
54	民間施設活用による居場所づくり(◆)	○民間施設のスペースを子どもから若者の居場所として位置づけ、公共施設以外の居場所づくりを推進します。	① ② ③	こども政策課

基本方向（２）子どもと子育てに配慮したまちづくり

子どもを安心して産み育てるため、まち全体が子どもや子育て家庭にとって配慮されたやさしい環境づくりが求められています。

子どもや子ども連れでも安全に外出でき、授乳やオムツ替えなどに利用しやすいまちづくり・施設づくりを進めます。

また、インターネット、SNS の普及による青少年を取り巻く環境が変化していることから、次代を担う子どもたちが健やかに成長するように、保護者や地域住民、関係機関・団体と連携し、有害図書や有害情報等の社会環境の浄化の取組を進めます。

基本施策① 安心して生活できる環境の整備

No.	施策・事業	取組内容	ライフ ステージ	担当課
55	守山市都市計画 基本方針の推進	○まちづくりの基本方針制定、コミュニティの維持・活性化、安全・安心なまちづくりを行います。	－	都市計画・ 交通政策課
56	建築指導事業	○違反建築パトロール等を実施し、安全・安心なまちづくりを推進します。	－	建築課
57	公営住宅維持管理 事業(●)	○公共賃貸住宅を整備・管理し、住宅困窮者に対して、公共賃貸住宅を供給します。	④	建築課
58	バリアフリーの道づ くり事業	○歩道に水溜まりができないように透水性舗装への改良等を実施します。	－	道路河川課
59	通学路の安全点検 (小学校)	○定期的に、教職員等による通学路の安全点検を実施します。	－	保健給食課
60	通学路の安全点検 (未就学)	○定期的に、教職員等による通園・通学路の安全点検を実施し、園外保育等を通じて、園児への指導を行います。	－	保育幼稚園課
61	地域安全推進事業 (ハード事業)	○通学路や主要道路等において、防犯灯の整備を実施し児童の安全確保を推進します。	－	危機管理課
62	地域安全推進事業 (ソフト事業)	○児童等の安全確保を推進するため、地域が行う防犯灯設置や防犯カメラ設置に対して補助金を交付するとともに、「守山市安全で安心なまちづくり条例」に定められた基本理念などにに基づき、民間事業者と協働して安全で安心なまちづくりを推進します。	－	危機管理課
63	通学路安全対策(ハ ード事業)	○通学路交通安全対策本部会での検討を踏まえ、歩道のカラー塗装などの安全対策を実施し、児童の安全確保を推進します。	－	道路河川課 保健給食課
64	交通安全教育の実 施(小・中学校)	○小・中学校において、講話やビデオ、実技指導などによる交通安全教室を実施します。	②	保健給食課
65	交通安全教育の実 施(未就学)	○保育所や幼稚園、認定こども園において、講話やビデオ、実技指導等による交通安全教室を実施し、正しい交通ルールを学び、交通事故防止につながる啓発活動を行います。	① ④	保育幼稚園課
66	シートベルト・チャイルド・シ ート・子どもの自転車 乗車時のヘルメット着用 の推進	○道路交通法等の改正内容等を啓発し、交通安全に対する保護者の認識を高めるよう推進します。	① ④	保育幼稚園課

No.	施策・事業	取組内容	ライフ ステージ	担当課
67	市民の防犯意識啓 発事業	○犯罪の未然防止を図り児童の安全確保を推 進するため、自治会および関係機関と連携 し、市民の防犯意識の高揚を図る啓発事業 を推進します。	④	危機管理課
68	子育て世帯に対する 災害時の対応強化	○災害発生時の備えとして「妊婦や乳幼児の いる家庭」への備蓄食料および備蓄物資の 確保を図ります。	－	危機管理課
69	スクールガードの支 援	○小学生の通学路を対象にした「スクールガ ード」と連携し、見守り活動を推進します。	④	保健給食課
70	こども SOS ホーム の充実	○地域ぐるみで子どもを見守り、安全確保を 図る取組を充実させるため「こどもSOSホ ーム」の設置を呼びかけます。	④	社会教育・ 文化振興課
71	子育てにやさしい道 づくり	○車いすやベビーカーがスムーズに通行でき るような歩道等を整備します。	－	道路河川課
72	妊婦が外出しやすい 環境づくり	○マタニティマークの普及を図ることで、妊婦 や子育て家庭に対する周囲の人々の思いや りのある行動や対応がとれる、やさしい環 境づくりを推進します。	① ④	母子保健課
73	もーりーカー（デマ ンド乗合タクシー）の 運行	○バスやタクシーを補完する手段として、高齢 の方や自家用車を所持しない方の移動手段 として、デマンド乗合タクシー『もーりーカ ー』を運行します。	①	都市計画・ 交通政策課
74	赤ちゃんの駅事業	○市内事業所等と協力し、赤ちゃんの駅の設定 を促進します。	④	こども政策課

基本施策② 青少年を取り巻く環境浄化・健全育成の推進

No.	施策・事業	取組内容	ライフ ステージ	担当課
75	守山野洲少年センタ ーとの連携	○「広報もりやま」や守山野洲少年センターの 「センターだより」などを通じ、青少年の健 全育成に対する理解を深める啓発活動を引 き続き実施します。また、「センターだより」 の内容を配布対象者に応じて変え、全戸、 保護者、地域の関係者、公共機関等に配布 し、青少年の健全育成に対する理解を深め ます。	④	社会教育・ 文化振興課
76	地域住民の協力に よる青少年健全育 成活動	○7月、11月の強調月間を中心に、あいさつ 運動、非行被害防止等の声かけ、また、通学 路における青少年の見守り活動を行うこと で、青少年を育成する環境づくりを推進し ます。	② ③	社会教育・ 文化振興課
77	有害環境浄化活動	○市内の書店やコンビニ、レンタルビデオ店等 に立入調査を行い、青少年に適切な販売を していただくよう働きかけを行います。ま た、薬物乱用防止の啓発活動を行います。	④	社会教育・ 文化振興課

第2部 各 論
第4章 施策の展開

No.	施策・事業	取組内容	ライフ ステージ	担当課
78	補導活動	○青少年の万引き等の初発型非行を防止するため、学校や地域等が連携して街頭巡回を実施します。	④	社会教育・文化振興課
79	インターネット上の有害情報やいじめから子どもを守るための啓発	○各小・中学校で情報モラル教育を推進するほか、PTA連絡協議会補助制度を活用したPTA主催のネット被害防止に関する学習会の実施を推進します。	① ②	学校教育課 社会教育・文化振興課

基本目標4 子ども・若者の健やかな成長と自立支援

基本方向（１）妊娠前からの切れ目ない保健・医療の充実

妊娠、出産は、家族にとって大きな変化のときであり、それぞれの妊産婦や家庭の状況に応じた支援が必要です。

心身の変化が著しい妊娠・出産期を、母としての自覚を持ち、健康な生活を送ることができるように、また、安心して妊娠・出産できるように、健康管理についての知識の普及や健康診査、相談、指導を充実していきます。

さらに、こどものライフステージに応じて健康の保持・増進が図れるよう、家庭、幼稚園、保育所、認定こども園、小・中学校等と連携し支援するとともに、保護者の健康の保持・増進についても、食生活や運動、休養など、望ましい生活習慣の確保に取り組むよう、啓発・指導の充実を図ります。

また、子どもの急病時にも安心して適切な医療が受けられるように、医療体制の充実を図ります。

基本施策① 安心して妊娠・出産できる環境の充実

No.	施策・事業	取組内容	ライフ ステージ	担当課
80	【1-(1)-①再掲】 妊産婦および新生児に対する指導(●)	○妊娠届出時から専門職による伴走型支援と経済的支援を行い、保護者の育児不安の解消と児の発育を確認していきます。(ネウボウ面接、8か月アンケート、新生児訪問、妊婦のための支援給付)	① ④	母子保健課
81	妊婦健康診査(●)	○健やかな妊娠・出産ができるよう、妊婦健康診査を実施し、受診率の向上を図るため、母子健康手帳交付時に、妊婦健康診査受診票を交付し、妊婦健康診査費用の一部を助成します。	④	母子保健課
82	出産育児一時金の給付(●)	○国民健康保険の被保険者に、出産育児一時金を医療機関に直接支払う方法により給付します。 ○出産育児一時金:500,000円(産科医療補償制度を利用しない場合:488,000円)	④	国保年金課
83	未成年者への防煙教育(がん教室)	○小中学校に出向き、喫煙・受動喫煙が健康に及ぼす影響やがんについての講義を行います。	②	すこやか生活課

基本施策② 親子の健康を支える相談・支援の充実

No.	施策・事業	取組内容	ライフ ステージ	担当課
84	【1-(1)-①再掲】 子育て期の各種サロ ン・相談会の実施	○児の年齢等に応じて、専門職の助言や指導 による育児不安の解消や保護者同士の交流 を目的とした各種サロンや相談会を実施し ます。(はじめましてサロン、おやこひろば、 よちよちサロン、すくすく相談会)	① ④	母子保健課
85	発達相談	○乳幼児健康診査や健康相談により、発達面 で保護者が育児不安を抱えていたり、より 専門的な相談を行ったほうがよいと判断し た子どもに対して、発達相談員による相談・ 発達検査などを行い、子どもの成長発達を 促すための適切な指導体制づくりに努めま す。	① ④	母子保健課
86	乳幼児健康診査事 業(●)	○4か月児・10か月児・1歳6か月児・2歳6か 月児・3歳6か月児を対象とした健康診査・ 健康相談を実施するとともに、新たに1か月 児を対象とした健康診査を個別健診で実施 します。	① ④	母子保健課
87	妊婦への食育推進 事業	○妊婦の食生活については、その胎児の健康 に大きく左右することから、妊娠期におけ る食育の啓発を推進します。	①	母子保健課
88	乳幼児への食育推 進事業(●)	○乳幼児健診や相談会、サロンなど様々な場 面で食育について啓発を行うとともに、市 公式YouTubeで、離乳食の作り方・進め方 についての動画を公開するなど、困ったと きに必要な情報にアクセスできるよう、正し い栄養や食生活などの重要性について啓発 を推進します。	① ④	母子保健課 すこやか生活課
89	学校における食育の 推進	○望ましい食習慣を養い、児童生徒が食を通 じて自ら健康管理ができるように、学校に おける食育を推進します。 ○学校給食において地場産物を積極的に使用 することで、地産地消、食育の取組を推進し ます。	②	保健給食課
90	保育所・幼稚園・認 定こども園を通じた 食育の啓発	○年齢発達に応じた栽培活動や調理体験の実 施、絵本や紙芝居を使い、食事のマナーを 伝えることで、食育を推進します。	①	保育幼稚園課
91	乳幼児の野菜づくり 体験事業	○地元で収穫される野菜に関心を持つ機会づ くりのため、近隣農家の協力を得て収穫作 業等を実施することで、食育につなげます。	①	保育幼稚園課
92	予防接種事業	○予防接種法に基づく定期接種について、あ らゆる機会に啓発し、接種率の維持・向上を 図ります。	① ②	すこやか生活課

No.	施策・事業	取組内容	ライフ ステージ	担当課
93	生涯歯科保健推進事業	○第3次健康もりやま21(第2次守山市生涯歯科保健計画)に基づき、計画的な取組を推進します。 ○歯科保健を学校保健と連携させ、ライフステージに応じたむし歯予防を図ります。 ○中学校から増加する歯周疾患に対応するため、中学校における歯周病予防教育に引き続き取り組みます。 ○1歳6か月児、2歳6か月児および3歳6か月児の子どもに歯科健診を実施します。	① ②	すこやか生活課 母子保健課
94	フッ化物洗口事業	○永久歯のむし歯予防のため、市内保育園、幼稚園、認定こども園の4歳児、5歳児および小学校で、希望者を対象に集団でフッ化物による洗口を実施します。	① ②	すこやか生活課 保健給食課
95	子宮頸がん・乳がん検診の推進	○親の健康づくりの支援、特に女性の健康の保持・増進を図るため、子宮頸がん検診・乳がん検診を行います。今後も、無料クーポン券の配付などを通じて、受診率の向上を図ります。	①	すこやか生活課
96	がん検診・特定健康診査等の受診促進	○保護者の生活習慣病の予防をはじめ、疾病等の予防を進めるため、がん検診や特定健康診査等の受診を促進します。	①	すこやか生活課
97	湖南広域休日急病診療所	○休日における初期医療の提供施設として湖南広域休日急病診療所を運営します。	① ②	地域医療政策室
98	小児救急医療体制	○滋賀県保健医療計画に基づき、小児救急医療体制の確保に努めます。	① ②	地域医療政策室
99	小児救急電話相談および滋賀県救急医療情報システムの周知	○休日や夜間、子どもの病気やケガで、病院へ行った方がよいか判断に迷ったときに、小児科医師のアドバイスを受けることができる電話相談について、周知を図ります。 ○今、診てもらえる医療機関を探せるホームページ(医療ネット滋賀)へのアクセスについて、周知を図ります。	① ②	地域医療政策室
100	応急手当法の普及	○応急手当法等について保健だよりなどを活用し、保護者等への周知を図ります。	①	保育幼稚園課
101	産婦人科医院開設に係る事業費補助金制度	○市民が安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めるため、市内に分娩施設(病床)を有する産婦人科医院を開設しようとする医師または医療法人に対し、開設に要する経費の一部について補助金を交付します。	① ②	地域医療政策室
102	こども食堂に対する支援(●)	○地域で運営、実施されているこども食堂について、活動の支援を行います。	② ④	こども家庭相談課

基本方向（２）障害や発達支援の充実

発達障害の子どもが増加するなか、早期把握と個々の状況や発達段階に応じた専門性の高い指導を行うことが重要です。

各種健康診査や発達相談、保育所や幼稚園、認定こども園への訪問支援事業などを通じて、障害や疾病を早期に発見・把握し、できるだけ早期に適切な治療、療育を提供します。

また、障害児の増加や支援の多様化に対応するとともに、一人ひとりの可能性を伸ばし、自立や社会参加ができるように、保健・医療・福祉・療育・教育関係機関の密接な連携のもとで、障害の程度や子どもの成長の段階に応じた保育・療育・教育等の内容の充実を図ります。

基本施策① 障害の早期発見や疾病予防の推進

No.	施策・事業	取組内容	ライフ ステージ	担当課
103	乳幼児健康診査等の活用 (スクリーニング)	○乳幼児健康診査等において高度な精密検査・医療等が必要な乳幼児に対して、医療機関や発達相談等を紹介し、早期治療・早期療育を推進します。	① ④	母子保健課

基本施策② 早期療育・特別支援教育の充実

No.	施策・事業	取組内容	ライフ ステージ	担当課
104	小学校就学前の子どもを対象とした療育事業	○「あゆっ子教室」および「のびのび教室」の指導体制・指導内容の充実を図ります。	① ④	発達支援課
105	通級指導教室運営事業	○言葉を話したり聞き取ったりすることや発達について課題がある児童生徒に対して、障害や特性の状況に応じた指導を行い、社会自立のためのスキルの獲得を目指します。	②	学校教育課
106	特別支援教育	○幼児、児童生徒に対して、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行います。 ○市内小・中学校に「特別支援教育支援員(いきいき支援員)」および「特別支援教育専門員(いきいき専門員)」を配置し、特別支援教育対象児童生徒への支援を行います。	① ②	保育幼稚園課 学校教育課
107	保育・療育・教育等の一貫した相談・指導体制の充実	○「守山市における特別支援教育の推進」(ガイドブック)を活用し、個別支援計画に基づく一貫した支援が継続的に提供できるよう体制の充実を図ります。 ○特別支援教育や個別支援計画の作成に関する研修会等を「せんせい応援プログラム」としてまとめ、職員の支援スキルの向上を図ります。 ○親子の成長を支援できるように、発達面の評価を実施し、必要に応じて保育・療育・教育などの各機関との連携を推進します。	① ② ④	発達支援課 保育幼稚園課 学校教育課

No.	施策・事業	取組内容	ライフ ステージ	担当課
108	保育所等訪問支援事業	○保護者の就労等により療育教室に通えない子どもに対して、保育所等訪問支援を実施します。	① ④	発達支援課

基本施策③ 障害児への支援の充実

No.	施策・事業	取組内容	ライフ ステージ	担当課
109	発達支援事業	○「守山市発達支援システム基本方針」に基づき、引き続き体制の充実を図ります。	①③ ②④	発達支援課
110	高等学校等との連携	○見守りを要する高校生について、「児童生徒の健全育成に係る県と市町の連携に関する協定」による情報共有や、高校訪問を行うなかで、状況を確認し、問題が顕在化した折には必要な関係部署と連携し、早期に支援を開始します。	③	発達支援課
111	障害福祉サービスおよび地域生活支援事業	○居宅介護等の障害福祉サービスや日中一時支援事業、移動支援事業の充実を図ります。 ○基幹相談支援センター(守山・栗東障害者相談支援センターみらいく)の機能強化を図ります。	① ② ③	障害福祉課
112	軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業	○障害者総合支援法の補装具費支給の対象とならない軽度・中等度の難聴児(18歳未満)に対して、補聴器の購入費用を一部助成します。	① ②	障害福祉課
113	障害児通所支援(放課後等デイサービス事業等)	○放課後等デイサービスでは、特性に応じた支援の充実を図ります。	① ②	障害福祉課
114	障害児相談支援および計画相談支援	○指定障害児相談支援事業所および指定特定相談支援事業所の充実を図ります。	① ②	障害福祉課
115	重症心身障害者通所施設(生活介護)	○重症心身障害児(者)の日常生活や運動機能の向上、生活の質の向上のため、本市の施設整備事業所へ補助金を採択するよう県に要望していきます。 ○湖南地域での新しい重症心身障害者通所施設について、調査等を開始するなど、開設に向けて検討していきます。	② ③	障害福祉課
116	保護者の負担軽減のための家庭訪問事業	○心身に障害がある児童や慢性疾患児をもつ保護者に対し、療養生活での負担の軽減を図るため、家庭訪問を行い、養育環境・健康状態を把握し、地域の必要な支援を受けることができるよう関係課と連携を図ります。	① ②	母子保健課
117	福祉医療費助成事業(障害者)(●)	○障害のある人の医療費を助成します。	④	国保年金課

基本方向（３）困難な状況にある子ども・若者・家庭への支援の充実

様々な理由により子どもの養育が困難となった家庭への訪問や、家庭相談員による相談件数などは増加しています。さらには、新型コロナウイルス感染症の経験以降、社会情勢等が目まぐるしく変化する環境において、小中学校における不登校生徒や、若者のひきこもりの増加などが問題となっており、その当事者および家族全体を支援していく必要があります。

また、児童虐待の背景には、子育て不安をはじめ、家庭の経済状況や DV などの様々な問題が複合的に絡んでいるケースが多く存在します。増加が著しく社会問題化している子どもの虐待について、啓発活動を推進し虐待の防止に努めるとともに、関係機関や団体、地域住民等との連携を強化し、虐待の未然防止、早期発見・早期対応、子どもの保護等を行うための支援体制の充実を図ります。

基本施策① 問題の発生予防、早期発見体制の充実

No.	施策・事業	取組内容	ライフ ステージ	担当課
118	【1-(1)-①再掲】 妊産婦および新生児に対する指導(●)	○妊娠届出時から専門職による伴走型支援と経済的支援を行い、保護者の育児不安の解消と児の発育を確認していきます。(ネウボウ面接、8か月アンケート、新生児訪問、妊婦のための支援給付)	① ④	母子保健課
119	【1-(1)-①再掲】 子育て期の各種サロン・相談会の実施	○児の年齢等に応じて、専門職の助言や指導による育児不安の解消や保護者同士の交流を目的とした各種サロンや相談会を実施します。(はじめましてサロン、おやこひろば、よちよちサロン、すくすく相談会)	① ④	母子保健課
120	児童虐待の早期発見・早期対応および啓発(●)	○「赤ちゃん訪問事業」を通じて地域の民生委員・児童委員(主任児童委員)が育児に関する不安や悩みの聴取・相談を行い、要支援家庭の早期発見を図ります。	① ④	子育て応援室
121	保育士や教職員の虐待に関する研修(●)	○虐待の兆候の把握や早期発見に資するよう、保育士、教職員等への研修を行います。	① ②	保育幼稚園課
122	要保護児童対策協議会を通じた児童虐待防止ネットワークの充実、支援の実施(●)	○虐待の防止・早期発見・援助活動など総合的な取組を図るため、関係団体・関係者からなる要保護児童対策協議会を中心に、ネットワークの充実を図ります。 ○要保護児童対策協議会を構成する学校や園、社会福祉法人等の関係機関の職員を対象に虐待対応等に関する研修を行います。	④	子育て応援室
123	児童虐待の早期発見・早期対応のため、保・幼・小・中にコーディネーターを設置(●)	○各校園で要保護支援ケース会議を必要に応じて実施し、よりよい支援につなげます。 ○副園長・主幹・主任がコーディネーターの役割を担い、必要に応じてケース検討会議を開催し、関係機関との連携を図ります。	① ④	保育幼稚園課 学校教育課

基本施策② 養育支援を必要とする家庭への援助

No.	施策・事業	取組内容	ライフ ステージ	担当課
124	養育支援が必要な家庭への訪問指導(●)	○様々な理由により養育が困難となった保護者に対して、家庭訪問等を行い、養育・健康管理のための知識を指導することにより、保護者の心身の健康の向上を図り、健全な親子関係の構築を支援します。	① ④	母子保健課 子育て応援室
125	家庭児童相談事業(●)	○家庭児童相談を通じて、子ども家庭支援員が相談支援を行うことにより、家庭における適正な児童養育と児童福祉の向上を図ります。	① ④	子育て応援室
126	要保護児童に対する措置の実施(●)	○様々な理由により保護が必要である児童に対し、県中央子ども家庭相談センターと連携して一時保護など必要な措置を行います。	④	子育て応援室
127	子育て短期支援事業(●)	○保護者の病気や出産など一時的に養育を受けることが困難になった児童について、児童養護施設等で一時的に預かり、養育の支援を行います。	④	子育て応援室
128	子育て世帯訪問支援事業(●)	○子どもの養育環境を整えるため、家事、育児等に不安や負担感を持つ保護者、妊産婦等がいる世帯に対し、訪問支援員が訪問し、子育て世帯が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事、育児等の支援を行います。	① ④	子育て応援室

基本施策③ 不登校等への対策と支援

No.	施策・事業	取組内容	ライフ ステージ	担当課
129	【1-(2)-②再掲】 やすらぎ支援相談員 配置事業	○市内小中学校すべてにやすらぎ支援相談員を配置し、子どもや保護者が心の悩みを気軽に相談できる機会の充実を図ります。また、深刻な相談内容については、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーへつなぎ、悩み解消の手立てを講じます。	②	学校教育課
130	【1-(2)-②再掲】 教育相談事業	○子どもの不登校等、学校生活に不安や悩みを抱える保護者や児童生徒を対象に、電話および面接による相談を実施します。また、学校をはじめ関係機関と緊密な連携を行い、より適切な支援を図ります。	②	教育支援センター
131	【1-(2)-②再掲】 児童生徒支援室(くすのき教室)事業	○不登校をはじめ学校に行きにくさを感じる児童生徒を対象に、あたたかく安心できる居場所を提供します。また、教育相談や個別活動・小集団活動などを通して子どもが自ら社会的自立を目指す支援を行います。	②	教育支援センター
132	【1-(2)-②再掲】 不登校に関する地域のセンター的事业	○教育支援センターとして、不登校児童生徒への支援の在り方について校園に情報提供を行うとともに、緊密に連携を図ります。また、不登校児童生徒の支援に加え、一人で悩みを抱え込まないように保護者支援に努めます。	②	教育支援センター

No.	施策・事業	取組内容	ライフ ステージ	担当課
133	ゲートキーパー講座の実施	○日頃から児童生徒の悩みや相談に対応することが多い教職員等に対し、相談支援のスキル向上を目的にゲートキーパー講座を実施します。	②	すこやか生活課
134	不眠症状に着目したうつ啓発事業(◆)	○自殺と関係の深いうつ病の身体症状の一つである不眠症状に着目し、不眠症状をきっかけに早期相談・早期受診の普及啓発を行います。	② ③	すこやか生活課
135	SSR(スペシャルサポートルーム)の推進	○不登校児童生徒等が安心して登校し、学びを継続できる学習環境等を整備することにより、不登校児童生徒等への支援体制の充実を図ります。	②	学校教育課
136	フリースクール等利用児童生徒の支援	○不登校児童生徒の社会的自立を支援するため、学校以外の多様な学びの場を利用する不登校児童生徒の保護者への経済的負担の軽減を図ります。	②	学校教育課

基本施策④ 若者の社会的自立支援

No.	施策・事業	取組内容	ライフ ステージ	担当課
137	【2-(2)-②再掲】 育英奨学資金貸付事業(返還免除型奨学金を含む)(●)(◆)	○高校・大学等への就学が経済的に困難な生徒に対し、奨学金を貸与します。	③ ④	学校教育課
138	【2-(2)-③再掲】 ひとり親家庭の自立促進(◆)(●)	○ひとり親家庭等への経済的支援と自立支援を図るため、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金の支給等を行います。 ○ひとり親家庭の親または児童に対し、学び直しを支援することを目的に、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指し、対象となる講座を受講・修了された場合等において給付金を支給します。	④	こども家庭相談課
139	精神障害者通院医療費助成事業(◆)	○精神障害のある人の精神科通院医療費を助成します。	③	国保年金課
140	ひきこもり支援(◆)	○ひきこもりの当事者や家族との相談(訪問や来庁等)を行い、必要に応じ就労体験の場を活用し、当事者に寄り添いながら、伴走型支援を行います。 ○ひきこもり支援の窓口に関する啓発を実施します。	③	生活支援相談課
141	消費者教育(◆)	○消費トラブルなどに関する啓発活動を実施し、トラブルに巻き込まれることのないよう注意喚起を行います。	③	生活支援相談課

No.	施策・事業	取組内容	ライフ ステージ	担当課
142	就業支援(●)(◆)	○就業支援にあたり、ハローワーク等と連携し、就労相談を実施します。 ○守山市企業内人権教育推進協議会による各研修や、市職員による夏季企業訪問等による公正採用選考の啓発を行います。	③	こども家庭 相談課 商工観光課 生活支援相談課
143	若者しごと悩み相談 (◆)	○「第4次守山市就労支援計画」に基づき、若年層が抱える就労にかかわる不安の解消および、意欲の向上を目的として公認心理師によるカウンセリングを実施します。	③	商工観光課
144	障害者就職フェア (◆)	○「第4次守山市就労支援計画」に基づき、ハローワーク草津と守山商工会議所との共催で、市内に就業場所がある事業所と障害者をマッチングする合同就職面接会を開催します。	③	商工観光課
145	若者の社会参加・居場所づくり(◆)	○Café Ink MORIYAMAを拠点とした社会参加の促進および自立へ向けた各種支援を行います。	③	健康福祉政策課
146	結婚新生活支援事業(◆)	○婚姻に伴い新生活をスタートさせる39歳以下の世帯を対象に、新生活のスタートアップにかかる費用(住居費、引っ越し費用およびリフォーム費用)について助成を行います。	③	企画政策課

基本方向（４）ひとり親家庭への支援の充実

守山市におけるひとり親世帯は減少傾向にあるものの、子育てに関して気軽に相談できる人や場所がないと回答した人が増加しており、さらには子育てをつらいと感じる人も増加しており、身体的、精神的、さらに経済的にも負担が大きくなっているものと推察されます。

ひとり親家庭の生活の安定を図るため、各種給付の実施のほか、母親の経済的基盤を強化し自立できるように、教育や技能訓練を促進するとともに、就業の機会の拡大と雇用の促進に努めます。

また、子どもの健やかな成長と家庭の福祉の向上を図るため、子育て支援をはじめ、母子・父子自立支援員による相談・指導等相談体制の充実を図ります。

基本施策① 生活の自立を図る支援の充実

No.	施策・事業	取組内容	ライフ ステージ	担当課
147	【2-(2)-③再掲】 児童扶養手当の給付(●)	○ひとり親家庭等の児童の健全な育成を図るため、手当を支給します。	④	こども家庭相談課
148	【2-(2)-③再掲】 ひとり親家庭の自立促進(◆)(●)	○ひとり親家庭等への経済的支援と自立支援を図るため、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金の支給等を行います。 ○ひとり親家庭の親または児童に対し、学び直しを支援することを目的に、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指し、対象となる講座を受講・修了された場合等において給付金を支給します。	④	こども家庭相談課
149	【2-(2)-③再掲】 福祉医療費助成事業(母子・父子)(●)	○母子家庭・父子家庭の医療費を助成します。	④	国保年金課
150	【4-(3)-④再掲】 就業支援(●)(◆)	○就業支援にあたり、ハローワーク等と連携し、就労相談を実施します。 ○守山市企業内人権教育推進協議会による各研修や、市職員による夏季企業訪問等による公正採用選考の啓発を行います。	③	こども家庭相談課 商工観光課 生活支援相談課
151	子どもの学習・生活支援事業(●)	○ひとり親家庭や生活困窮世帯等、生活において困難な状況を抱え、支援を必要とする子どもに対し、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の取得・学習等の支援を行い、支援を要するこどもの居場所としての役割を担うことにより、その生活の向上を図ります。	②	こども家庭相談課

基本施策② ひとり親家庭に対する相談援助体制の充実

No.	施策・事業	取組内容	ライフ ステージ	担当課
152	母子父子福祉対策 推進事業(●)	○ひとり親家庭への経済的支援を行うとともに、ひとり親家庭福祉推進員の協力による事業「親と子のつどいの広場」を実施します。 ○公正証書等作成促進補助金や第三者による養育費の保証に関する契約に要した経費を支援する養育費の保証促進補助金を支給します。	④	こども家庭 相談課
153	【4-(3)-②再掲】 子育て短期支援事 業(●)	○保護者の病気や出産など一時的に養育を受けることが困難になった児童について、児童養護施設等で一時的に預かり、養育の支援を行います。	④	子育て応援室
154	母子寡婦等自立促 進事業(●)	○ひとり親家庭の自立を図るため、母子父子自立支援員および女性相談支援員による相談を実施します。	④	こども家庭 相談課
155	養育費の取決めに 関する相談援助の 推進(●)	○養育費の取決め内容の債務名義化を促進し、継続した履行確保を図るため、養育費の取決めを行うひとり親に対し公正証書等作成促進補助金を支給します。 ○養育費の未払いが発生した場合に、継続した履行確保を図るため、保証会社と養育費保証契約を締結する経費について、養育費保証促進補助金を支給します。	④	こども家庭 相談課

基本目標5 夢を持って心豊かに育つことのできる教育・保育の充実

基本方向（１）あすの守山を担う子ども・若者の育成

新型コロナウイルス感染症を経験して以降、変化の激しい社会を生きる子ども・若者には、夢と希望を持ち、心身ともにたくましく「生きる力」を育むことが必要です。

そのために家庭や地域、関係機関等との連携を強化し、就学前の教育・保育内容の充実を図ります。

また、次代を担う子ども・若者一人ひとりが、豊かな人間関係を形成し、いのちの大切さやお互いの存在を認め合え、自ら学ぶ意欲と社会の変化に主体的に対応できる「生きる力」を育めるように、教育内容を充実するとともに、一人ひとりの可能性や個性を伸ばすような、指導の充実に努めます。

基本施策① たくましく生きる力を培う教育の推進

No.	施策・事業	取組内容	ライフ ステージ	担当課
156	地域の特性を活かした就学前教育、学校教育	○守山市独自の自然体験や高齢者とのふれあい交流、体験的活動を積極的に取り入れた学校・地域行事を活用し、子どもの生きる力の基礎の育成と郷土愛を育めるよう、地域の特性を活かした特色ある就学前教育、学校教育に努めます。市内各校独自の体験型環境学習の実施に加え、4年生での「やまのこ」、5年生での「うみのこ」、6年生での環境学習へとつながりのある学びを推進します。	②	学校教育課
157	小学校低学年少人数学級の実施	○小学1年～3年において、32人程度学級編制を実施し、少人数指導の充実を図ります。	②	学校教育課
158	「自分の住むまち学習」の活用	○市内小学3年では、社会科学習で校区についての学習を実施するとともに、4年において、副読本「わたしたちの守山」を活用し、野洲川についての学習を継続して実施します。	②	学校教育課
159	【4-(1)-②再掲】学校における食育の推進	○望ましい食習慣を養い、児童生徒が食を通じて自ら健康管理ができるように、学校における食育を推進します。 ○学校給食において地場産物を積極的に使用することで、地産地消、食育の取組を推進します。	②	保健給食課
160	中学生職場体験学習	○実社会での知識や技術・技能等にふれることを通して、働くことの楽しさや難しさについて体験し、自己の将来について考えるきっかけ、職業観の育成を図ります。	②	学校教育課
161	ICT利活用事業	○一人一台端末を活用し、個別最適な学びの実現に向けて、デジタルドリルや授業支援ソフトを活用するなか、きめ細かく個に応じた教育の実現を目指します。	②	学校教育課

基本施策② いのち・人権を大切にする教育・保育の推進

No.	施策・事業	取組内容	ライフ ステージ	担当課
162	人権感覚あふれるひとづくりを目指した人権教育の推進	○就学前教育・学校教育・社会教育を通じ、市民一人ひとりが子どもの人権をはじめ、すべての人々の人権を尊重することが日常生活のなかで実践できるよう、人権感覚あふれる「ひと」の育成に努めます。 ○12月4日から10日の人権週間にあわせて、市内各小学校が輪番で実施している「人権教室」の取組を引き続き推進します。 ○「守山市いじめ防止基本方針」を策定し、国、県、市の方針をもとに、毎年見直しを進めるなか、いじめ防止の取組を推進します。	① ②	保育幼稚園課 人権政策課 学校教育課
163	教職員の人権意識に関する研修	○各園、各校で教職員に対して、人権研修会を年2回実施し、資質の向上を図ります。 ○「人権教育・保育計画訪問」を実施します。	① ②	保育幼稚園課 学校教育課
164	インクルーシブ教育の推進	○インクルーシブ教育システムの構築に向けて、可能な限り、障害のある児童生徒一人ひとりの特別な教育的ニーズに応じた適切な教育を推進します。	②	学校教育課
165	中学校での子育て・性に関する教育	○家庭科の授業で、保育所等でのふれあい体験活動を取り入れ、いのちの大切さや子育ての喜びや楽しさ、難しさなどについて、学びを深めます。 ○保健体育科の授業で、性についての正しい知識と理解を身につけられるよう「性教育」を推進します。	②	学校教育課
166	【4-(1)-①再掲】未成年者への防煙教育(がん教室)	○小中学校に出向き、喫煙・受動喫煙が健康に及ぼす影響やがんについての講義を行います。	②	すこやか生活課
167	児童生徒へのメンタルヘルス予防教育の実施	○思春期に差しかかる小学4年生において、自分の心の健康と向き合い、悩みや不安の予防について「道徳」や「学活」等をとおして重点的に学ぶことで、心の健康教育を推進します。 ○児童生徒が困難に直面したときに、周囲に助けを求めることができるよう、中学1年生に対してSOSの出し方教育を実施します。 ○自尊感情を育むことを目的に、中学2年生に対してはいのちの大切さを学ぶ教育を実施します。	②	すこやか生活課 学校教育課

基本施策③ 地域との連携による学校・園づくりの推進

No.	施策・事業	取組内容	ライフ ステージ	担当課
168	幼稚園・こども園未就園児交流事業	○未就園の子どもが遊び、交流できる場を提供するとともに、保護者の不安や悩みの解消に努め、子育ての楽しさや喜びが味わえるような機会を設けるなど、子育て能力の向上について積極的に支援します。	① ④	保育幼稚園課
169	【5-(1)-①再掲】 地域の特性を活かした就学前教育、学校教育	○守山市独自の自然体験や高齢者とのふれあい交流、体験的活動を積極的に取り入れた学校・地域行事を活用し、子どもの生きる力の基礎の育成と郷土愛を育めるよう、地域の特性を活かした特色ある就学前教育、学校教育に努めます。市内各校独自の体験型環境学習の実施に加え、4年生での「やまのこ」、5年生での「うみのこ」、6年生での環境学習へとつながりのある学びを推進します。	②	学校教育課
170	保育所や幼稚園施設の開放	○保育所や幼稚園を地域に広く開放することで、その有する専門性を地域住民のために活用するとともに、幼児にとっても身近な自然や文化、地域の様々な人々とのかかわりを通して豊かな心情を培う事業を充実させ、家庭、地域が一体となって子育ての大切さや喜びが実感できる園づくりを推進します。	①	保育幼稚園課
171	部活動の地域移行(連携)の検討	○少子化の進展により、今後生徒が減少していくなかでも、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会の確保が求められることから、部活動の在り方について検討します。	②	学校教育課
172	地域学校協働活動事業(こども応援団)	○地域と学校が連携・協働し、保護者や地域住民等のこども応援団の参加により、地域全体で子どもたちの成長を支える地域学校協働活動事業を市内全小中学校で推進します。	②	社会教育・文化振興課
173	【3-(2)-②再掲】 インターネット上の有害情報やいじめから子どもを守るための啓発	○各小・中学校で情報モラル教育を推進するほか、PTA連絡協議会補助制度を活用したPTA主催のネット被害防止に関する学習会の実施を推進します。	① ②	学校教育課 社会教育・文化振興課
174	学校体育施設の開放	○学校教育に支障のない範囲で、学校体育施設を開放し、スポーツレクリエーション機会の創出を図ります。	② ④	スポーツ振興課
175	読み聞かせ活動	○市内小学校では、学校司書、地域有志の読み聞かせボランティアサークルによる読書活動を展開します。	④	図書館

基本方向（２）利用しやすい保育事業の充実

母親の就労率および就労意向の高まりとともに、父親も含め保護者の就労形態の多様化などにより、保育ニーズも多様化が一層進んでいます。

仕事と生活の調和の実現を目指す一方、保護者の就労ニーズや教育・保育ニーズの動向を踏まえながら、待機児童ゼロと、保育事業の充実に図ります。

また、保育ニーズに安定して応えていくためには保育人材の確保・育成・定着化が重要であることから、働きやすい職場環境づくりなどに取り組みます。

基本施策① 利用しやすい保育所づくりの推進

No.	施策・事業	取組内容	ライフ ステージ	担当課
176	保育ニーズへの対応	○保育所の入所にあたり待機児童が出ないよう、保育を必要とする保護者のニーズに柔軟に対応できるよう、保育定員の維持・確保に努めます。 ○全国的に労働人口が減少するなか、育児休業取得後の円滑な職場復帰や、新たに就労を希望する方の円滑な就労を支援するため、保育を必要とする児童が保育所へ入所しやすい条件づくりを進めます。 ○安全で快適な保育環境を確保するとともに、保育の質の向上に対応できるよう、施設や設備維持に対する支援の充実に図ります。 ○今後の保育需要の増加にも十分対応できるよう、施設や設備維持に対する支援の充実に努めます。	①	こども政策課 保育幼稚園課
177	地域型保育事業の展開	○待機児童の解消と多様な保育ニーズの受け皿として、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業の展開について推進します。	①	こども政策課 保育幼稚園課
178	保育所情報の提供	○保育所等に関する情報について、子育て情報冊子や市ホームページなどで提供します。	①	こども政策課 保育幼稚園課
179	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	○令和8年度事業開始に向け、事業の研究および事業計画を策定し、整備を推進します。 ○また、事業開始以降、実施状況や国の動向等を見るなか、必要に応じて事業計画の見直しを行います。	①	こども政策課 保育幼稚園課

基本施策② 多様な保育ニーズへの対応

No.	施策・事業	取組内容	ライフ ステージ	担当課
180	多様な保育事業の 充実	○多様な保育ニーズに対応するため、各事業を実施する保育所・こども園等に対する補助事業を継続します。	①	こども政策課 保育幼稚園課
181	【5-(2)-①再掲】 地域型保育事業の 展開	○待機児童の解消と多様な保育ニーズの受け皿として、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業の展開について推進します。	①	こども政策課 保育幼稚園課

基本施策③ 人材の確保・育成・定着化による保育内容の充実

No.	施策・事業	取組内容	ライフ ステージ	担当課
182	人材の確保・育成・ 定着化	○待機児童の解消を図ることを目的に、課題となっている保育士確保や定着化を進めていくため、処遇改善等に努めます ○園内研究会の充実や幼児教育職研修等を実施することで、保育者の資質向上を図ります。 ○毎年20人程度の子育て支援員を養成し、各事業での従事へつなげます。 ○園担当の保育ソーシャルワーカーを配置し、養育環境等に課題のある家庭に対して課題の整理・改善の方向性を探り、保護者支援の充実と保育者の負担軽減を図ります。また、保育者は保育ソーシャルワーカーからの助言や指導を活かし、アセスメント力と保護者対応能力等の向上を図ります。 ○市内の園(公私立)で勤務する職員(正規・非正規)を対象にメンタルヘルス相談を実施し、メンタル不調の予防や、リフレッシュにつなげることで、職員の定着化の推進を図ります。 ○園管理職員等マネジメント研修を実施し、施設長等のマネジメント力の向上を図り、「保育士ケア」の充実に努め、保育士の確保および定着化の推進を図ります。 ○園内での中心的役割を担う世代を対象にミドルリーダー研修を実施し、ミドルリーダーとしてのマネジメント力の向上を図ります。 ○潜在保育士職場復帰支援事業を行い、就業に向けての保育体験の機会を設けます。	①	保育幼稚園課
183	第三者評価の検討	○保育所の質の向上を図るため、第三者による評価システムについて検討します。	①	保育幼稚園課

基本方向（３）放課後等の子どもの健全な育成の推進

母親の就労率が高くなる一方で、昼間家庭に保護者がいない子どもが安心して過ごせる居場所の確保が、保護者が安心して働くことができるためにも必要です。

こうしたなか、放課後児童クラブなどの放課後の居場所について、ニーズが高まっており、ニーズに柔軟に対応できる体制と環境が必要です。

放課後や長期休暇中、安全・安心な環境のもとで、同年齢や異年齢の地域の子どもたちが交流し、遊びを含め多様な活動ができるよう、地域住民や地域団体、ボランティア団体等と連携し、放課後の居場所づくりに努めます。

基本施策① 児童館活動の充実

No.	施策・事業	取組内容	ライフ ステージ	担当課
184	児童館事業	○子どもたちに安全で快適な遊び場を提供し、子どもの心と身体健康増進を図ります。 ○乳幼児や小学生、保護者等を対象に、親子のふれあいや保護者同士の交流等、子育て支援情報の提供や子育て相談事業、保護者の育児不安や負担の軽減に努めます。 ○中・高校生に対して、自主的活動への支援とともに、安全な居場所としての活用を図ります。	① ②	地域総合センター こども政策課

基本施策② 放課後児童クラブ等の推進

No.	施策・事業	取組内容	ライフ ステージ	担当課
185	放課後児童健全育成事業	○利用ニーズの高まりを踏まえ、既存施設の活用、施設整備などにより、見込量の確保を図ります。 ○保育内容の充実を図ります。 ○運営者との協働により児童の安全、生活指導、遊びの指導等が的確に行われるよう、人材を確保し、救命講習や発達支援等に関する研修を実施することで、資質の向上を目指します。	② ④	こども政策課
186	【3-(1)-①再掲】 庁舎等のフリースペースなどの開放・充実と学校施設等を活用した居場所づくり(◆)	○庁舎等の公共施設の自由スペースを開放し、気軽に使える居場所となるよう取り組んでいきます。 ○学校施設等を活用し、児童の居場所づくりに取り組んでいきます。	① ② ③	こども政策課 総務課 市民協働課 教育総務課 学校教育課 社会教育・文化振興課 図書館

基本方向（４）多様な体験活動の機会や場の充実

子どもたちが様々な活動・経験を通して、豊かな人間関係を形成し、思いやりの心や規範意識、コミュニケーション能力など社会性を育むとともに、創造力の醸成や主体的に考え、実行する力、体力の増進など、心身ともに健やかに、夢を持って成長できるようにすることが重要です。

地域の豊かな資源を生かし、多様な体験・交流の機会、活動の場の提供の充実を図ります。

また、子ども自身が未来を担う社会の一員として、主体的に自ら考え、参加し、自信を持って行動できるように、子どもの意見を反映する機会や子どもの能力を発揮する機会の充実を図ります。

基本施策① こどもの活動・学習への支援

No.	施策・事業	取組内容	ライフ ステージ	担当課
187	【5-(1)-①再掲】 中学生職場体験学 習	○実社会での知識や技術・技能等にあふれることを通して、働くことの楽しさや難しさについて実体験し、自己の将来について考えるきっかけ、職業観の育成を図ります。	②	学校教育課
188	おはなしボランティア 養成講座	○絵本を子どもたちに届けることの大切さや、読み聞かせの技術を学ぶことで、ボランティア全体のスキルアップを図るとともに、新たな担い手を育成します。子どもの豊かな心を育む一助となるよう、養成講座を開催します。	④	図書館
189	中学生海外派遣事 業・姉妹都市ミシガ ン州エイドリアン市 中学生受入事業	○姉妹都市ミシガン州エイドリアン市との相互派遣によるホームステイや学校生活等の体験を通して、国際理解教育を進め、諸外国の文化や伝統を理解するとともに、自国の伝統や文化について考え、大事にする心を育み、国際社会で主体的に生きるための資質と能力を育みます。	②	学校教育課 市民協働課
190	もりやま“夢”プロジ ェクト実施事業	○若者の国際意識の醸成および姉妹都市である米国ハワイ州カウアイ郡との若者同士による交流を目的に、高校生英語スピーチコンテスト入賞者のカウアイ郡派遣を実施します。	②	市民協働課
191	障害者スポーツの普 及啓発	○障害者と健常者が交流を深めるため、守山市障害者スポーツ協会等と連携し、市内小中学校でパラスポーツの普及啓発を実施します。	②	スポーツ振興課
192	遊友ホリデークラブ	○子どもたちの思いやりの心を養うため、自然や伝統文化、地域の様々な人とのかかわる活動機会の提供を支援します。	④	社会教育・ 文化振興課

No.	施策・事業	取組内容	ライフ ステージ	担当課
193	エルセンター子ども体験教室	○子どもを対象に、ものづくり、科学実験やフィールドワークなど、様々な体験活動の場を提供します。	④	社会教育・文化振興課
194	環境学習機会提供	○「もりやまエコパーク交流拠点施設」を環境学習の拠点とするなか、多様な環境学習の機会を提供します。	② ④	環境政策課
195	守山市緑の少年団育成補助金事業	○緑化活動を通じて、子どもたちの緑化意識向上につなげる機会の提供を行っている守山市緑の少年団に対し、活動補助を目的として、補助金を交付します。	④	土木管理課
196	親子で参加できるイベントの推進	○日常的に親子でスポーツに親しむきっかけとなるように、親子で参加できるイベントを推進します。	④	スポーツ振興課
197	スポーツ少年団	○スポーツ少年団の活動を後押しするため、スポーツ少年団の活動を支援します。	④	スポーツ振興課
198	青少年団体への活動促進支援	○地域社会での様々な体験・活動を通じて、力強く心豊かに生きていく力を養えるよう、活動機会の提供を推進します。	④	社会教育・文化振興課

基本施策② 地域における体験活動の推進

No.	施策・事業	取組内容	ライフ ステージ	担当課
199	地域教材・人材を活用した保育内容の充実	○子どもたちが地域に愛着を持てるよう、地域の行事や人材を活用した保育内容の充実に努めます。	① ④	保育幼稚園課
200	地域の生産者との交流	○各学校が主体となって地域の生産者等と交流を行い、食育の意識啓発を行います。	④	保健給食課
201	図書館活動の充実	○図書館と地域が連携し、図書館員や図書館サポート隊のおはなしボランティアによる本の読み聞かせの実施など、図書館や本に親しみやすい環境づくりを推進します。	④	図書館
202	文化財保存継承事業	○子どもたちが身近な文化財を体験しながら、楽しく学ぶことを通じて、地域への関心や愛着を持ち、心豊かに育つための活動を推進します。 ○様々な体験プログラムを用意し、学校と協力して文化財学習を進めます。 ○市内に伝わる仏像や建造物などの有形文化財や祭りなどの伝統行事を後世に残すため、それらの保存と継承を行います。 ○国の補助事業「伝統文化親子教室」等への参画を支援し、子どもたちが伝統文化の学習を通じ、日本の心を理解する取組を市民とともに進めます。	④	文化財保護課

第2部 各 論
第4章 施策の展開

No.	施策・事業	取組内容	ライフ ステージ	担当課
203	地域行事への参加	○保育所や幼稚園、認定こども園において、祭りや運動会などの地域行事に参加することにより、地域を慈しむ心を育み、思いやりのあふれた子どもの育成を推進します。	① ④	保育幼稚園課
204	【1-(2)-①再掲】 地域子育て支援センターでの相談・指導体制の充実	○気軽に立ち寄れる遊び場、相談できる場を提供し、地域と連携した子育て支援の充実を図ります。	① ④	こども政策課

第5章 事業の見込量と確保方策(子ども・子育て支援事業計画)

第1節 子ども・子育て支援事業計画について

子ども・子育て支援法第 61 条第1項の規定により、市町村は、「基本指針」に即して、教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等に関する計画(市町村子ども・子育て支援事業計画)を定めるものとされています。

また、同条第2項において、計画に記載すべき事項が以下のとおり定められています。

子ども・子育て支援事業計画に記載すべき事項

●幼稚園や保育所・認定こども園などに関する需給計画

幼稚園や保育所・認定こども園について、計画期間の5か年度それぞれに、「利用見込量」と、その見込量に見合う幼稚園や保育所などの定員(供給)を確保していくための計画(確保方策)を定めます。

※幼児教育職が必要数確保できていることを前提

●地域子ども・子育て支援事業に関する需給計画

時間外(延長)保育事業をはじめ、地域子ども・子育て支援事業について、見込量と確保方策を定めます。地域子ども・子育て支援事業は、以下の事業をいいます。

- | | |
|---|--------------|
| ○利用者支援に関する事業 | ○子育て世帯訪問支援事業 |
| ○時間外(延長)保育事業 | ○児童育成支援拠点事業 |
| ○放課後児童健全育成事業 | ○親子関係形成支援事業 |
| ○子育て短期支援事業 | ○妊婦等包括相談支援事業 |
| ○乳児家庭全戸訪問事業 | ○乳児等通園支援事業 |
| ○養育支援訪問事業及び要保護児童対策
地域協議会その他の者による要保護
児童等に対する支援に資する事業 | ○産後ケア事業 |
| ○地域子育て支援拠点事業 | |
| ○一時預かり事業 | |
| ○病児・病後児保育事業 | |
| ○子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) | |
| ○妊婦に対して健康診査を実施する事業 | |
| ○実費徴収に係る補足給付を行う事業 | |
| ○多様な事業者の参入促進・能力活用事業 | |

●教育・保育の一体的提供および推進体制の確保内容

認定こども園の普及に係る基本的な考え方などを定めます。

第2節 将来の子どもの人口

事業の見込量を設定するため、基礎となる将来の子どもの人口の推計を行いました。

子ども人口の推計方法について

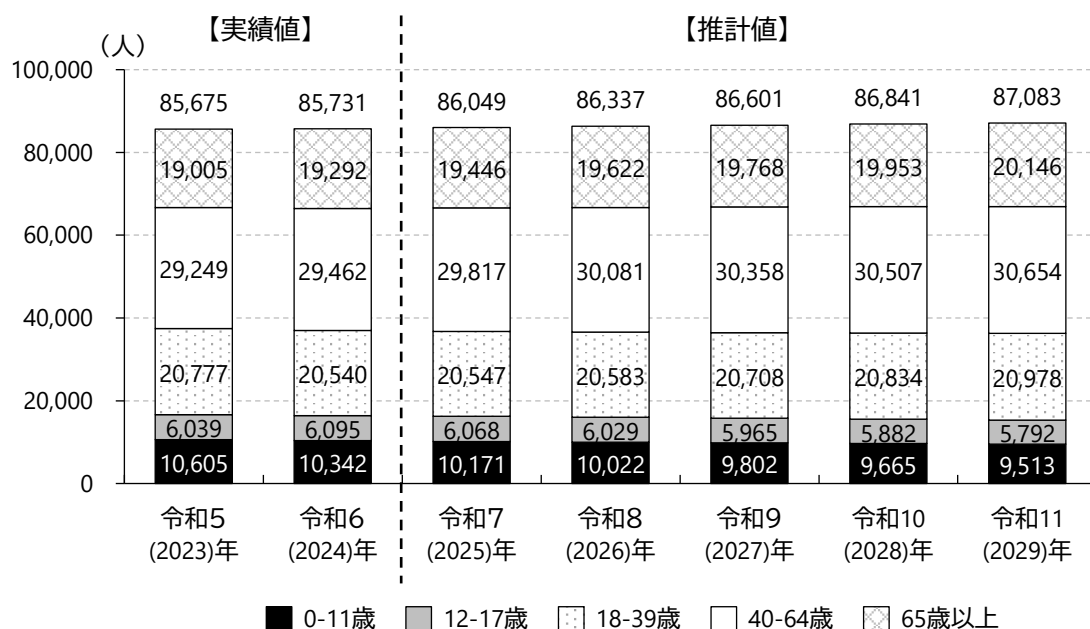
●推計方法:コーホート変化率法

「コーホート」とは、ある年(期間)に生まれた集団のことをいい、コーホート法とは、その集団のある期間の人口変化を観察することで、将来人口を推計する方法をいいます。コーホート変化率法は特定のコーホートにおけるX年の人口 P_x がY年に人口 P_y となった場合、 $P_y \div P_x$ を変化率として将来の推計に適用する方法です。

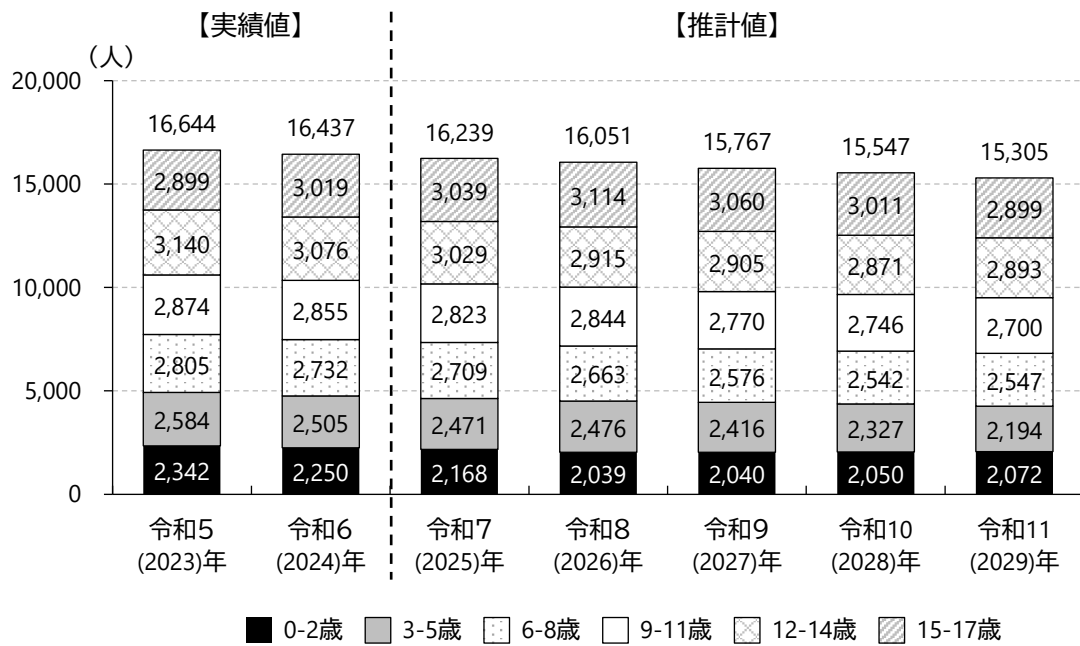
●使用データ:住民基本台帳

今回の推計では、平成30(2018)年～令和6(2024)年の7年次における男女・0～105歳以上(212コーホート)の実績人口(各年4月1日時点)から6年分の変化率を算出し、これを基本として将来推計に使用しています。

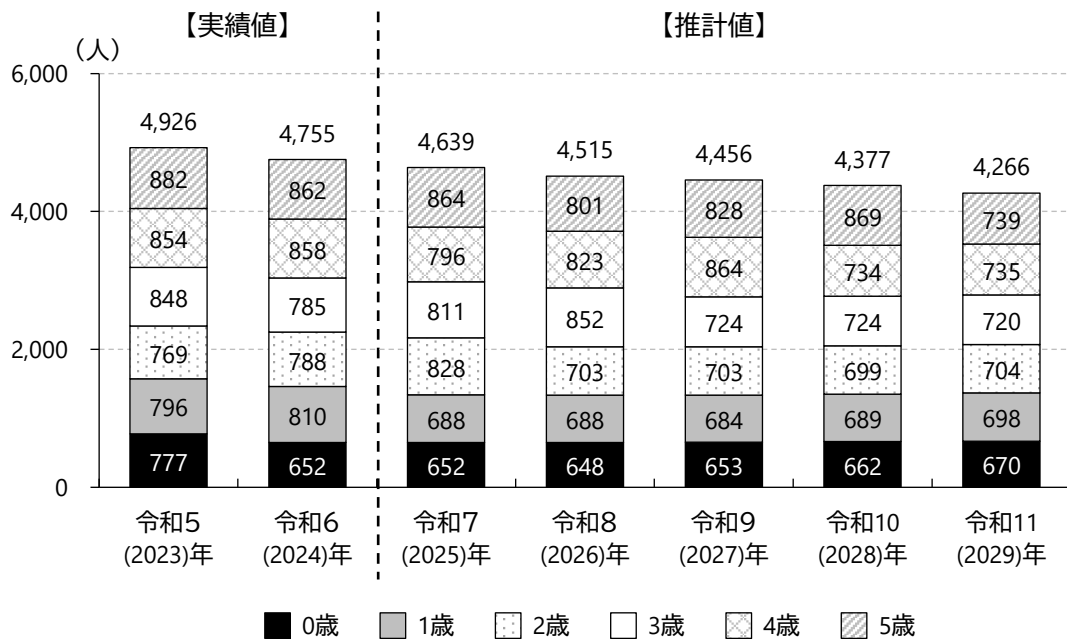
総人口・年齢5区分別人口推計



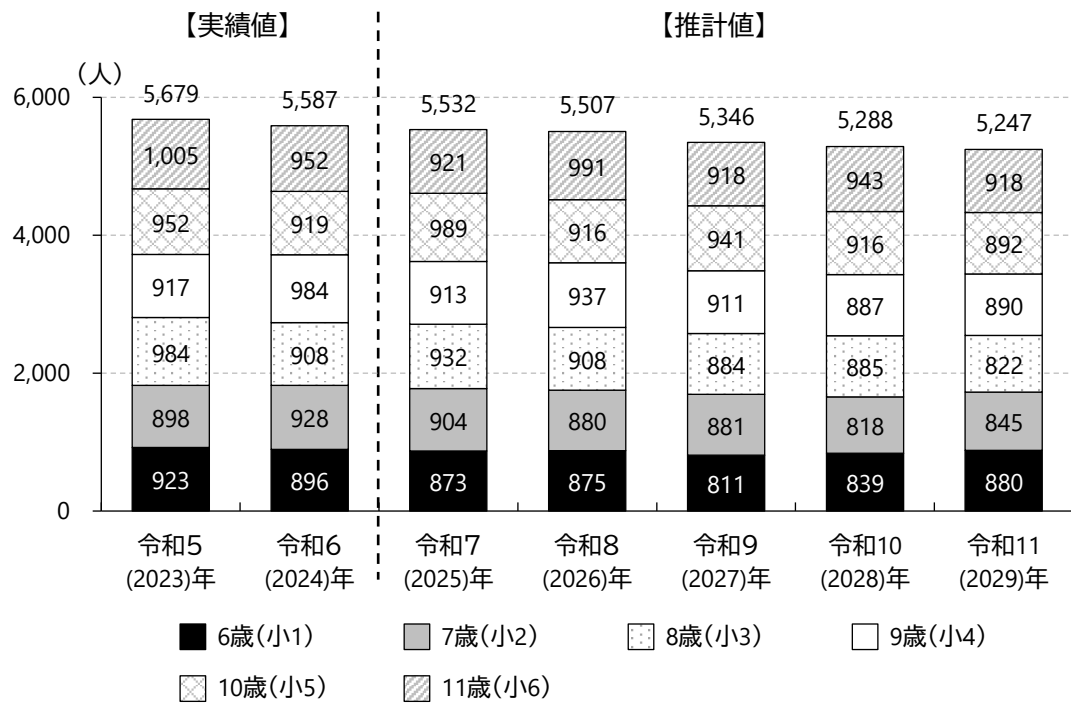
子どもの人口・3歳年齢区分別人口推計



就学前人口・1歳年齢区分別人口推計



就学人口・1歳年齢区分別人口推計



第3節 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法第61条第2項により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を基本に、地理的条件、人口、交通事情などの社会的条件、教育・保育の整備状況などを総合的に勘案した上で、市町村が独自に設定することが必須事項となっています。

守山市は、東西8.4km、南北12.2km、面積55.73km²の市域となっています。保育所が9か所(うち、私立4か所)、幼稚園が5か所、認定こども園が9か所(うち、私立4か所)、地域型保育事業所が14か所、小学校は9校、中学校は4校となっています。

このようななかで、認定区分(1号、2号、3号)ごとの教育・保育提供区域と、地域子ども・子育て支援事業の提供区域を設定するにあたり、次のことを重視します。

(1)供給過多、あるいは供給過少にも柔軟に対応できること

区域を設定した場合、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合以外は、基準等の条件を満たす申請が提供されると、他の区域が供給過多であっても新たに認可することになるので、資源の有効活用が妨げられることは避けるようにします。

(2)子ども同士、親同士の交流機会の増加につながるようにすること

地域特性や上記の観点も踏まえ、守山市では教育・保育提供区域について、次のとおり設定します。

●認定区分(1号、2号、3号)ごとの教育・保育提供区域など、基本となる提供区域は、「市全域」の1区域とします。

1号認定:3歳以上の就学前の子どもで教育希望

2号認定:3歳以上の保育が必要な就学前の子どもで保育を希望

3号認定:3歳未満の保育が必要な子どもで保育を希望

●区域設定の必要な地域子ども・子育て支援事業の提供区域は、次表のとおりとします。

地域子ども・子育て支援事業の提供区域

事業	提供区域	考え方
●利用者支援事業 子どもまたはその保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言等を実施	市内全域	教育・保育施設の活動の一環として、市内全域とします。
●時間外(延長)保育事業 保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日および利用時間以外の保育の実施	市内全域	通常利用する施設等での利用が想定されるため、市内全域とします。
●放課後児童健全育成事業 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を提供	小学校区	各小学校区を基本として実施します。
●子育て短期支援事業 保護者が疾病等の理由により、家庭において児童の養育が困難になった場合に、児童養育施設等において養育・保護を実施	市内全域	市内全域とします。
●乳児家庭全戸訪問事業 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、養育環境の把握や情報提供等を実施(市独自の取組として1歳児への全戸訪問活動も実施)	市内全域	市内全域とします。
●養育支援訪問事業および要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業 養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導や助言等を実施	市内全域	市内全域とします。
●地域子育て支援拠点事業 乳幼児およびその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、相談、情報の提供や助言等を実施	市内全域	市内全域とします。
●一時預かり事業 幼稚園や保育所において一時的に乳幼児を預かり、必要な保護を実施	市内全域	教育・保育施設での利用を含むため、市内全域とします。
●病児・病後児保育事業 病児または病後児について、病院や保育所等の専用スペース等で一時的に保育を実施	市内全域	市内全域とします。
●子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) 乳幼児や小学生等の児童を有する保護者等を会員として、預かり等の希望者と援助することを希望する会員との相互援助活動に関する連絡・調整等を実施	市内全域	市内全域とします。
●妊婦健康診査事業 妊婦が定期的に行う健診費用を助成	市内全域	市内全域とします。

事業	提供区域	考え方
●子育て世帯訪問支援事業 家事支援、育児・養育支援、子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談・助言等を実施	市内全域	市内全域とします。
●児童育成支援拠点事業 安全・安心な居場所の提供、生活習慣の形成、学習の支援、食事の提供等を実施	市内全域	市内全域とします。
●親子関係形成支援事業 児童とのかかわり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者に健全な親子関係の形成に向けた支援を実施	市内全域	市内全域とします。
●妊婦等包括相談支援事業 妊婦・その配偶者等に対して、情報提供や伴走型相談支援を実施	市内全域	市内全域とします。
●乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度) 全ての子育て家庭に対して、月一定時間までの利用可能枠のなかで、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる通園制度	市内全域	市内全域とします。
●産後ケア事業 生後1年未満の乳児と産婦に対して医療機関等での宿泊やデイサービス、助産師などによる訪問を実施	市内全域	市内全域とします。

第4節 乳幼児期の教育・保育の見込量と確保方策

1. 教育・保育の見込量設定の考え方

教育・保育の見込量設定については、次の点を基本とします。

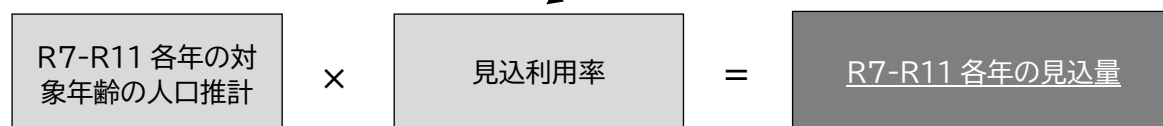
- 各事業において、対象年齢の人口推計、第2期の事業実績値をもとに見込量を設定します。第3期期間中に新たに実施される事業については、国の算出マニュアルに基づき算出します。
- 一方で、育児休業満了時には希望する教育・保育施設を円滑に利用できるようにするとともに、保護者の就労による保育が必要な条件のみならず、育児休業中の兄弟姉妹の預かり、保護者の学習、求職中の預かり等も踏まえた見込量を設定します。

見込量設定の手順

①第2期計画期間中の利用実績に対する人口から利用率を算出



②各年の利用率の傾向から令和7年～令和11年の利用見込みを算出



※放課後児童クラブは人口推計ではなく学校区の児童数の推計

2. 就学前教育の実施【幼稚園、認定こども園（短時部）】

概 要

対象:就学前児童(1号認定/3～5歳)

施設数:幼稚園5園(すべて公立)、認定こども園9園(公立4園、私立5園)

定員数:1,765 人

幼稚園、認定こども園の利用児童数の推移

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童数(人)		1,264	1,149	1,071	986
内訳(人)	3歳	394	346	333	310
	4歳	399	398	344	335
	5歳	471	405	394	341
施設数(園)		15	15	15	15



幼稚園、認定こども園（短時部）（3歳児～5歳児）の見込量と確保量

認定区分	実績見込	計画期間				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量(人)	933	840	792	773	745	702
確保量(人)	1,765	1,765	1,765	1,765	1,765	1,765

※幼児教育職が必要数確保できていることを前提

確保方策

○利用児童数は減少傾向ですが、令和7年度から幼稚園での給食提供を開始することから、利用状況に注視しつつ、ニーズに合わせた柔軟な対応を実施します。

3. 保育の実施【保育所、認定こども園（長時部）、地域型保育事業】

概 要

対 象:就学前児童(3号認定/0歳～2歳、2号認定/3歳～5歳)

施設数:保育所9か所(公立4か所、私立5か所)、認定こども園9か所(公立4か所、私立5か所)、小規模保育所 13 か所、家庭的保育室4か所、事業所内保育所2か所

保育所、認定こども園の利用児童数の推移

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童数(人)		2,208	2,284	2,386	2,409
内訳(人)	0歳	93	91	105	106
	1歳	334	344	353	364
	2歳	409	416	441	417
	3歳	460	491	471	503
	4歳	444	488	516	495
	5歳	468	454	500	524
施設数(園)		29	35	36	36



■保育所、認定こども園（長時部）等 0歳児（3号認定）の見込量と確保量

認定区分	実績見込	計画期間				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量(人)	96	98	101	105	110	115
確保量(人) 認可定員	183	183	189	189	189	189

※幼児保育職が必要数確保できていることを前提

■保育所、認定こども園（長時部）等 1歳児（3号認定）の見込量と確保量

認定区分	実績見込	計画期間				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量(人)	401	347	358	366	380	396
確保量(人) 認可定員	387	390	410	410	410	410

※幼児保育職が必要数確保できていることを前提

■保育所、認定こども園（長時部）等 2歳児（3号認定）の見込量と確保量

認定区分	実績見込	計画期間				
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
見込量(人)	459	497	422	422	419	422
確保量(人) 認可定員	470	474	497	497	497	497

※幼児保育職が必要数確保できていることを前提

確保方策

○母親の就業率の増加、保育ニーズの低年齢化等が要因で、令和7年度の2歳児に待機児童が発生する見込みとなっており、令和7年度に小規模保育所1か所、令和8年度に保育所1か所を整備し、令和9年度以降の待機児童解消を図ります。

保育所、認定こども園（長時部） 3～5歳児 2号認定の見込量と確保量

認定区分	実績見込	計画期間				
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
見込量(人)	1,492	1,557	1,609	1,570	1,513	1,426
確保量(人) 認可定員	1,550	1,550	1,610	1,610	1,610	1,610

※幼児保育職が必要数確保できていることを前提

確保方策

○令和7年度および令和8年度については一時的に定員を上回るニーズが発生する可能性があります。定員を超える受け入れを実施するなどにより対応し、保育所の確保、育成、定着化を図ることで認可定員に対する確保量の維持に努めます。

4. 地域型保育事業の認可に関する需給調整の考え方

教育・保育提供区域において教育・保育事業の供給が不足している場合、当該区域に認可基準を満たす地域型保育事業所の設置申請に対しては、原則、認可することとなっています(児童福祉法第34条の15第5項)。

本計画に定める教育・保育提供区域の見込量には、地域型保育事業に係る見込量も含まれており、今後の事業認可にあたっては、需給調整を行います。また、教育・保育提供区域において、特定教育・保育施設および特定地域型保育事業所の利用定員総数が、計画で定める見込量に既に達しているか、申請された地域型保育事業所の設置によって見込量を超える場合、原則、当該地域型保育事業の認可を認めないこととします。

5. 教育・保育の一体的提供の推進

本市では、平成19年に策定した「幼児教育振興プラン」に基づき、就学前教育における3歳児保育や認定こども園の整備(既存施設の認定こども園化を含む)を進め、現在、7か所(うち、私立4か所)の認定こども園を設置しています。

本計画期間中における認定こども園の整備については、教育・保育の見込量の動向を踏まえ整備の必要性を見極めるなか、教育・保育の一体的提供の推進を図ります。

6. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月から開始された幼児教育・保育の無償化に伴って、新制度未移行幼稚園の保育料や幼稚園・認定こども園の預かり保育利用料、認可外保育施設等の利用料を対象とした「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、必要に応じ、給付の方法や事務手続き等の変更について検討を行うなど、当該給付の円滑な実施の確保を図ります。

また、子育てのための施設等利用給付の対象施設である、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、その後の運営状況の把握などについては、認可権限や指導監督権限を持つ滋賀県による立入調査等にも同行するなど、滋賀県と常に連携しながら、特定子ども・子育て支援施設等の情報を共有し、当該施設等に対し保育の質の向上が図られるよう働きかけます。

第5節 地域子ども・子育て支援事業の見込量と確保方策

1. 利用者支援事業

概 要

対 象:就学前児童(0～5歳)の保護者
内 容:子どもおよびその保護者が、教育・保育や子育て支援サービスなどを利用するにあたり、適切なサービスを選択したり、サービスへのアクセスを支援するため、身近な場所での情報提供や必要に応じた相談・助言を行うとともに、関係機関との連携を図ります。

利用者支援事業の実施状況

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所(か所)	1	1	1



利用者支援事業の見込量と確保量

項目	実績見込	計画期間				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量(か所)	1	2	2	2	2	2
確保量(か所)	1	2	2	2	2	2

確保方策

○今後も、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を目指し、事業を継続します。

2. 時間外(延長)保育事業

概 要

対 象:2号認定(3歳～5歳)および3号認定(0歳～2歳)の乳幼児
 内 容:保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外の時間において保育を行います。保育標準時間については1日11時間を、保育短時間については1日8時間を超える利用について、時間外(延長)保育事業が適用されます。
 保育時間:公立 7:00～19:00(5園)
 私立 7:00～19:00(13園)、7:15～19:15(1園)、7:00～19:30(1園)、
 7:00～20:00(1園)、8:00～18:00(※5園)
 ※家庭的保育事業は保育短時間の利用にかかる時間外(延長)保育事業のみ実施

時間外(延長)保育事業の実施状況

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数 公立園(人)	257	331	286
利用人数 私立園(人)	312	154	337



時間外(延長)保育事業の見込量と確保量

項目	実績見込	計画期間				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量(人)	620	630	650	650	650	650
確保量(人)	620	630	650	650	650	650
施設数(園)	37	38	39	39	39	39

確保方策

○既存園での継続実施に加え、新たに開設する予定の園においても、全園で時間外(延長)保育を実施します。

3. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

※放課後児童クラブについては、通年利用の見込量に対して確保方策を講じるものとする。なお、季節利用については、一時的な利用であるため既存施設の活用を基本とする。

概 要

対 象：小学校1年生から6年生まで

内 容：保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に、遊びや生活の場を提供して、児童の安全と心身の健全な育成を図ります。

現在、21 施設で実施

利用時間：小学校の授業日 13:00～18:00(19:00)

小学校の休業日(8:00) 8:30～18:00(19:00)

休所日：日曜・祝日、年末・年始など

1) 守山小学校区

放課後児童健全育成事業の利用者数の推移

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録児童数(人)	234	219	206	237
施設数(か所)	4	4	4	4

(現行施設) 守山児童クラブ室、カナリヤクラブ、カナリヤ第三クラブ、カナリヤ第四クラブ



放課後児童クラブの見込量と確保量

項目		実績見込	計画期間				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量(人)	通年利用	239	268	256	251	242	234
	季節利用	47	53	50	49	48	46
計		286	321	306	300	290	280
基準上の施設キャパ(人)		275	275	275	275	275	275
確保量(人)	通年利用	239	268	256	251	242	234
	季節利用	47	53	50	49	48	46
計		286	321	306	300	290	280
施設数(か所)		4	4	4	4	4	4

確保方策

通年利用への対応

○一定の利用者増加は見込まれますが、通年利用児童については、既存施設の定員の範囲内であるため、既存施設において引き続き受け入れを行います。

季節利用への対応

○既存施設での受け入れは困難であるため、長期休暇中の期間に限り学校施設等の既存の施設の活用を図るなか、受け入れに向けた取組を進めます。

2)物部小学校区

放課後児童健全育成事業の利用者数の推移

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録児童数(人)	130	127	138	146
施設数(か所)	1	1	1	2

(現行施設)物部児童クラブ室、物部スポキッズ児童クラブ



放課後児童クラブの見込量と確保量

項目		実績見込	計画期間				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量(人)	通年利用	169	194	202	212	225	258
	季節利用	53	61	64	67	71	81
計		222	255	266	279	296	339
基準上の施設キャパ(人)		201	201	201	201	201	201
確保量(人)	通年利用	169	194	202	212	225	258
	季節利用	53	61	64	67	71	81
計		222	255	266	279	296	339
施設数(か所)		2	2	2	2	2	2

確保方策

通年利用への対応

○通年利用児童について、令和8年度までは施設キャパを上回る弾力的な受け入れを図ります。令和9年度以降は既存施設の定員の範囲を超える可能性があるため、不足する確保量については、今後の児童数の推移およびニーズを注視するなか、必要に応じて既存施設の活用を前提に対応します。

季節利用への対応

○既存施設での受け入れは困難であるため、長期休暇中の期間に限り学校施設等の既存の施設の活用を図るなか、受け入れに向けた取組を進めます。

3)吉身小学校区

放課後児童健全育成事業の利用者数の推移

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録児童数(人)	140	132	126	136
施設数(か所)	2	3	3	3

(現行施設)吉身児童クラブ室、吉身第二児童クラブ室、吉身スポキッズ児童クラブ



放課後児童クラブの見込量と確保量

項目		実績見込	計画期間				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量(人)	通年利用	160	187	196	203	208	211
	季節利用	73	85	89	93	95	96
計		233	272	285	296	303	307
基準上の施設キャパ(人)		204	204	204	204	204	204
確保量(人)	通年利用	160	187	196	203	208	211
	季節利用	73	85	89	93	95	96
計		233	272	285	296	303	307
施設数(か所)		3	3	3	3	3	3

確保方策

通年利用への対応

○令和10年度以降は既存施設の定員の範囲を超える可能性があるため、不足する確保量については、今後の児童数の推移およびニーズを注視するなか、必要に応じて既存施設の活用を前提に対応します。

季節利用への対応

○既存施設での受け入れは困難であるため、長期休暇中の期間に限り学校施設等の既存の施設の活用を図るなか、受け入れに向けた取組を進めます。

4)立入が丘小学校区

放課後児童健全育成事業の利用者数の推移

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録児童数(人)	120	114	108	125
施設数(か所)	1	1	2	2

(現行施設)立入が丘児童クラブ室、立入児童クラブさくら



放課後児童クラブの見込量と確保量

項目		実績見込	計画期間				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量(人)	通年利用	134	127	123	125	119	118
	季節利用	41	39	38	38	36	36
計		175	166	161	163	155	154
基準上の施設キャパ(人)		174	174	174	174	174	174
確保量(人)	通年利用	134	127	123	125	119	118
	季節利用	41	39	38	38	36	36
計		175	166	161	163	155	154
施設数(か所)		2	2	2	2	2	2

確保方策

通年利用への対応

○一定の利用者増加は見込まれますが、既存施設の定員の範囲内であるため、既存施設において引き続き受け入れを行います。

季節利用への対応

○既存施設の定員の範囲内であるため、既存施設において引き続き受け入れを行います。

5)小津小学校区

放課後児童健全育成事業の利用者数の推移

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録児童数(人)	82	81	89	88
施設数(か所)	1	1	1	1

(現行施設)小津児童クラブ室



放課後児童クラブの見込量と確保量

項目		実績見込	計画期間				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量(人)	通年利用	97	107	101	105	110	102
	季節利用	34	38	35	37	39	36
計		131	145	136	142	149	138
基準上の施設キャパ(人)		107	107	107	107	107	107
確保量(人)	通年利用	97	107	101	105	110	102
	季節利用	34	38	35	37	39	36
計		131	145	136	142	149	138
施設数(か所)		1	1	1	1	1	1

確保方策

通年利用への対応

○一定の利用者増加は見込まれますが、通年利用児童については、施設キャパを超える弾力的な受け入れを行うなど、今後の児童数の推移およびニーズを注視するなか、既存施設において引き続き受け入れを行います。

季節利用への対応

○既存施設での受け入れは困難であるため、長期休暇中の期間に限り学校施設等の既存の施設の活用を図るなか、受け入れに向けた取組を進めます。

6)玉津小学校区

放課後児童健全育成事業の利用者数の推移

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録児童数(人)	42	55	57	73
施設数(か所)	1	1	1	1

(現行施設)玉津児童クラブ室



放課後児童クラブの見込量と確保量

項目		実績見込	計画期間				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量(人)	通年利用	95	100	119	118	125	122
	季節利用	27	28	34	34	36	35
計		122	128	153	152	161	157
基準上の施設キャパ(人)		85	85	85	85	85	85
確保量(人)	通年利用	95	100	119	118	125	122
	季節利用	27	28	34	34	36	35
計		122	128	153	152	161	157
施設数(か所)		1	1	1	2	2	2

確保方策

通年利用への対応

○利用者の増加が見込まれ、既に施設キャパを超えた受け入れを行っていることから、令和7年度から不足する確保量については、既存施設の活用を前提に対応します。

季節利用への対応

○既存施設での受け入れは困難であるため、長期休暇中の期間に限り学校施設等の既存の施設の活用を図るなか、受け入れに向けた取組を進めます。

7)河西小学校区

放課後児童健全育成事業の利用者数の推移

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録児童数(人)	219	207	214	243
施設数(か所)	2	2	2	3

(現行施設)河西児童クラブ室、河西第二児童クラブ室、まほろば児童クラブ



放課後児童クラブの見込量と確保量

項目		実績見込	計画期間				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量(人)	通年利用	252	261	263	257	253	249
	季節利用	49	68	68	67	66	65
計		301	329	331	324	319	314
基準上の施設キャパ(人)		234	314	314	314	314	314
確保量(人)	通年利用	252	261	263	257	253	249
	季節利用	49	68	68	67	66	65
計		301	329	331	324	319	314
施設数(か所)		3	4	4	4	4	4

(新規施設)R7:河西スポキッズ児童クラブ開設予定

確保方策

通年利用への対応

○一定の利用者増加は見込まれますが、通年利用児童については、令和7年度開設の施設を含めて定員の範囲内であるため、既存施設において引き続き受け入れを行います。

季節利用への対応

○既存施設での受け入れは困難な年度もあるため、長期休暇中の期間に限り学校施設等の既存の施設の活用を図るなか、受け入れに向けた取組を進めます。

8)速野小学校区

放課後児童健全育成事業の利用者数の推移

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録児童数(人)	149	117	162	151
施設数(か所)	2	2	2	2

(現行施設)ひなぎく学童クラブ(1、2)、カナリヤ第二クラブ



放課後児童クラブの見込量と確保量

項目		実績見込	計画期間				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量(人)	通年利用	160	177	175	164	166	184
	季節利用	44	49	48	45	46	51
計		204	226	223	209	212	235
基準上の施設キャパ(人)		188	188	188	188	188	188
確保量(人)	通年利用	160	177	175	164	166	184
	季節利用	44	49	48	45	46	51
計		204	226	223	209	212	235
施設数(か所)		2	2	2	2	2	2

確保方策

通年利用への対応

○一定の利用者増加は見込まれますが、通年利用児童については、既存施設の定員の範囲内であるため、既存施設において引き続き受け入れを行います。

季節利用への対応

○既存施設での受け入れは困難であるため、長期休暇中の期間に限り学校施設等の既存の施設の活用を図るなか、受け入れに向けた取組を進めます。

9)中洲小学校区

放課後児童健全育成事業の利用者数の推移

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録児童数(人)	20	26	23	27
施設数(か所)	1	1	1	1

(現行施設)中洲児童クラブ室



放課後児童クラブの見込量と確保量

項目		実績見込	計画期間				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量(人)	通年利用	33	40	55	63	68	74
	季節利用	14	17	23	27	29	31
計		47	57	78	90	97	105
基準上の施設キャパ(人)		52	52	52	52	52	52
確保量(人)	通年利用	33	40	55	63	68	74
	季節利用	14	17	23	27	29	31
計		47	57	78	90	97	105
施設数(か所)		1	1	1	1	1	1

確保方策

通年利用への対応

○利用者の増加が見込まれ、令和8年度から不足する確保量については、既存施設の活用を前提に対応します。

季節利用への対応

○既存施設での受け入れは困難であるため、長期休暇中の期間に限り学校施設等の既存の施設の活用を図るなか、受け入れに向けた取組を進めます。

4. 子育て短期支援事業

概 要

内 容:保護者の疾病などにより、こどもを養育することが一時的に困難となった場合において、支援を要する家庭に対し、児童養護施設等において、一時的に児童を預かり、7日間を上限に養育を行うショートステイ事業と平日の夜間または休日の日中に養育を行うトワイライトステイ事業を行うものです。

子育て短期支援事業の実施状況

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数(人日)	0	53	30
施設数(か所)	1	1	1



子育て短期支援事業の見込量と確保量

項目	実績見込	計画期間				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量 ショートステイ・ トワイライトステイ(人日)	50	60	60	60	60	60
確保量(人日)	50	100	100	100	100	100
施設数(か所)	1	6	6	6	6	6

確保方策

○令和7年度以降、子育て短期支援事業の里親委託の実施を図ります。確保量については、里親5世帯それぞれに対し、年間10日委託できるよう確保に努めます。(守山学園 50日+里親5世帯×10日=100日)

5. 乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん訪問事業）

概 要

対 象:生後4か月までの乳児

内 容:地域に生まれた赤ちゃんの誕生を祝福する趣旨のもと、家庭における育児に対する不安や負担が大きくなっている現状に鑑み、乳幼児のいる家庭と地域社会をつなぐ機会を提供することにより、子育て家庭の孤立化を防ぎ、乳幼児の健全な育成環境を確保することを目的に3か月児および1歳児宅を訪問し、家庭の状況確認を行うとともに、必要に応じて育児支援につなげます。

訪問件数の推移

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
赤ちゃん 訪問(人)	生後4か月	752	777	664
	満1歳時	729	793	804



乳児家庭全戸訪問事業の見込量と確保量

項目	実績見込	計画期間				
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
見込量(生後4か月:人)	652	652	648	653	662	670
確保量(人)	652	652	648	653	662	670
(参考)満1歳時訪問(人)	889	736	731	737	747	756

確保方策

○3か月児および1歳児宅を訪問します。

6. 養育支援訪問事業および要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

概 要

対 象: 養育の支援が特に必要な家庭
 内 容: 保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童(要支援児童)もしくは保護者に監護させることが不適當であると認められる児童およびその保護者(要保護児童)または出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、要保護児童対策協議会において、総合的に支援を図ります。あわせて、乳児家庭全戸訪問事業等により把握した支援を要保護児童、要支援児童に対し、その養育が適切に行われるよう、当該居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う養育支援訪問を実施し、支援に努めます。

養育支援訪問事業の実施状況

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問数(件)	91	37	39

要保護児童対策地域協議会の開催状況

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
代表者会議(回)	2	2	2
支援検討会議(回)	12	12	12



養育支援訪問事業の見込量と確保量

項目	実績見込	計画期間				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量(人)	50	60	70	80	90	100
確保量(人)	50	60	70	80	90	100

要保護児童対策地域協議会の開催見込量

項目	実績見込	計画期間				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
代表者会議(回)	2	2	2	2	2	2
支援検討会議(回)	12	12	12	12	12	12

確保方策

○養育支援訪問については、子育て支援訪問員が要保護児童、要支援児童宅などに訪問し、実施します。

また、支援を要する家庭に対しては、要保護児童対策協議会において関係機関の情報共有をしっかりと行います。

7. 地域子育て支援拠点事業

概 要

対 象:就学前児童を中心とした児童およびその保護者
 内 容:地域子育て支援センターでの委託実施と、大型児童センターの指定管理者による委託運営で実施しています。令和7年 11 月から市内商業施設にて新たに子育て支援拠点施設を開設します。

地域子育て支援拠点事業の利用状況

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用状況 (人/年)	支援センター	2,597	3,862	5,106
	ほほえみセンター	16,782	21,758	27,399



地域子育て支援拠点事業の見込量と確保量

項目	実績見込	計画期間				
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
見込量 延利用回数(人日)	32,000	44,500	62,000	62,000	62,000	62,000
確保量(人日)	32,000	44,500	62,000	62,000	62,000	62,000
実施施設数(か所)	2	3	3	3	3	3

確保方策

○既存の子育て支援拠点(地域子育て支援センター、大型児童センター)と、新たに開設する子育て支援拠点施設を活用し、子育て世帯に対する子育て相談や子育て支援情報の提供、交流の場の提供を行います。

8. 一時預かり事業

概要

対 象:1号認定および2号認定(3歳～5歳)、その他0歳～5歳の乳幼児
 内 容:家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所、幼稚園等、認定こども園その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育を行います。
 実施施設:(幼稚園型Ⅰ):幼稚園、認定こども園短時部での預かり保育・・・市立幼稚園5園
 (一般型) :保育所等での一時預かり・・・ふるたか虹のはし保育園、滋賀短期大学附属すみれ保育園、地域子育て支援拠点施設

一時預かり事業の利用状況

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
幼稚園での預かり保育(人日)	15,188	16,175	17,909
保育所での一時保育(人日)	1,781	1,017	1,188



幼稚園における一時預かり(預かり保育:在園児等)の見込量と確保方策

項目	実績見込	計画期間				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量(人日)	18,000	19,000	19,000	19,000	18,500	17,500
確保量(人日)	19,000	19,000	19,000	19,000	18,500	17,500

保育所等における一時預かり(一時保育)の見込量と確保量

項目	実績見込	計画期間				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量(人日)	1,440	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
確保量(人日)	1,440	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400

確保方策

- 幼稚園型Ⅰ(幼稚園での預かり保育):幼稚園5園で預かり保育を実施しています。働きながら子育てする保護者が、児の幼稚園就園も選択できるよう、給食の開始や預かり保育日数の拡充など、預かり保育の充実を図っていきます。
- 一般型(保育所等での一時預かり):令和8年度から開始予定の乳児等通園支援事業の整備計画との調整を図りつつ、今後のニーズを見極めながら検討を行います。

9. 病児・病後児保育事業

概 要

対 象:市内在住の認可保育施設、幼稚園、こども園に通園する児童、および市内在住の小学校に通学する1年生～6年生の児童(体調不良児型は自園の児童のみ)

内 容:通園・通学中の児童が「病気回復期に至らない場合かつ当面の症状が急変しない場合」であって、保護者の都合で家庭での養育が困難な場合に、専用施設等で預かる事業です。(体調不良児型は、保育中に体調不良になった場合に受け入れ)

実施施設:オリーブ守山保育園(病児病後児保育ハーティ)、カナリヤ保育園(体調不良児型)

病児・病後児保育事業の利用状況

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
病児・病後児対応型(人日)	482	510	663
体調不良児型(人日)	350	397	614



病児・病後児保育事業の見込量と確保量

項目	実績見込	計画期間				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量(人日)	600	600	600	600	600	600
確保量(人日)	600	600	600	600	600	600

確保方策

○病児・病後児対応型について、オリーブ守山保育園と市の間で締結している「病児・病後児保育事業の連携協力に関する協定」のもと、これからも実施を継続するとともに、利用数は増加していることから、今後の利用動向を注視するなか、必要な方策を検討していきます。

○カナリヤ保育園で実施している体調不良児型について、継続実施します。

10. 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

概 要

対 象:おねがい会員は、0歳から小学 6 年生までの子どもを養育している保護者で、市内に在住の人
 内 容:育児の援助を受けたい人(おねがい会員)と育児の援助を行いたい人(まかせて会員)が会員登録し、育児について助け合う会員組織です。
 会員登録数:まかせて会員 85 人、おねがい会員 590 人、どちらも会員 36 人
 計 711 人(令和6年 3 月末時点)

ファミリー・サポート・センター事業の利用状況

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
活動件数(件)	1,978	2,408	2,272
会員数(人)	680	733	711



ファミリー・サポート・センター事業の見込量と確保量

項目		実績見込	計画期間				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量	延利用(人日)	2,100	2,200	2,270	2,290	2,300	2,340
	会員数(人)	710	720	730	740	750	750
確保量	延利用(人日)	2,100	2,200	2,270	2,290	2,300	2,340
	会員数(人)	710	720	730	740	750	750

確保方策

○まかせて会員の人材確保が必要であり、市の広報、ホームページ、SNS 等を引き続き活用するとともに、令和7年度に開設する地域子育て支援拠点施設において会員拡大に向けた取組を行います。

11. 妊婦健康診査事業

概 要

対 象:妊婦届出者

内 容:妊婦の健康の保持・増進を図るため、妊婦健康診査用受診券を交付します。

妊婦健康診査事業の利用状況

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用状況	延受診回数(回)	9,345	9,223	7,970
	受診券発行者数(人)	872	788	741
受診券枚数(枚)		14	14	14

妊婦健康診査事業の見込量と確保量

項目		実績見込	計画期間				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量	延受診回数(回)	8,259	8,135	8,201	8,310	8,408	8,495
	受診券発行者数(人)	770	745	751	761	770	778
確保量	延受診回数(回)	8,259	8,135	8,201	8,310	8,408	8,495
	受診券発行者数(人)	770	745	751	761	770	778

確保方策

- 妊婦健康診査に対する公費負担(14回)を引き続き実施し、妊婦の健康管理の充実および経済的負担の軽減を図ることができるよう支援します。
- すべての妊婦が、経済的理由から必要な時期に必要な健診を受けることなくリスクの高い出産にいたることのないように、安心して妊娠・出産できる体制を確保します。
- 診療報酬などを参考としながら適正な補助額を算定し、妊婦健康診査に係る公費負担の充実を図ります。

12. 実費徴収に係る補足給付を行う事業

概 要

- 対 象:①幼稚園・こども園・保育園に通園している園児がいる生活保護受給等世帯
②新制度未移行幼稚園に通園している園児がいる世帯
- 内 容:①市の定める利用料等の保護者負担額とは別に発生する、特定教育・保育施設等に対し保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。
②保護者が施設に対して支払うべき食事の提供(副食の提供に限る)に要する費用において、低所得世帯や多子世帯の負担を軽減するために助成する事業です。

実費徴収に係る補足給付を行う事業の実施状況

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
助成件数(件)	7	5	5
助成額(円)	74,337	62,376	112,509



実費徴収に係る補足給付を行う事業の確保量

項目	実績見込	計画期間				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量(件)	10	10	10	10	10	10
確保量(件)	10	10	10	10	10	10

確保方策

○これまで、日用品や文房具、副食費の実費徴収に係る助成を行っており、物価の高騰が続くなか、今後についても給付の対象となる費用を見極めつつ、継続して事業を実施します。

13. 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

概 要

対象事業:①新規参入施設等への巡回支援

②認定こども園特別支援教育・保育経費支援

③地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援

内内内容:①市町村が新規参入事業者に対して、保育士 OB など事業経験のある者を活用した巡回支援等を行うために必要な費用の一部を補助します。

②健康面や発達面において特別な支援が必要な子どもを受け入れる私立認定こども園の設置者に対して、職員の加配に必要な費用の一部を補助します。

③地域や保護者のニーズに応じて地域において重要な役割を果たしている、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動について、当該集団活動を利用する幼児の保護者の経済的負担を軽減する観点から、その利用料の一部を給付します。

多様な事業者の参入促進・能力活用事業の実施状況

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
巡回指導員(人)		0	0	0
特別支援教育・保育経費	施設数(か所)	4	4	3
	助成額(円)	24,000,000	40,230,000	38,880,000
集団活動事業(人)		4	5	3



多様な事業者の参入促進・能力活用事業の確保量

項目		実績見込	計画期間				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量	巡回支援(人)	0	0	0	0	0	0
	特別支援教育・保育経費(か所)	4	4	4	4	4	4
	集団活動(人)	5	5	5	5	5	5
確保量	巡回支援(人)	0	0	0	0	0	0
	特別支援教育・保育経費(か所)	4	4	4	4	4	4
	集団活動(人)	5	5	5	5	5	5

確保方策

○特別支援教育・保育経費助成

私立認定こども園を運営する事業者に対して、特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築するための経費を助成します。

○集団活動

対象となる活動の運営者との情報共有を図り、適切に利用者の把握に努め、助成を継続実施します。

14. 子育て世帯訪問支援事業

概 要

- 対 象:①保護者に監護させることが不適當であると認められる児童の保護者およびそれに該当するおそれのある保護者
 ②食事、生活習慣等について不適切な養育状態にある児童等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童の保護者およびそれに該当するおそれのある保護者
 ③若年妊婦等、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦およびそれに該当するおそれのある妊婦
 ④その他、事業の目的に鑑みて、市町村が本事業による支援が必要と認める者(支援を要するヤングケアラー等を含む)
- 内 容:①家事支援(食事の準備、洗濯、掃除、買い物の代行やサポート、等)
 ②育児・養育支援(育児のサポート、保育所等の送迎、宿題の見守り、外出時の補助、等)
 ③子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談・助言
 ④地域の母子保健施策・子育て支援施策等に関する情報提供
 ⑤支援対象者や児童の状況・養育環境の把握、市町村への報告

子育て世帯訪問支援事業の見込量と確保量

項目	実績見込	計画期間				
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
見込量(人)		119	144	172	199	226
確保量(人)		120	145	175	200	225

確保方策

○対象世帯数と1世帯あたりの利用回数を想定し、算定した見込量に応じて、訪問回数
 が充足するよう、事業量の確保に努めます。

15. 児童育成支援拠点事業

概 要

- 対 象:①食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある児童等、養育環境に関して課題のある主に学齢期以降の児童およびその保護者
 ②家庭のみならず、不登校の児童や学校生活になじめない児童等、家庭以外にも居場所のない主に学齢期以降の児童およびその保護者
 ③その他、事業の目的に鑑みて、市町村が関係機関からの情報により支援を行うことが適切であると判断した主に学齢期以降の児童およびその保護者
- 内 容:①安全・安心な居場所の提供
 ②生活習慣の形成(片付けや手洗い、うがい等の健康管理の習慣づけ、日用品の使い方に関する助言等)
 ③学習の支援(宿題の見守り、学校の授業や進学のためのサポート等)
 ④食事の提供、⑤課外活動の提供、⑥学校、医療機関、地域団体等の関係機関との連携
 ⑦保護者への情報提供、相談支援、⑧送迎支援(地域の実情等に応じて)

児童育成支援拠点事業の見込量と確保量

項目	実績見込	計画期間				
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
見込量(人)		19	19	19	19	18
確保量(人)		20	20	20	20	20

確保方策

○対象世帯数を想定し、算定した見込量に基づき、1回の事業で20人が利用できるよう確保に努めます。実績やニーズに応じて、見込量、確保量の見直しを図っていきます。

16. 親子関係形成支援事業

概 要

- 対 象:**①保護者に監護させることが不適當であると認められる児童およびその保護者もしくはそれに該当するおそれのある児童および保護者
 ②保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童および保護者もしくはそれに該当するおそれのある児童および保護者
 ③乳幼児健康診査や乳児家庭全戸訪問事業の実施、学校等関係機関からの情報提供、その他により市町村が当該支援を必要と認める児童およびその保護者
- 内 容:**児童とのかかわり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童とのかかわり方等の知識や方法を身につけるため、当該保護者に対して、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニング等を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行います。

親子関係形成支援事業の見込量と確保量

項目	実績見込	計画期間				
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
見込量(人)		9	9	9	9	9
確保量(人)		10	10	10	10	10

確保方策

○対象世帯数を想定し、算定した見込量に基づき、年1回の事業で10人が利用できるよう確保に努めます。実績やニーズに応じて、見込量、確保量の見直しを図っていきます。

17. 妊婦等包括相談支援事業

概 要

対 象:妊婦およびその配偶者等

内 容:妊婦・その配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行います。

妊婦等包括相談支援事業の見込量と確保量

項目	実績見込	計画期間				
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
見込量(回)		2,142	2,150	2,175	2,202	2,226
こども家庭センターでの確保量(回)		2,142	2,150	2,175	2,202	2,226
こども家庭センター以外での確保量(回)		0	0	0	0	0

確保方策

○妊娠届出時のネウボラ面接、妊娠8か月アンケート、新生児訪問を全件実施できるよう、助産師および保健師を確保します。

18. 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

概 要

対 象：保育所等に通所していない0歳6か月～2歳の未就園児
 内 容：すべてのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠のなかで、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる通園制度（「こども誰でも通園制度(仮称)」）を令和8年度から開始します。
 実施施設：地域子育て支援拠点施設(令和7年度開設予定)

こども誰でも通園制度の見込量と確保量

項目	実績見込	計画期間				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量(人)			1,440	1,440	1,440	1,440
確保量(人)			1,440	1,440	1,440	1,440

確保方策

○新たに開始する事業であり、利用状況等を見定めるなか、必要に応じて見込量と確保量の見直しを実施します。

19. 産後ケア事業

概 要

対 象: 生後1年未満の乳児と産婦
 内 容: 生後1年未満の乳児と産婦に対して心身のケアや育児のサポート等を行うため、医療機関等での宿泊やデイサービス、助産師などによる訪問を行います。

産後ケア事業の見込量と確保量

項目		実績見込	計画期間				
		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
見込量(人)	宿泊		72	72	72	73	74
	デイ		61	61	61	62	63
	訪問		6	6	6	6	6
確保量(人)	宿泊		72	72	72	73	74
	デイ		61	61	61	62	63
	訪問		6	6	6	6	6

確保方策

- 県内で集合契約を行い、実施可能施設を県内全域で確保し、受け入れ施設の拡充を図ります。
- 多胎児や支援の必要性が高い利用者を受け入れる施設に対し加算を行い、産後うつや不安の高い人が丁寧に支援を受けられるようにします。

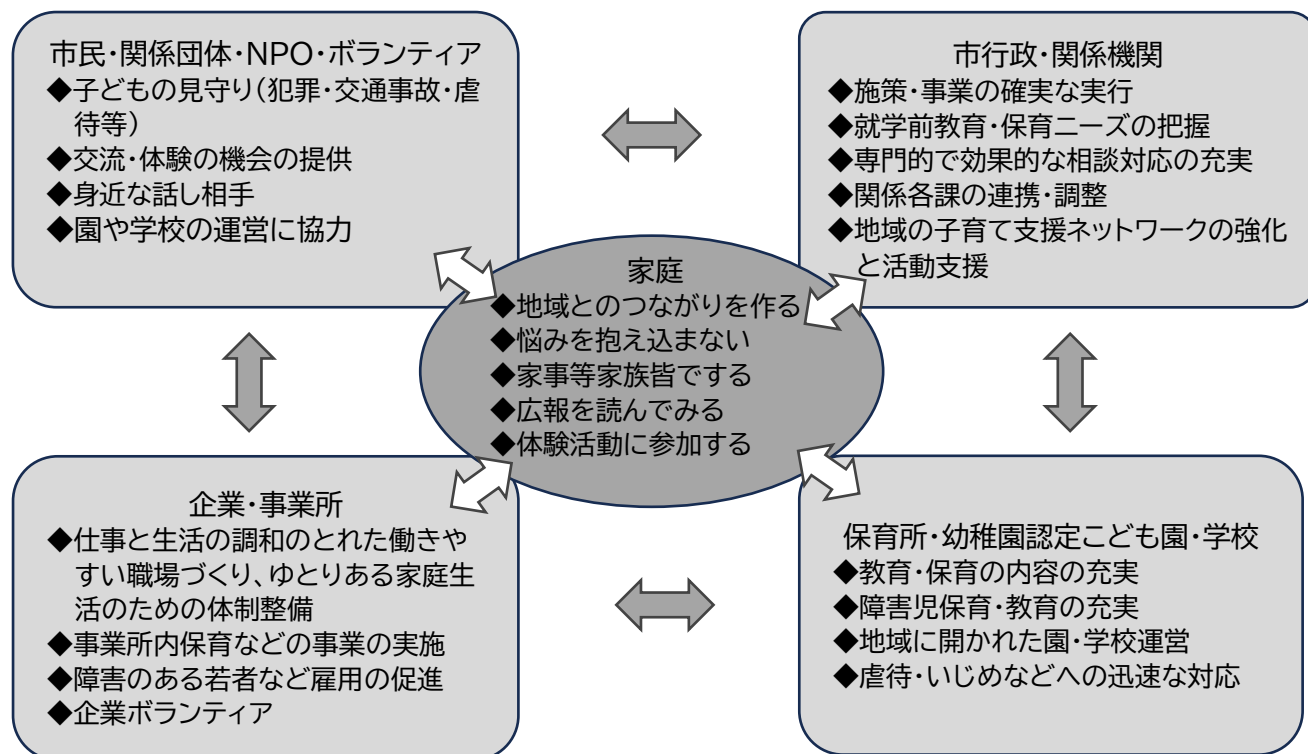
第2部 各 論

第5章 事業の見込量と確保方策(子ども・子育て支援事業計画)

第6章 計画の推進

第1節 計画の推進体制

本計画の基本理念である『子ども・若者が輝くまちづくり～すべての子ども・若者の幸せをみらいにつなぐ守山～』を実現するため、地域社会全体で子育て・親育ち・子育て支援に取り組んでいきます。



1. 推進体制の整備

本計画の推進にあたっては、様々な分野にわたる多角的、総合的取組が求められます。このため、県はもとより近隣市町の関係部局や庁内関係各課との連携を図るなか、施策の推進を図っていきます。

あわせて、「先ず隗より始めよ」の故事にあるとおり、すべての市職員が担当する職務にまい進できるよう、また仕事と家庭・地域生活の調和のとれた健康的な生活が送れるよう、安全で衛生的な職場環境づくりを進めます。

2. 市民との協働

社会全体で本市の「未来」である子どもを守り、育むためには、図にもあるとおり、市民、市民活動団体、保育所、幼稚園、認定こども園、学校、企業・事業所、行政・関係機関など地域社会全体が、それぞれ主体的に取組を進めることが重要であることから、計画の基本理念を具現化するため、本計画の内容等について広報・啓発を推進します。

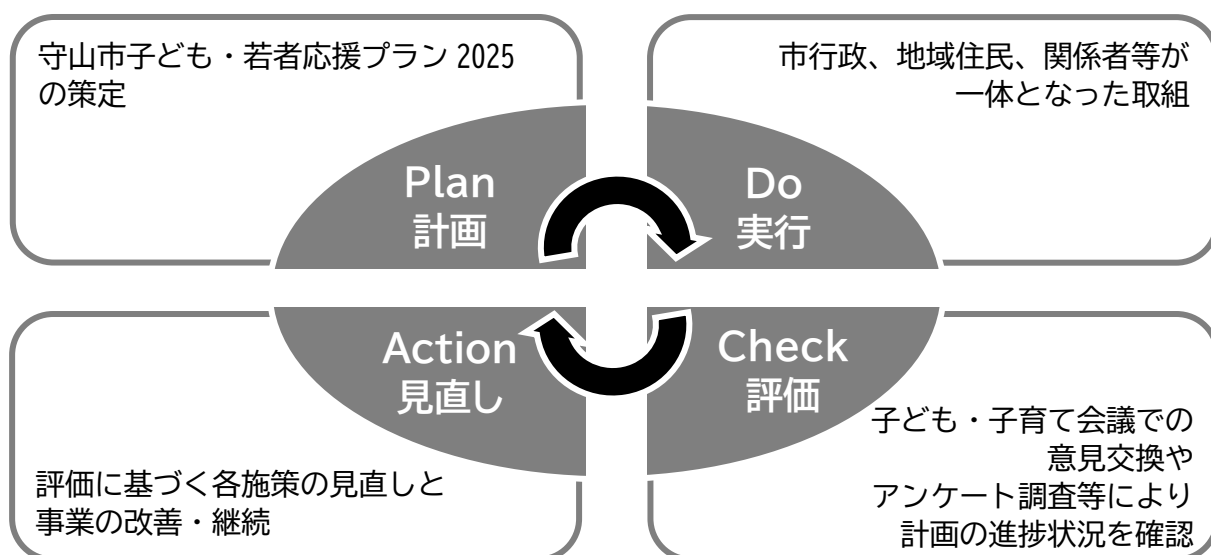
第2節 計画の進行管理

本計画(Plan)を総合的・効果的に推進するため、毎年、関係課による計画の実施(Do)状況の評価(Check)を行うとともに、「守山市子ども・子育て会議」での報告・審議を行います。

庁内における評価に加え、子ども・子育て会議における審議を外部評価として集約し、計画の進捗状況の確認や課題の整理、対策の検討等を行います。

また、子どもの人口、出生数の動向については流動的な要因も多くあり、国全体の社会情勢の変化も相まって、子育て支援に関するニーズも今後変化していくことが予想されます。

このことから、国の施策の状況を注視するなか、ニーズの動向や事業の進捗状況等を踏まえつつ、おおむね計画期間の中間年度を目途に、事業見込量等の精査を行い、確保方策等に係る計画の見直し・改善(Action)を行うこととします。



資料編

1 計画の策定経過

年月日	事項	内容
令和5年度		
令和5年 10 月 16 日	令和5年度 第1回守山市子ども・子育て 会議	【報告事項】 ・守山市内の現在の状況について ・守山市内の保育状況について ・守山市内の児童クラブの状況について ・守山市内の家庭児童相談の現状について 【協議事項】 ・ニーズ調査の作成案について
令和5年 12 月 13 日 ～令和6年1月9日	子ども・子育て支援に関するニーズ調査の実施	
令和6年2月 25 日	若者の意見聴取(もりやま未来ミーティング)の実施	
令和6年3月 21 日	令和5年度 第2回守山市子ども・子育て 会議	【報告・協議事項】 ・ニーズ調査に係る結果報告について ・若者の意見聴取の結果報告 ・市内の状況について ・施設整備状況について ・待機児童の状況について ・待機児童対策(ソフト・ハード) ・子育て環境の充実

年月日	事項	内容
令和6年度		
令和6年5月 22 日	令和6年度 第1回守山市子ども・子育て 会議	【報告・協議事項】 ・次期子ども・子育て応援プランの策定について ・プランの概要・策定の方針等について ・現行プランの進捗状況について ・子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果について ・子どもの意見聴取について ・プラン策定のスケジュールについて ・現行プランの成果等
令和6年7月 17 日 ～令和6年6月 28 日	こどもの意見聴取(アンケート)の実施	
令和6年8月 21 日	令和6年度 第2回守山市子ども・子育て 会議	【報告・協議事項】 ・次期プラン骨子(案) ・次期プランにおける個別施策(案)
令和6年 11 月 14 日	令和6年度 第3回守山市子ども・子育て 会議	【報告・協議事項】 ・子ども・若者応援プラン 2025 人口推計 および事業量見込みと確保方策について (案) ・子ども・若者応援プラン 2025 原案について
令和7年1月 10 日 ～令和7年1月 31 日	パブリックコメントの実施	
令和7年2月 10 日	令和6年度 第4回守山市子ども・子育て 会議	【報告・協議事項】 ・子ども・若者応援プラン 2025 パブリックコメントの実施結果とプラン最 終案について

2 守山市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 6 月 27 日
条例第 18 号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 72 条第1項の規定に基づき、守山市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を設置する。

(令5条例7・一部改正)

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、法第 72 条第1項の規定に基づき、次に掲げる事務を処理するものとする。

(1)特定教育・保育施設の利用等に関する検討

(2)特定地域型保育事業の利用等に関する検討

(3)子ども・子育て支援事業計画の策定または変更に関する検討

(4)子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項および当該施策の実施状況の調査審議

(令5条例7・一部改正)

(組織)

第3条 子育て会議は、委員 20 人以内で組織する。

2 前項の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1)学識経験を有する者

(2)自治会関係者

(3)地域福祉関係者

(4)保育関係者

(5)教育関係者

(6)保健・医療関係者

(7)経済・労働団体関係者

(8)子どもの保護者

(9)公募の市民

(10)その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長および副会長)

第5条 子育て会議に会長および副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたとき、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議は、会長が招集する。ただし、会長および副会長が選出されていないときは、市長が行う。

2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(関係者の出席等)

第7条 子育て会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見もしくは説明を聞き、または関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子育て会議の庶務は、こども家庭部において処理する。

(令3条例1・一部改正)

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営について必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(守山市特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

2 守山市特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例(昭和 41 年条例第5号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

付 則(令和3年1月 15 日条例第1号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

付 則(令和5年3月 28 日条例第7号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

3 守山市子ども・子育て会議 委員名簿

委嘱期間:令和6年5月 22 日から令和7年9月 30 日まで

分野	氏名	所属等	備考
学識経験者	山下 憲昭	大谷大学 名誉教授	会長
学識経験者(幼児教育)	中井 清津子	びわこ学院大学教育福祉学部子ども学科教授	副会長
学識経験者(保育)	川北 典子	元大谷大学 教授	
自治会関係者	山本 繁二	中洲学区長	
地域福祉関係者	則本 和弘	社会福祉法人守山市社会福祉協議会事務局長	
地域福祉関係者	山本 なお栄	守山市民生委員児童委員協議会会長	
保育、教育関係者	堀江 ひとみ	ひなぎくこども園 園長	
保育、教育関係者	大西 陽子	守山市立認定こども園守山幼稚園 園長	
教育関係者	藤澤 三千代	小津小学校 校長	
保健・医療関係者	松川 誠司	まつかわ小児科 院長	
経済・労働団体関係者	田中 良信	守山商工会議所 専務理事	
子どもの保護者(保)	石本 絵梨香	保育園保護者連絡協議会 会長	
子どもの保護者(幼)	城野 美香	PTA連絡協議会 幼・こ園部会 部会長	
子どもの保護者(小)	松本 麻希	PTA連絡協議会 小学校部会 部会長	
子どもの保護者(学童)	橋之口 めぐみ	守山市学童保育連絡協議会 会長	
その他市長が認める者	千葉 蓮	もりやま青年団 副団長	
その他市長が認める者	森田 光美	守山市地域子育て支援センター 保育士	
その他市長が認める者	福井 善隆	守山野洲少年センター(あすくる) 所長	
その他市長が認める者	廣瀬 香織	一般社団法人ママパスポート 代表	
その他市長が認める者	山口 駿士	特定非営利活動法人就労ネットワーク滋賀 相談支援員	

守山市
子ども・若者
応援プラン 2025

令和7(2025)年度～令和 11(2029)年度

令和7(2025)年3月

発行 守山市

発行・編集 守山市 こども家庭部 こども政策課

〒524-8585 滋賀県守山市吉身二丁目5番 22 号

TEL:077-584-5925

FAX:077-582-1138
